

目次『オンライン版』 ISSN 2189-2598

<http://japan.research.tsukuba.ac.jp/research>

論文

■ 高 揚 155

再依頼から合意形成に至る断りの談話の展開構造
—被依頼側の日本語母語話者と中国人日本語学習者の比較—

研究ノート

■ 大茂矢 由佳 172

日本は「移民」のタブーを克服したか
—2018年の入管法改正をめぐる国会審議の定量分析—

■ 片山 奈緒美 184

「わかりあえる日本語」の構築
—クルド人コミュニティにおける日本語意識調査から—

■ 陳 祥 198

「白・白い・白々・白々しい」の意味拡張及び認知プロセスについて

Online Edition (ISSN 2189-2598)

To access online articles and research notes, please refer to the following web-page:
<http://japan.tsukuba.ac.jp/research>

Articles

- Yang GAO 155
Discourse Structure of Refusal from Repeated Request to Consensus Building:
A Comparison Between the Requestee of Native Speakers of Japanese and
Chinese Learners of Japanese

Research Notes

- Yuka OMOYA 172
Is 'Migrant' Still Taboo in Japan? :
A Quantitative Analysis of the National Diet Deliberations on the
Amendment of the 2018 Immigration Act
- Naomi KATAYAMA 184
Establishing Mutually Understandable Japanese (Wakari aeru Nihongo):
An Awareness Survey Conducted Among the Kurdish Community Regarding
Japanese Language Learning
- Hsiang CHEN 198
Semantic Extension and Cognitive Process of “Shiro”, “Shiroi”, “Shirajira”, and “Shirajirashii”

論文

再依頼から合意形成に至る断りの談話の展開構造

—被依頼側の日本語母語話者と中国人日本語学習者の比較—

Discourse Structure of Refusal from Repeated Request to Consensus Building:
A Comparison Between the Requestee of Native Speakers of Japanese and Chinese Learners of Japanese

高 揚 (Yang GAO)

筑波大学人文社会科学研究科 博士後期課程

本研究では日本語母語話者（以下 JJJ）と中国人日本語学習者（以下 CCM）が接触場面でのコミュニケーション上の誤解や不愉快さを減らすための一環として、依頼側の日本語母語話者の一度行った依頼を再度行うという再依頼に対し、最初は断るが最後に受諾した場合、被依頼側の JJJ と CCM における、再依頼から合意形成に至る断りの談話の展開構造を比較した。その結果、再依頼に対し、被依頼側が JJJ かあるいは CCM かを問わず、「積極的合意形成」もあれば、「消極的合意形成」もある。また、「消極的合意形成」から「積極的合意形成」に切り替わる場合も見られる。一方、異なるところとして、被依頼側が JJJ の場合、被依頼側の JJJ は積極的に代案提示をせず、代案提示を依頼側に任せ、依頼側からの代案に合わせるという「依頼側の {代案提示} による合意形成」の展開構造が多い。一方、被依頼側が CCM の場合、被依頼側の CCM は積極的に代案を提示し、被依頼側からの代案に合わせるという「被依頼側の {代案提示} による合意形成」の展開構造が多い。この結果から、代案の使用によって最初は断るが最後に受諾した合意形成に至る断りの談話の展開構造が異なるということがわかった。

上述した結果への考察により、代案の使用と「上下関係」や「互惠関係」についての相関関係が明らかとなった。まず、被依頼側が {代案提示} をするか否かについては、日本語では中国語より上下関係を重要視するため、CCM の被依頼側と比べると、JJJ の被依頼側は代案提示を上司の依頼側に任せる傾向がある。また、{代案提示} で第三者に言及するか否かについては、中国社会では「頼り頼られ」という互惠関係による人間関係構築の習慣があるため、自分ができないことを身内や友人など互惠関係のある第三者に当該行為を頼んでも、問題を解決するための手段の一つとして認められる。しかし、互惠関係による人間関係構築の習慣がない日本社会では、自力で問題解決を優先し、第三者に言及する代案提示をしない。これらのことから、異文化間コミュニケーションでは、言語行動規範の違いの根源となる文化的背景の相違をよく理解し、それらに注意を払いながらコミュニケーションを図ることの重要性が示唆された。

In order to reduce misunderstanding and unpleasantness in communication in contact situations between native speakers of Japanese (JJJ) and Chinese learners of Japanese (CCM), this research compares the discourse structure of refusal of JJJ and CCM requestees, from repeated requests to consensus building, which results in final acceptance after numerous refusals. The discourse structure of accommodation of the requester's statement of alternative is seen in numerous instances. As a result, for a repeated request, regardless of whether the requestee is JJJ or CCM, there is "positive consensus building" and "reactive consensus building". There is also a case where "passive consensus building" is switched to "positive consensus building". However, when the requestee is JJJ, an alternative is not given, and the proposal of an alternative is left to the requester. In contrast, when the requestee is CCM, a positive alternative proposal is presented. In numerous instances, the accommodation of the requestee's alternative is seen in consensus building. As a result, it was concluded that the use of alternatives led to a difference in discourse structures of refusal, which resulted in consensus building that was initially rejected but finally accepted.

The study of the above results revealed the correlation between the use of alternatives and “hierarchical relationships” or “mutually beneficial relationships”. First, the hierarchical status is taken into consideration and is more important in Japanese than in Chinese in the decision-making of offering an alternative or not. Therefore, the requestee JJJ tends to leave alternative proposals to the superior's request side, compared to the requestee CCM. In addition, as to whether or not alternatives refer to third parties, in Chinese society, there is a custom of building relationships by a mutually beneficial relationship, in which, even if one cannot fulfill the request, the speaker relies on the help of third parties such as friends or family, and that practice is acknowledged by both the original requester and the requestee. However, in Japanese society there is no custom of relationship building through reciprocity relations, so priority is given to self-sufficient problem solving and no alternative proposal is made involving a third party. As a result, it is proposed that it is important to understand the cultural background differences that are the root of the differences in language code of conduct, and to communicate while paying attention to these differences in intercultural communication.

キーワード：日本語母語話者 中国人日本語学習者 再依頼 合意形成 展開構造

Keywords: Native Speakers of Japanese, Chinese Learners of Japanese, Repeated Request, Consensus Building, Discourse Structures

1. 研究背景

我々は日常生活において、依頼を断らなければならないという状況にしばしば直面する。しかし、断り方で人間関係に大きな影響を与える可能性があるため、断りは断りたいという情報伝達や人間関係の維持が両者に要求される非常に難しい行為である。日本語教育での断りの指導に関する日本語テキストにおいては、「はっきりと断るべきではない」「理由も詳細まで述べる必要はない」という点が強調される傾向にある（中井他 2018：188）。それ以外では、ほとんどが「～はちょっと…。」「それが…。」「難しいかもしれない」などの言語形式の提示に留まっているものが多い。しかし、日本語の句型を習得さえすれば、日本人とのコミュニケーションも円滑に図れる、というものではない（辻他 2016：10）。

また、断りに関する従来の研究においては、依頼に対する一度目の断り発話に注目したものが主流であり、意味公式(semantic formula)¹⁾による個々の断りのストラテジーの分析に焦点を当てたものが多い。しかし、実際の断りはそれほど単純ではなく、たとえば、丁寧に婉曲的に断り表現を用いて断る場合、その婉曲的な断り方がかえって相手からの再依頼を誘発することになってしまうという問題が生じている。その再依頼に対し、断りを述べる際に、互いの人間関係を損なう恐れがあるため、これまで断りに関する研究は、「最後まで断りを貫いた合意形成」²⁾に重点を置くもの（施 2005、2007、ハヤティ 2017）がなされている。一方、合意が形成される場合には、「最後まで断りを貫いた合意形成」のみならず、「最初は断るが最後に受諾した合意形成」³⁾も考えられる。受諾という最終結果にもかかわらず、依頼側によって依頼が開始され、すぐに承諾に至るのではなく、最初の断りのやり取りのプロセスを経て、最後に合意が形成されるという点から言えば、「最初は断るが最後に受諾した合意形成」も断りの研究に入れるべきであろう。しかし、「最初は断るが最後に受諾した合意形成」には、まだ解明されていないところがある。したがって、断りの談話の全体像、また合意が如何に形成されるかという、「依頼—断り」の構造およびメカニズムを明らかにするには、「最後まで断りを貫いた合意形成」に限らず、「最初は断るが最後に受諾した合意形成」に着目した研究も必要である。

また、グローバル化が進んでいる現在においては、異なる国同士の交流活動が盛んに行われる。滝浦（2016：86）によれば、同じ名称で呼び得る言語行為であっても、言語が異なると談話の要素や構造が

¹ Beebe 他（1990）は断り表現を分析する単位として意味公式を立てて、断り表現は意味公式の連鎖体として分析できると言った。

² 本研究での「合意形成」とは、依頼側と被依頼側の意見が最終的に一致することである。つまり、再依頼から話し合いを経て結論（断り/受諾）に辿り着く一連のやり取りを合意形成と呼ぶ。その中でも、「最後まで断りを貫いた合意形成」とは、被依頼側は最初から最後まで断りの意図を貫いた場合、依頼側はもうこれ以上再依頼せず、「あーそーかー、わかったじゃあ他（ほか）の人を当たってみることにしますね」などの発話をもって依頼の会話を収束し、被依頼側はそれに同意する場合を指す。この場合は、依頼側が会話を主導するのに対し、被依頼側が問題解決に協力的な態度を示さないのが特徴であり、「消極的合意形成」に属する。

³ 「最初は断るが最後に受諾した合意形成」とは、被依頼側は最初は断るにもかかわらず、依頼側とのやり取りのうちに、何らかのきっかけで最後に受諾に変化した場合を指す。そのうち、被依頼側あるいは依頼側は問題解決に積極的な態度を示し、相手側もそれに合わせて互いに調整しながら合意を形成するのが「積極的合意形成」であるが、相手側は仕方なく受け入れるのが「消極的合意形成」である。

驚くほど異なる場合もある。それにつれ、異文化による談話様態の違いから誤解が生じることも予想されるため、接触コミュニケーション場面は重要視されるべきである（呉 2018 : 222）。特に中国は、近年日本との交流が以前にも増して頻繁になり、中国人留学生や技能実習生が日本へ来たり、日本人ビジネスマンが中国へ行ったりすることによって、同じ学校や職場、日常生活などの場面で接触する機会は増えつつある。そのため、母語場面だけではなく、接触場面を取り上げて研究する必要があると考えられる。

こうした背景から、本研究では、依頼側の日本語母語話者の再依頼に対し、最初は断るが最後に受諾した場合、被依頼側⁴の日本語母語話者と中国人日本語学習者における、再依頼から合意形成に至る断りの談話に着目し、談話分析（discourse analysis）のアプローチ⁵の観点からの分析を通してその展開構造を比較した。展開構造の違いの解明を試みることによって、中国人日本語学習者や日本語母語話者が日中接触場面において誤解されやすい点について考える。

2. 本研究の分析対象と目的

依頼側の日本語母語話者の再依頼に対し、最初は断るが最後に受諾した場合、被依頼側の日本語母語話者と中国人日本語学習者における、再依頼から合意形成に至る断りの談話の展開構造の違いを明らかにするために、2.1 では、まず依頼に対する断りの談話の展開構造を整理し、依頼に対する断りの相互行為を定義する。その上で、本研究の分析対象を規定する。2.2 では、先行研究を概観して本研究の位置づけや目的を述べる。

（2-1）依頼に対する断りの談話の展開構造と発話機能

施（2007）によれば、断りの談話は、「断り成立までの段階」と「断り成立後の段階」の二つの段階に分けることができる。この中で、断り成立までの段階とは、最初の依頼発話が現れたところから、依頼側の「断りの了解を示す」発話までのやり取りである。一方、断り成立後の段階とは、「断りの了解を示す」発話が現れた直後から断りの談話が終わるまでのやり取りである。なお、「断りの了解を示す」発話とは、依頼側が最初に発した、相手の断りたい意図を認め、もうこれ以上再依頼をしないことを伝える発話である。本稿では、この「断りの了解を示す」発話に当たる部分を「受け入れ部」とする。

また、中垣（2014）では、以下の構造に、勧誘に対する断りの談話を分けている。



図1 勧誘に対する断りの談話構造（中垣 2014 : 172）

異なる働きかけ、つまり「勧誘」や「依頼」に対する断りの言語行動には違いがあるかもしれない。しかし、最初は断るが最終的に受諾して合意形成に至る談話において、ためらいや断りなどによって「再勧誘」や「再依頼」を誘発してしまう可能性があることや、その「再勧誘」や「再依頼」に対する断りは「関係維持と意図伝達の両方に配慮が求められる」（尾崎 2006 : 90）ことから言えば、「勧誘」に対する断りや、「依頼」に対する断りは、同じ断りの言語行動として類似する部分もある。そのため、本研究では、施（2007）と中垣（2014）を参考にして、依頼に対する断りの談話の展開構造を段階的に捉え、さらに各段階の構造を構成要素的に詳細化するものとして図2に示す。詳細化する際に、談話をやり取りされる発話機能に基づく単位に分割し、各々の構成要素が担う発話機能の種類を特定してラベルを付けた後、各構成要素の定義について説明している。

⁴ 本研究は、再依頼後に受諾をして合意形成に至る談話が分析の対象であるため、「断る側」より「被依頼側」の方が分かりやすいように考えられ、「依頼側」に対して「断る側」ではなく、「被依頼側」という用語に統一した。

⁵ 談話分析（discourse analysis）のアプローチについては、3.3 節を参照されたい。

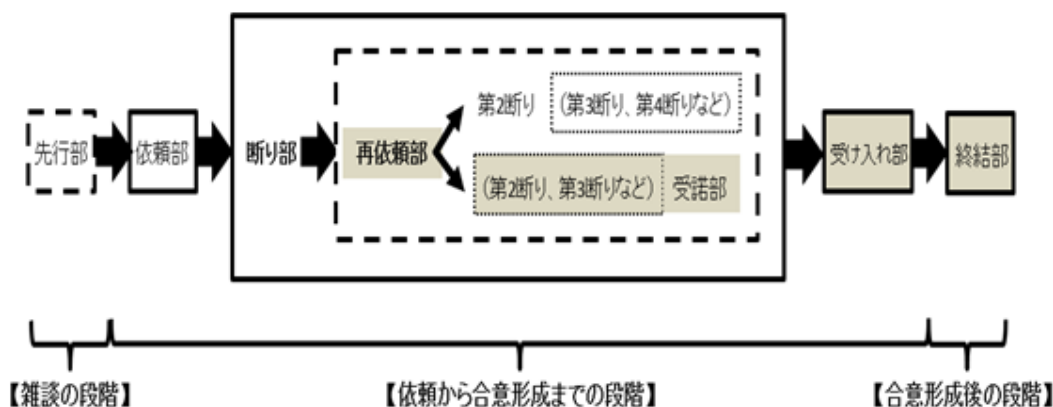


図2 依頼に対する断りの談話の展開構造

(1) 【雑談の段階】

依頼発話が始まる前の準備段階

- ① 「先行部」：依頼が唐突にならないように、また依頼をしやすく、被依頼側を依頼目的に関する話へと引き込むために、依頼発話に先立って依頼事項をめぐる事柄に関する雑談をお互いに交わす部分。この部分は現れない場合があるため、破線で囲む。

(2) 【依頼から合意形成までの段階】

依頼発話が出てから、依頼側が被依頼側の意図（断り/受諾）を受け入れるまでの段階

- ② 「依頼部」：依頼側の依頼発話。
- ③ 「断り部」：依頼発話に対する拒否を示す発話。その中で、「依頼部」に対する初めての断りの発話を「初出断り」とする。
- ④ 「再依頼部」：「断り部」に内包され、被依頼側が断ったのち、続けて依頼して被依頼側を応諾に向かわせようとする発話。この部分は現れない場合があるため、破線で囲む。
- ⑤ 「第2断り（第3断り、第4断りなど）」：「再依頼部」があった場合、その後に再度の断りを第2断りと判定する。また、第2断りの後に再依頼が出現し、その後に断りが表出されれば、その断りを「第3断り」と判定し、さらに、第4、第5断りなどについても同様に判定する。第3断り、第4断りなどは現れない場合があるため、破線で囲む。
- ⑥ 「受諾部」：再依頼に対する被依頼側の受諾発話。この前、第2断り（第3断り、第4断りなど）は現れない場合があるため、破線で囲む。
- ⑦ 「受け入れ部」：依頼側の発話で、被依頼側が表明した意図（断り/受諾）を受け入れる発話。

(3) 【合意形成後の段階】

依頼側が被依頼側の意図を認めてから依頼についての話題が終わるまでの段階

- ⑧ 「終結部」：依頼を終了させる発話。

上記の展開構造より、本研究では、依頼に対する断りの相互行為（interaction）⁶を次のように定義する。「依頼発話⁷を受けてから最後に被依頼側の意図（断り/受諾）が依頼側に認められ、依頼側はもうこれ以上再依頼せず、依頼の話題が終わるまでのやり取り」である。

本研究では、図2に整理した依頼に対する断りの談話の展開構造や、その展開構造により規定した依頼に対する断りの相互行為の定義に基づいて、断りのコミュニケーションにおける再依頼から合意形成

⁶ 1980年代から、談話研究が盛んになり、コミュニケーションを会話参加者間の相互行為としてとらえるようになってきた（村田2018:iv）。断りのコミュニケーションのあり様は、依頼側も被依頼側も、会話参与者としてともに会話を構築しているのである。

⁷ 依頼側の依頼発話に先立つ【雑談の段階】は、文化や人間関係、事態の緊急度などによって必須ではなく、現れない場合もある。

に至る段階における依頼側と被依頼側のやり取りを抽出し、そのうち「最初は断るが最後に受諾した合意形成」の展開構造⁸を分析対象とする。依頼側の日本語母語話者の再依頼に対し、被依頼側が日本語母語話者、中国人日本語学習者の場合、それぞれの最初の断りから最後の受諾に変化した展開がどのように構造されているのかについて、依頼側と被依頼側の用いる発話機能を分析して探る。

(2-2) 断りに関する談話レベルの研究と本研究の目的

断りは Austin (1962) や Searle (1969) による発話行為理論を出発点として研究が進められ、特に Beebe 他 (1990) 以降、談話完成テスト (discourse completion test ; 以下、DCT) ⁹の方法で分析した研究知見が多く蓄積されてきた。しかし、DCT の場合、調査の回答から得られるのはあくまで言語使用意識にすぎず、実態ではない (熊谷 2018 : 254-255) ため、現実の談話とは異なる可能性がある。また、DCT のデータの収集方法は、依頼側と被依頼側の一度の発話の分析に留まるため、再依頼の場合、再依頼から合意が形成されるプロセスにおける、依頼側と被依頼側のやり取りの実態が観察できないことが問題点として挙げられる。

近年、文レベルを超えて談話レベルに位置づけた、断りについての日本語と外国語を比較分析した研究が進んでおり、そのうち、勧誘や依頼に対する断りを中心とした研究が行われている。勧誘に対する断りの対照研究については、日本語では、断りは言葉少なく手短かに表出すると、察しによって勧誘側はあまり再勧誘しない傾向が指摘されているのに対し、スワヒリ語¹⁰やマナド語¹¹のような再勧誘する言語もあり、そうした言語では再勧誘の際に複数回の断りを表出し、断り部は長くなるということが明らかにされている (中垣 2014、吉田 2015、2016)。また、依頼に対する断りの対照研究については、施 (2005、2007) では電話談話の録音データをもとに、日台の言語行動を比較した。その結果、日本語は依頼側による「依頼可能性の確認」や「前置き」から始まり、依頼側と被依頼側が詫び合っているやり取りで終わる場合が多い。一方、台湾華語は依頼の要件が被依頼側によって引き出され、最後に依頼側が感謝し、被依頼側が謝罪する例が多いということが明らかにされている。また、ハヤティ (2017) は、ロールプレイのデータを用い、日本語とスندا語¹²の断りの展開パターンを明らかにしたところ、日本語は「断り成立後の段階」の「詫び」の使用が顕著であった。それに対して、スندا語は「断り成立までの段階」に「否定的な見解の表明」を特徴的に使用している。両母語話者において「断られる」反応として、自分の依頼を相手に受諾するように「断り成立までの段階」で「負担感の軽減」と「情報要求・確認要求」のパターンが共通であるが、「強要」のパターンがスندا語の方が顕著であるということが明らかにされている。

以上の先行研究から、再依頼から合意形成に至る断りの談話の展開構造の一端が明らかにされた。その中で、「はじめに」でも述べたように、ほとんどが「最後まで断りを貫いた合意形成」に着目したものである。しかしながら、再依頼に対し、最初は断るが依頼側との一連のやり取りのうちに、最後に受諾した合意形成もあり得る。なお、最後に受諾した合意形成に至るからこそ、依頼側と被依頼側の間における問題が解決できる。ゆえに、「最初は断るが最後に受諾した合意形成」についてのさらなる研究の必要性があると思われる。また、上述した先行研究のように、断りに関する談話レベルの研究では、母語場面での対照研究に焦点が当てられてきた。これらを参考にすれば、母語場面での断りの特徴をある程度把握することは可能である。しかし、母語場面での比較対照だけでは、学習者の学習実態を捉えることは難しい。なぜならば、学習者が接触場面では、必ずしも母語場面とは同じ振る舞いとらない可能性があるため、母語場面の特徴だけを見て、それを教育あるいは学習目標としてきたのは不十分からである。そのため、学習者の接触場面での振る舞いも分析し、その特徴を談話教育の現場に反映させる必

⁸ 図 2 によると、「最初は断るが最後に受諾した合意形成」の展開構造は、「再依頼部⇒(第 2 断り、第 3 断りなど) 受諾部⇒受け入れ部⇒終結部」という網掛け部分である。

⁹ 談話完成テストとは、以下のように空白を埋めてやり取りを完成させる形の質問 (通常、アンケートへの記入) によって、発話データを収集する方法である (熊谷 2018)。

友人：来週末、引越しする予定なんだけど、手伝ってくれないかな。

あなた：

友人：あ、そうか。じゃ、しょうがない。他の人にきいてみるよ。

¹⁰ ケニア共和国の首都ナイロビに住むスワヒリ語話者同士のロールプレイデータである (中垣 2014)。

¹¹ マナド語はインドネシア同様、マレー語を祖語とする言語である。標準インドネシア語と文法的には似ているが、音韻、語彙、形態などの面で大きく異なる点もある (吉田 2015)。

¹² スندا語はインドネシアの西ジャワにおける。一つの民族語 (地方語) である (ハヤティ 2017)。

要がある。したがって、日本語母語場面における被依頼側の日本語母語話者の言語行動と比較しながら、日中接触場面の分析により被依頼側の中国人日本語学習者の言語行動の特徴が見られ、ひいては中国人日本語学習者にとってより効果の高い教科書の提示が可能となる。

そこで本研究では、日本語母語話者と中国人日本語学習者が接触場面でのコミュニケーション上の誤解や不愉快さを減らすための一環として、日本語母語話者の再依頼に対し、最初は断るが最後に受諾した場合、被依頼側の日本語母語話者と中国人日本語学習者における、再依頼から合意形成に至る断りの談話の展開構造の特徴を明らかにした。分析に当たっては、以下のような研究課題を設ける。

RQ1 被依頼側の日本語母語話者と中国人日本語学習者における、再依頼から合意形成に至る断りの談話の展開構造はそれぞれどのようなものか。

RQ2 展開構造には違いがあるとすれば、何に起因するのであろう。

3. データと分析方法

(3-1) 調査協力者と談話資料

本研究では、中国人日本語学習者および、日本語母語話者を比較可能なコーパスである I-JAS¹³ (国立国語研究所 日本語教育研究・情報センター) に収録されている談話をデータとした。まず、依頼側の役を演じた調査実施研究者の日本語母語話者 2 名¹⁴ (女、国立国語研究所に属する) と、被依頼側の役を演じた調査協力者の 20 代から 30 代までの大学生・大学院生の日本語母語話者 33 名 (男:女=15:18) による計 33 組の日本語母語場面、被依頼側の役を演じた調査協力者の中上級¹⁵ 大学生¹⁶ の中国の教室環境学習者 36 名 (男:女=10:26) による計 36 組の日中接触場面における、「断り」の場面 (店長からの仕事内容の変更を断る) のロールプレイ¹⁷ (ロールプレイの詳細は表 1 を参照) のデータを抽出した。また、談話資料としたのは、抽出したデータのうち、2.1 節で整理した依頼に対する断りの談話の展開構造より、「再依頼部」から「受け入れ部」まで、つまり再依頼から合意形成に至る段階における依頼側と被依頼側のやり取りである。そのうち、再依頼に対し、「最後まで断りを貫いた合意形成」の談話は計 55 組で、「最初は断るが最後に受諾した合意形成」の談話は計 14 組である (被依頼側が日本語母語話者の場合の 5 組と、被依頼側が中国人日本語学習者の場合の 9 組)。本研究では、この 14 組の談話資料を分析対象とし、最初は断るが最後に受諾した場合、被依頼側の日本語母語話者と中国人日本語学習者における、再依頼から合意形成に至る断りの談話の展開構造を比較する。

談話は談話参加者の年齢、性別、社会的背景などに影響される。本研究では年齢差や社会的背景による影響を少なくするために、まず、被依頼側の調査協力者を 20 代から 30 代までの学生に限定した。また、性差による影響も出てくると考えられるために、具体的な分析例は全て女同士による談話にした。

¹³ I-JAS は、「多言語母語の日本語学習者横断コーパス (International Corpus of Japanese as a Second Language)」の略で、12 言語の異なる母語を持つ日本語学習者の発話データと作文データを横断的に収集し、収録したコーパスである。また、学習者のデータと比較するために、日本語教育に関与したことのない日本語母語話者 50 名のデータもある。詳しくは、<https://chunagon.ninjal.ac.jp/static/ijas/about.html> を参照されたい。

¹⁴ ロールプレイは、学習者の日本語によるコミュニケーションの能力、交渉能力を観察する目的で実施される。そのため、実施に向けて、依頼側の役を演じた調査実施研究者の日本語母語話者は、被験者の断りをすぐに受け入れるのではなく、何度かやり取りをする (迫田他 2016a)。

¹⁵ SPOT (Simple Performance-Oriented Test) は TTBJ (Tsukuba Test-Battery of Japanese) の 1 つで言語知識と言語運用の両面から日本語能力を測定するものである (迫田他 2016b)。SPOT の成績区分は、下記のページで示されている基準を参考に、「60-80: 中級学習者」「80-90: 上級学習者」として認定可能と考える。今回の調査では、SPOT の成績が 70 以上の学習者を調査協力者の中上級学習者とする。
<http://ttbj-tsukuba.org/p1.html#pageLink01> (2019 年 9 月 2 日閲覧)

¹⁶ 本研究の調査協力者の条件としては、被依頼側の役を演じた日本語母語話者、中国人日本語学習者が大学生・大学院生である。これは、分析結果を中国の高等教育機関での日本語教育に応用することを目指しているため、それに相応する教育背景をもった者たちのコミュニケーション特徴を明らかにする必要があると考えたからである。

¹⁷ 設定された場面に応じて、与えられた役を演じて会話するタスクである。中井 (2017: 112) によれば、ロールプレイとは言っても、シナリオを準備したわけではないため、会話参加者が即興で自然に話せるのではないかと考えられる。

表 1 ロールプレイの詳細 (迫田他 (2016a : 68) を参考に筆者作成)

<p>状況：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 被依頼側：調査協力者の日本語母語話者/中国人日本語学習者 日本料理店でのアルバイト (接客)、週 3 回勤務 ● 依頼側：調査実施研究者の日本語母語話者 日本料理店の店長 <p>断りのタスク：アルバイト先でホール担当から調理担当に変わるように依頼され断る</p> <p>課題の提示：</p> <p>あなたは、日本料理店でアルバイトをしています。接客スタッフとして注文を取ったり、料理を運んだりしています。</p> <p>店長さんから、「料理を作る人が一人やめたので、来月から料理を作る仕事を担当してほしい」と言われました。しかし、あなたは料理は苦手だし、日本人と話せる仕事があったので、この話を断りたいと思いました。</p> <p>店長に、料理の仕事の話 をじょうずに断って、今の仕事を続けられるように話してください。</p> <p>(準備ができたなら始めますから、準備ができたなら教えてください。)</p>

(3-2) 談話資料の文字化の方法

I-JAS にはプレインテキスト (文字化したデータ) が備えられているため、文字化資料をプレインテキストそのままの形式で使用した。また、本研究における発話の書き起こしは、I-JAS (International Corpus of Japanese as a Second Language、迫田他 2016a) の書き起こしの基本方針¹⁸に従う。

ただ、再依頼から合意形成に至る断りの談話の展開構造を分析するために、本研究は文字化した資料に以下のような作業を加えた。まず、話者が交代する箇所 (あいづちを除く) を一つの発話の区切りとして改行し、それぞれの発話番号をアラビア数字で表す。次に、談話をやり取りされる発話機能に基づく単位に分割し、2.1 節で整理した依頼に対する断りの談話の展開構造の部分に照らして発話にラベルをつける。また、日本語母語話者を JJJ、中国人日本語学習者を CCM と略す。最後に、I-JAS におけるデータと対応できるため、I-JAS と同じく調査者の依頼側は「C」、調査協力者の被依頼側は「K」と記し、調査協力者の ID は I-JAS の ID をそのまま使用した。

(3-3) 分析方法

本研究では分析方法として、談話分析 (discourse analysis) のアプローチをとって質的に分析した。談話分析とは、実際に観察された談話データをもとに、そのしくみ (構造) とはたらき (機能) を解きほぐす学問である (橋内 1999)。そして、熊谷 (2018 : 249) によると、談話分析における対象へのアプローチは、目的や手法によって 2 種類に大別できる。1 つは談話の構造や構成要素を明らかにしようとするものである。このアプローチにおいては、談話をまずさまざまなレベルのまとまりや単位に分割する。そして、まとまりや単位の分析を通して、談話全体の構造的な特徴や単位の連鎖パターンを明らかにする。もう 1 つは談話に伴随して頻繁に見られる現象、たとえば、あいづち、くり返し、フィラーなど特定の現象に着目するものである。

本研究は、再依頼に対し、「最初は断るが最後に受諾した合意形成」を断りの談話の一部として扱い、依頼側と被依頼側がどのようにやり取りを通して合意形成を達成しているかという談話分析の試みと位置づけられる。具体的に、最初は断るが最後に受諾した場合、被依頼側の日本語母語話者と中国人日本語学習者における、再依頼から合意形成に至る断りの談話の展開構造を比較する。比較した結果に

¹⁸ 本稿の会話例では、迫田他 (2016a : 173) の書き起こしデータで用いる記号の一部を用いている。[] : あいづち。[] : 間・ポーズ。[] : 長音。[] : 複数の読みのある場合のフリガナ。また、I-JAS の書き起こしの基本方針の詳細は迫田他 (2016a : 170) を参照されたい。

基づいて考察を行い、異文化によるコミュニケーション上の摩擦や不愉快さなどを避けられるようにするために、中国人日本語学習者に対する談話教育への示唆を与えることが期待される。

4. 結果と考察

依頼という行為は、通常話し手が自分の利益のために、強制力を伴わずに相手に何らかの負担をかける行為要求であるため、一旦断られたら場合、再依頼は回避される傾向にある。しかし、本研究の場面においては、依頼側（店長）は自分自身の利益のためではなく店の運営のためであり、一度断られても「まーね、みんな自信があるなんて言う人はいないから大丈夫ですよ、あのすごく人気があるしあのセンスがいいので、是非ね、あの一人厨房の方でいなくなったから、そっちに入ってほしいんですよ」のように諦めずに被依頼側から受諾を得ようと再依頼をする場合が多く見られた。再依頼に対し、本研究の分析対象となった「最初は断るが最後に受諾した合意形成」の談話は、被依頼側が日本語母語話者の場合の 5 組に対して、被依頼側が中国人日本語学習者の場合は 9 組である。

(4-1) 再依頼から合意形成に至る断りの談話の展開構造

再依頼に対し、最初は断るが最後に受諾した場合、被依頼側の日本語母語話者と中国人日本語学習者における、再依頼から合意形成に至る断りの談話の展開構造を表 2 に示す。

表 2 「最初は断るが最後に受諾した合意形成」の断りの談話の展開構造
および各展開型の使用人数と割合

	被依頼側が日本語 母語話者	被依頼側が中国人 日本語学習者
「依頼側の {代案提示} ¹⁹ による合意形成」の展開型	4 (80.0%)	2 (22.2%)
「被依頼側の {代案提示} による合意形成」の展開型	1 (20.0%)	7 (77.8%)

表 2 で示したように、「最初は断るが最後に受諾した合意形成」の断りの談話の展開構造の中では、被依頼側が日本語母語話者の場合、80.0%が「依頼側の {代案提示} による合意形成」の展開型である。それに対して、被依頼側が中国人日本語学習者の場合、「被依頼側の {代案提示} による合意形成」の展開型が 77.8%を占めており、両場面とは対照的となっている。以下に、具体例を取り上げながら、再依頼に対し、最初は断るが最後に受諾した場合、被依頼側の日本語母語話者と中国人日本語学習者における、再依頼から合意形成に至る断りの談話の展開構造を比較していく。

(4-1-1) 被依頼側が日本語母語話者の場合

断片 1 は、被依頼側が日本語母語話者の場合における、「依頼側の {代案提示} による合意形成」の展開型の一例である。19 で依頼側の日本語母語話者 C は、3 回の再依頼をしても被依頼側 K から受諾する見通しがないと判定する場合、「じゃあ週の半分調理で半分ホールとかどう」という代案を提出し、K の意見を求める。その代案を受けた K は、20 で「んー、半分ですかーんー」と躊躇いながら受け入れがたい様子を示し、間髪入れずに話を続け、「まあ半分というよりはちょっと少なめにしてもらえらんだったら、いいかな、あの三分の二接客で三分の一調理だったら」という受け入れの条件を持ち出した。その後、「まあお店も困ってることなのでー〈んー〉、たす、あのー助けなきやというのもあるのでー」という依頼側への理解を示し、最後に「それだったらはい」と仕方なく C の代案を受け止めることにより消極的合意を形成した。こうしたように、被依頼側が日本語母語話者の場合、再依頼から合意形成に至る断りの談話の展開構造は具体的に、「再依頼部」⇒「第 2 断り」⇒・・・⇒「第 n 依頼 (依頼側が {代案提示} をする) ⇒「受諾部」⇒「受け入れ部」のように、「依頼側の {代案提示} による合意形成」の展開型が多かった (80.0%)。つまり、何回かの「依頼—断り」のやり取りを経ているにもかかわらず、日本語母語話者の被依頼側は積極的に代案提示をせず、その代案提示を依頼側に任せる傾向がある。依頼側からの代案提示をきっかけとして、被依頼側がその代案提示を受け入れれば、合意が形成される。

¹⁹ 断りにおける代案提示 (statement of alternative) とは、問題解決の方法として他の方法を提示する方略である (藤原 2004)。

断片 1【依頼側：C の調査実施研究者 被依頼側：K の JJJ16】

	発話	談話の構成要素
11-C	まあまあそれは一料理長が、え、ちょっとずつ教えるので	「再依頼部」
12-K	料理ですかーすごく、センスがないって家族にも言われてますしー〈うん〉、あとーあのお客さんと接するのがすごく好きなんですー〈うーん〉、なのでーあの一調理の方（ほう）に入ってしまうとお客さん、の一顔見ることもできないしー〈んー〉あの仕事の楽しさがーなくなってしまうと、私は思ってるのでー	「第 2 断り」
13-C	あそう〈はい〉、でもねー料理長がね〈はい〉あなたなら絶対できるってこうなんか、あーの（連体詞）あ（連体詞）子なら大丈夫って言うてる（ゆってる）んだけどー	「第 3 依頼」
14-K	きっと私のごはん、料理を食べたことがないから料理長はおっしゃってるのかもしれないですねー	「第 3 断り」
15-C	まあでもほら、そこで料理長に鍛えられれば〈はい〉、あなた腕上がるわよ	「第 4 依頼」
16-L	{笑} そうですかねー、でも接客と料理と、言う（ゆう）のはすごくもうぜんぜん違うのでー〈うーん〉、その料理を作るの、お仕事で、ここに来ると、言う（ゆう）のになるとーちょっと気が重いかなー	「第 4 断り」
17-C	あーそう	
18-K	って思ってます	
19-C	例えばじゃあ〈はい〉 週の半分調理で半分ホールとかどう²⁰	「第 5 依頼」 (依頼側が {代案提示} をする)
20-K	んー半分ですかー、んー、まあ半分と言う（ゆう）よりはちょっと少なめにしてもらえるんだったら〈あー〉、いいかな、あの三分の二接客で三分の一調理だったら、あの一まあお店も困ってることなのでー〈んー〉、たす、あの一助、けなきやと言う（ゆう）のもあるのでー	
21-C	んー、あそう？	
22-K	それだったらはい	「受諾部」
25-C	あ、ありがとうございます〈はい〉 じゃちょっとそれで調整さしてもらいますね	「受け入れ部」

その他に、「依頼側の {代案提示} による合意形成」の展開型には、依頼側に

(1) まあじゃあさ、ホールと調理、半々でもいいわよ。

(依頼側：C の調査実施研究者 被依頼側：K の JJJ03)

(2) じゃあ全部ではなくって、その、例えば週に一回だけのローケーションで、みんなで一人ずつこうヘルプに入ってもらってゆうのはどうですか？

(依頼側：C の調査実施研究者 被依頼側：K の JJJ07)

(3) 例えばなんですけど、あの、ま、例えば今週五入ってもらってる、で、あの、みんなで、こう、順繰りに？あの、例えば、週一で〈んー〉調理に一人ずつ入ってもらおうとか、そういう方法はどうですか？

(依頼側：C の調査実施研究者 被依頼側：K の JJJ15)

²⁰ 太字の箇所は、本稿で特に着目した部分である。

など依頼を受けた当人である被依頼側に関する内容の代案を出し、被依頼側がそれらの代案に賛同することによって合意形成に至るケースがある。

また、一例のみであるが、被依頼側が日本語母語話者の場合、「被依頼側の {代案提示} による合意形成」のケースがある。その展開構造は、具体的に断片2の「再依頼部」⇒「第2断り」⇒・・・「第n依頼」⇒「第n断り」(のちに被依頼側が {代案提示} をする) ⇒「受諾部」⇒「受け入れ部」のようである。

断片2【依頼側：Cの調査実施研究者 被依頼側：KのJJJ43】

	発話	談話の構成要素
09-C	あーそうなんです、そうかーそうかー、何人(なんにん)かに、ね、お願いをしてるんですけど〈あー〉、みんなやっぱり料理苦手だっている方(かた)が多くて	「再依頼部」
10-K	あーそうですか〈うーん〉、あのほんとに苦手で〈はい〉えーとあまり、そうですね、ま、な、何(なん)だろう、た、ただ、えーどどれくらい、あの一のことを〈うん〉き、期待されているのかわからないんですけど	「第2断り」
11-C	まあ最初は、ね?作るのいちいきなりってのは難しいと思うので〈はい〉マニュアルを見ながらこう少しずつ覚えていって〈あーはーはーはー〉一応まあベテランの人もいるので〈はい〉あの一指導を受けながら〈あー〉というようなふうに考えてはいるんですけど	「第3依頼」
12-K	あの一おそらくそちらにシフトを全部してしまうと〈うん〉私もな、な、やっぱりモチベーションとかが〈うんうんうんうんうんうん〉大切だと思うので仕事には	「第3断り」 (のちに被依頼側が {代案提示} をする)
13-C	確かに楽しいと言って(ゆって)くれてるのはありがたいので	
14-K	はいはい、なんかこんあの一組み合わせることはできないですか?その	
15-C	あーそれはでも	
16-K	フロアも、の日もあれば〈うんうんうんうんうん〉みたいなことができるんであれば〈はいはい〉、あうまただ、しゅ本当に調理苦手なので、〈はい〉あの実際使っていただけないかもしれないというのがあるので〈はいはい〉、ましちょっとやってみるといって感じで〈うんうんうん〉、それでも大丈夫であれば〈うん〉、そのま例えばキッチンでですか〈はいはい〉、何日(なんにち)と接客何日(なんにち)みたいな感じで〈うんうんうんうんうんうん〉とかはだめですかね	
17-C	あそれでもありがたいです	
18-K	あーそうですか〈はい〉、それだったら	
19-C	なんとか	
20-K	あーそうですね	
21-C	やって、たてもらえますか?	
22-K	はいはいはい	「受諾部」
23-C	はい、じゃあえっとちょっとその(連体詞)割合はまた〈はい〉後日相談ということで、あの考えてみます、いいですか	「受け入れ部」
24-K	お願いしますはい	
25-C	はい、ありがとうございます	

被依頼側の日本語母語話者 K は、2回断ったが、依頼側の日本語母語話者 C に再依頼をされた場合、「やっぱりモチベーションとかが大切だと思うので仕事には」と断りの理由を述べながら婉曲的に断つ

たのちに、補償ストラテジーとして「なんかこんあの一組み合わせることはできないですか？」という代案を提示した。次の依頼側である C の話が終わっていないうちに、K はさらに割り込んで「フロアも、の日もあればみたいなことができるのであれば」「それでも大丈夫であれば」「～とかはだめですかね」のように C の意見を聞きながら積極的に説明をしている。21 で依頼側である C の確認に対し、22 で被依頼側である K は「はいはいはい」と快く受諾した。そして、最後に 23 で依頼側である C の受け入れの話をもって、「被依頼側の {代案提示} による合意形成」の展開型を形成した。

以上から分かるように、被依頼側が日本語母語話者の場合、「最初は断るが最後に受諾した合意形成」の展開構造には、断片 2 のように被依頼側は問題解決に積極的に代案提示をし、依頼側もその代案に合わせる「積極的合意形成」もあれば、断片 1 のように依頼側は問題解決に積極的に代案提示をしたが、被依頼側は仕方なく受け入れた「消極的合意形成」もある。いずれにせよ、被依頼側が日本語母語話者の場合、再依頼から合意形成に至る断りの談話の展開構造には、「依頼側の {代案提示} による合意形成」の展開型が優勢である。また、依頼側からの代案提示か、あるいは被依頼側からの代案提示かとは関係なく、日本語母語話者からの {代案提示} の内容は、その場にいる人物のみに言及したのが特徴であることがわかった。

(4-1-2) 被依頼側が中国人日本語学習者の場合

断片 3 【依頼側：C の調査実施研究者 被依頼側：K の CCM24】

	発話	談話の構成要素
09-C	んーだけどう調理の人が一急にー〈あ〉一人辞めちゃったんですよ	「再依頼部」
10-K	あーそうなんだえっと〈はい〉だが私がえっと料理にとっても弱いので、お一客、お客様が大切なので、もし私があー、えと美味しく料理を作ったらえっと彼らもとてもーあもうおこ、あおこー怒りられる(怒られる) こともある、こともあると思います、その時はとても大変なと(だど) 思いますから	「第 2 断り」
11-C	でもやっぱり最初から上手にできる人はいないので〈はい〉あの先輩に、調理の先輩に教えてもらって簡単などころから練習してもらったらいいかなと思うんですけどどう？	「第 3 依頼」
12-K	でもでも私がちょっと料理が、料理を作るのがちょ好きではないえっと今、えっと日本語があ日本語の談話がちょっと練習したいので〈はい〉そのもしちゅお客様の注文を受けたりお客様と話し(話す) ことができますと思います	「第 3 断り」
13-C	あーそうですか〈あー〉CMさんは、あの料理を食べるのが好きだから、その食べるのが好きな人は上手に作れると思ったんですけどね	
14-K	あーでも	
15-C	難しいですか？	「第 4 依頼」
16-K	はいとても難しいとおます(思います)、えとでも友達の一王さんが〈はい〉料理がとてまあーりょ上手と思います〈あ、はいはい〉もしよかったら私が彼女と相談したりえっと紹介いたします〈あ〉、いいですか？	「第 4 断り」 (のちに被依頼側が {代案提示} をする)
17-C	あの料理が上手な友達を紹介してくれるんですか？	
18-K	あーはいいいですか？	
19-C	あーそれはいい話ですね	「受け入れ部」

一方、被依頼側が中国人日本語学習者の場合、何度も断りをしたとしても相手から再依頼をされれば、被依頼側の中国人日本語学習者は、断るのちに {代案提示} のストラテジーを採るという、「被依頼側の {代案提示} による合意形成」の展開型が多かった (77.8%)。このように、被依頼側からの代案提示を

きっかけとして、依頼側がその代案提示を受け入れた際に合意が形成される。その展開構造は、具体的に断片3や断片4の「再依頼部」⇒「第2断り」⇒・・・⇒「第n依頼」⇒「第n断り」(のちに被依頼側が{代案提示}をする)⇒「受け入れ部」のようである。

被依頼側の中国人日本語学習者Kは、3回の断りにもかかわらず、依頼側の日本語母語話者Cに再依頼をされた場合、「はいとても難しいと思います」と断言して依頼を明確に断ったのちに、補償ストラテジーとして「料理がとても上手だと思います」友達を紹介するという形で代案を提示し、「もしよかったら～」「～いいですか」と意見を求めることによって、依頼側であるCを応答側の位置に置いた。Cは17で情報を確認してから、19で「それはいい話ですね」と積極的に被依頼側であるKの代案を受け止めることによって、「被依頼側の{代案提示}による合意形成」の展開型を形成した。ただ、こうした断片3のように被依頼側は問題解決に積極的に{代案提示}をし、依頼側もその代案に合わせる「積極的合意形成」もあれば、断片4のように被依頼側は問題解決に積極的に{代案提示}をしたが、依頼側はその代案提示に疑問や不安を持ちながら、仕方なく受け入れた「消極的合意形成」もある。

断片4【依頼側：Cの調査実施研究者 被依頼側：KのCCM11】

	発話	談話の構成要素
17-C	そうかーまあでもなーあの、料理長のあー料理長の劉さんがね とても上手だから〈はい〉きっと上手に教えてくれると思うよ	「再依頼部」
18-K	はいあの店長、料理を、料理をあんー、あのうー料理をあのうー 勉強してー〈うん〉時間がーかかる、うんーそれに私はあのー、 あの平日んーんー、あのお客様をしゅったい(接待)して、あーん あんとてももてる、〈うんうんうん〉もてるです〈うんうんうん〉 あのー、あのお客様の中で人気があります〈うん〉あーもし私は あのーんーあのーあんー、料理を、んーもし私はあの店、店で顔、 出さないとあの、うん、お客様、お客様が、お客様のあーん数は あんー減ってするかもしれないよ{笑}	「第2断り」
19-C	{笑} そうだなーそれは確かにそうだ君はとっても人気があるし、 あのお客様も来てくれるからあ、君がいなかったらお客様も減る かもしれないなー〈はい〉でもなー、でも料理が作れなかったらねー 〈はい〉お客様も食べることができないしーんー困ったなあそうだ	「第3依頼」
20-K	店長〈うん〉あのー〈はい〉んー、あの私は〈うん〉あのー、 あーん同僚の〈うん〉王さんは〈うん〉、あのーあー料理が上手 〈うん〉上手だ〈うん〉あのだと、と聞きました〈うん〉あのー 彼はたぶんその(連体詞)仕事があの一、んー、何と言って(なん とって)あのたぶあん、彼はあの一それに彼、彼のーあーん、 あの将来の夢は〈うん〉店長と同じ〈うん〉んー料理店をんーつど、 つど、何て(なんて)いる(言う)、あの一私はあ、彼はあーん あの一、あー、あ素晴らしいあの一あーん人選ですはい	「第3断り」 (被依頼側が{代案提示}をする)
21-C	うんなるほど王さんがいるんだね〈はい〉本当にいい人かい?	
22-K	はい、はい	
23-C	CMさんと同じくらい、あの一元気が良くて頭も良くて〈はい〉 働いてくれるかい?	
24-K	はい、料理が上手	
25-C	で、料理が上手ー〈はい〉わかったじゃあしょうがないなあ本当 は君にしてほしかったけどまあ君が人気があるから、仕方がない なあ、よしわかったじゃあ王さん今度連れて来てください	「受け入れ部」

18で被依頼側の中国人日本語学習者 K は、依頼側の日本語母語話者 C の再依頼に対し、断りの理由を述べながら婉曲的に断った。それを受けて依頼側である C は、まず K の話に同感を示すのちに、「でも料理が作れなかったらねーお客様も食べることができないしーんー困ったなあそうだ」と困っている様子を示し、再依頼を仕向けている。その再依頼に対し、K は応諾か断るかと直接に答えずに、「料理が上手だと聞きました」同僚の王さんを推薦するという形で代案を提示した。その {代案提示} を受けた依頼側である C は、「うんなるほど王さんがいるんだね、本当にいい人かい?」「CM さんと同じくらい、あの一元気が良くて頭も良くて働いてくれるかい?」というふうに関連で、薦められた王さんのことについて確認を行った。この確認は、薦められた第三者である王さんのことについての確認だけではなく、王さんを薦める人、つまり被依頼側の中国人日本語学習者 K のことに対して、「本当の話を書いてくれるのかい」と、依頼側の日本語母語話者 C が不信感を持っているのではないかと感じられる。その後、24で「はい、料理が上手」と K から肯定的な答えを得られたとしても、依頼側である C は「しょうがないなあ」「仕方がないなあ」のように2回も呟いて不本意でありながら被依頼側である K からの {代案提示} を受け入れることによって、「消極的合意形成」に至った。

その他に、中国人日本語学習者の被依頼側は下記のように、身近な「友達」「妹」「クラスメート」を紹介するという意味内容の代案を出し、依頼側からの賛同を得ることによって合意形成に至るケースがある。

(4) 「んー、すみません、でも、私はえー、妹が、ありますので〈うんうん〉、彼、彼女の、えー料理を作るのはとても、えん上手です〈うんうん〉、ですから私は、あん彼彼女を紹介して、んーここで、料理をつくんー作ーります」

(CCM44)

(5) 「私の友達あー、が、料理が上手で、料理を作るのは上手です。はい、紹介、でも紹介し、差しえ、差し上げてもいいですか」

(CCM47)

(6) 「あー実はー私はーあるーうークラスメートはー料理は上手だとーきえたんだけど、彼を紹介しましょうか、〈お〉してみましようか」

(CCM52)

また、被依頼側が中国人日本語学習者の場合、「依頼側の {代案提示} による合意形成」のケースは二例がある。その展開構造は、具体的に断片5の「再依頼部」⇒「第2断り」⇒・・・⇒「第n依頼」(依頼側が {代案提示} をする) ⇒「受諾部」⇒「受け入れ部」のようである。

08で被依頼側の中国人日本語学習者 K は、依頼側の日本語母語話者 C の再依頼に対し、断りの理由説明をしたのちに、「店長は他(ほか)の人に頼まれてもいいですか」という代案を持ち出したが、無視された。09で依頼側である C は、まず K のことに対して肯定的な評価を出し、「あの先輩にしっかり教えてもらって、あの簡単な仕事から、やってみるーのはだめかな」と K の意向を聞きながら代案提示をした。その代案に対し、K は最初に「んー、私は、んーやっぱり接客のほうが好きですけど、〈はい〉でも店長が言われたら〈はい〉私ーちょっとはやってみようかなー」と仕方なく受け入れるように見えるが、12で「んーじゃあ私先輩から、その(連体詞)料理のことをせ、あーせんらい(先輩)から、んー先輩は私のこと教えて、私はその(連体詞)料理のことを勉強します、これから勉強します」と受諾した。最後に、K は20で「たぶん私も、その食べるほうがほんと好きですけど〈はい〉でも、自分で、作れば、んー作ればいいなー、私は今思っています」と積極的な態度に切り替えることによって、最後に「積極的合意形成」に至った。

断片5【依頼側：Cの調査実施研究者 被依頼側：KのCCM05】

	発話	談話の構成要素
07-C	あーえーと、そうだねー、あの【人名1】さんなんか、に、料理が好きだし食べることが好きだしー〈はい〉美味しい物が好きな人はー料理が上手に作れると思うんだよねー	「再依頼部」
08-K	いえ私実は私料理の事は全然知りませんでした、でも私、あーなんか、んー、その(連体詞)料理は、いちもん(一応)好きですけど〈はい〉でも私は接客のほうがもっと上手なんです、そのお、客さんと一緒に話して〈はい〉その一店の料理を推薦、することが私のほうは、もっと上手だと思います〈ああ〉だから、その、その(連体詞)料理のことは、ん、ちょっとね私にとっては店長は他(ほか)の人に頼まれてもいいですか？	「第2断り」 (のちに被依頼側が{代案提示}をする)
09-C	ああー、【人名1】さんあの接客とても上手でー、あのもうお客さんからも評判がいいんだけどー〈はい〉あのやっぱりちょっと、料理の、スタッフ？シェフのスタッフが辞めてしまったから大変なんですよ、で、えっとーちょっと最初は難しいかもしれないですけど、あの先輩にしっかり教えてもらって、あの簡単な仕事から、やってみるーのはだめかな	「第3依頼」 (依頼側が{代案提示}をする)
10-K	んー、私は、んーやっぱり接客のほうが好きですけど、〈はい〉でも店長が言われたら〈はい〉私ーちょっとはやってみようかなー〈うん〉でも、んーその(連体詞)先輩から〈はい〉教える時間はありますか？	
11-C	はいはい、うん	
12-K	んーじゃあ私先輩から、その(連体詞)料理のことをせ、あーせんらい(先輩)から、んー先輩は私のこと教えて、私はその(連体詞)料理のことを勉強します、これから勉強します	「受諾部」
13-C	あ、いいですか？	
14-K	でも一時間はちょっと掛かりますがー〈はい〉んー、だいたい、んー一週間も後で〈はい〉そのしこと(仕事)をし、してもいいですか？	
15-C	あー、じゃあ、えっとその(連体詞)先輩に私が話したくので〈はい〉あのちょっとずついろんなことを〈はいはい〉ちょっとずつ簡単な事からしていつて〈はい〉勉強してもらうことにしましょうか	
16-K	はい	
17-C	はいわかりました	
18-K	それでいいですか？	
19-C	はいいいですよ、ありがとうございます	
20-K	あ大丈夫です〈はい〉たぶん私も、その食べるほうがほんと好きですけど〈はい〉でも、自分で、作れば、んー作ればいいなー、私は今思っています	
21-C	あ、そうですかー〈はい〉じゃあちょっと頑張ってやってみてください	「受け入れ部」
22-K	はいはいはい	
23-C	はいお願いしまーす	
24-K	大丈夫です	
25-C	はいありがとうございましたー	

以上から分かるように、被依頼側が中国人日本語学習者の場合、「最初は断るが最後に受諾した合意形成」の展開型には、被依頼側は問題解決に積極的に代案提示をし、依頼側はその代案に合わせる「積極的合意形成」もあれば（断片 3、断片 5）、依頼側は仕方なくその代案を受け入れた「消極的合意形成」もある（断片 4）。いずれにせよ、被依頼側が中国人日本語学習者の場合、再依頼から合意形成に至る断りの談話の展開構造には、「被依頼側の {代案提示} による合意形成」の展開型が優勢である。また、中国人日本語学習者からの {代案提示} の内容は、身内や友人という第三者を話題にしやすかった。

（４－２）代案の使用に関する考察

（４－２－１）被依頼側が {代案提示} をするか否かについて

以上のことから、最初は断るが最後に受諾した合意形成に至ったとしても、やり取りのうちに被依頼側が {代案提示} をするか否かの違いが、再依頼から合意形成に至る断りの談話の展開構造の相違につながっていることが示唆された。今回の調査結果により、被依頼側が日本語母語話者の場合、被依頼側の日本語母語話者は積極的な代案提示を行わず、代案提示を依頼側に任せ、依頼側による代案提示に賛同するという「依頼側の {代案提示} による合意形成」の展開構造が多い。それに対して、被依頼側が中国人日本語学習者の場合、被依頼側の中国人日本語学習者は積極的な代案提示を行い、依頼側が被依頼側による代案提示に賛同するという「被依頼側の {代案提示} による合意形成」の展開構造が多いことがわかった。蒙（2010）は、日本人会社員と中国人会社員を対象に、会社における依頼に対する断りの場面を調査した結果、中国人社員は日本人社員に比べて {代案} を使用することが多いということを指摘している（蒙 2010 : 17）が、今回 I-JAS のデータによる分析結果からもその傾向が窺える。

この差異が生じる一つの要因として考えられるのは、社会の「上下関係」の厳しさである。日本は、世界的に見ても上下関係の厳しい国で、上下関係を重要視している（迫田他 2017）。仕事場で上下関係や先輩—後輩の関係を重視し、相手が上司や目上の場合、自分の考えを主張しづらい雰囲気があるため、日本語母語話者の被依頼側はあまり積極的に代案提示をせず、代案提示を上司である依頼側に任せ、それに合わせることによって合意を形成する傾向にある。それに対して、「中国人は個人主義的志向があり、縦社会の観点で自分の立場を考えることはあまりしない」（本名・羅 2018 : 30）。つまり、中国は上下関係はあるが、上下関係より個人の感情を大事にすると思われる。このような母国文化の影響を受けて、中国人日本語学習者の被依頼側は、上下関係より自己意志の表明を優先するため、上司の依頼側に代案を提示するのではないだろうか。また、Chen 他（1995）では、中国語母語話者の代案の使用について、「代案」は直接的な衝突を避ける方法であり、被依頼側が相手のニーズを考えて、提案することによって、自分の誠意を表すことも、相手の面子を保つこともでき、また「断り」の相手の面目を脅かす力（threatening power）を和らげてくれる、と述べられている。相手（店長）からの頼みを断らなくてはならない場合、問題解決のために有益と考えている代案を出すことは、中国人日本語学習者にとって面子にかけて依頼されたことに協力を実現していくことと、断りに伴う摩擦を修復することにつながる。

（４－２－２）{代案提示} で第三者に言及するか否かについて

代案の内容からも、その {代案提示} で第三者に言及するか否かについては、中国人日本語学習者と日本語母語話者の間では質的な差異がある。中国人日本語学習者の被依頼側は（4）、（5）、（6）の例のように、勝手に第三者の身近な友達や妹、クラスメートが手伝えると決めつけて紹介するという内容の代案を提示する。「身内や友人同士は『頼り頼られ』が基本である」（井上 2013 : 131）中国人にとっては、適度に「貸し」「借り」のやり取りを行うことによって、「互惠関係」²¹を構築することができる。自分自身の関係（グアンシー）²²を通して、自身の代わりにより適切だと思われる人物を紹介するという {代案提示} は、依頼に協力したい気持ちを示しながら、問題を解決するための手段の一つとして好意的に受け入れられる。そのため、依頼されたが自力で解決できない場合、中国人日本語学習者の被依頼側は、

²¹ 互惠関係は、個人と個人で結ばれていくものであるのに対して、日本の社会文化においては、相手に迷惑をかけず自分で解決していく姿勢（自助）と同時に、困らないように共同体として助け合いのしくみをつくっていく姿勢（共助）が見受けられる（沖他 2018 : 86）。

²² 中国社会では、互惠関係にある人を「関係（グアンシー）」と呼ぶ。積極的に相手に依頼し、相手は自身の面子（メンツ）にかけて実現していくという繰り返しの中で、「関係（グアンシー）」は情緒的にも結ばれていく（薛・坂本 2014）。しかし、日本社会に互惠関係による人間関係構築の習慣がない（沖他 2018）。

相手の依頼を認めて普段から「貸し」「借り」という互惠関係のある身内や友人という第三者への依頼を自分のことにすることにより、積極的に相手のポジティブフェイス²³に訴えかけた内容の代案が多いのである。

しかし、互惠関係による人間関係構築の習慣がない日本人にとっては、他者に迷惑をかけずに、まず「自分で解決していく姿勢(自助)」(沖他 2018: 86) が暗黙のルールとして守られる。第三者に言及する {代案提示} はもう一人の第三者を巻き込ませることで、依頼側と被依頼側の問題が依頼側と被依頼側、さらに友達あるいは妹、クラスメートという三者の問題になる。加えて、第三者からの承諾の保証はなく、他人の立場に配慮しない提案者に無責任さを生じせしめる行為でもあるために、日本語母語話者の被依頼側は、第三者に言及する代案提示をせず、より直接的な対応をとっているのである。

5. おわりに

以上、再依頼から合意形成に至るプロセスにおける断りの談話の展開構造を比較しながら分析した。その結果、再依頼に対し、最初は断るが最後に受諾した場合、被依頼側の日本語母語話者と中国人日本語学習者における、再依頼から合意形成に至る断りの談話の展開構造が同じところもあれば、異なるところもあることがわかった。

まず、被依頼側が日本語母語話者か、あるいは中国人日本語学習者かを問わず、再依頼から合意形成に至る断りの談話の展開構造には、「積極的合意形成」もあれば、「消極的合意形成」もある。また、「消極的合意形成」から「積極的合意形成」に切り替わる場合も見られる。一方、異なるところとして、被依頼側が日本語母語話者の場合、「再依頼部」⇒「第 2 断り」⇒・・・⇒「第 n 依頼」(依頼側が {代案提示} をする) ⇒「受諾部」⇒「受け入れ部」の展開のように、「依頼側の {代案提示} による合意形成」の展開構造で合意形成に至る場合が多い。また、その {代案提示} の内容は、その場にいる登場人物に限られた。それに対して、被依頼側が中国人日本語学習者の場合、「再依頼部」⇒「第 2 断り」⇒・・・⇒「第 n 依頼」⇒「第 n 断り」(のちに被依頼側が {代案提示} をする) ⇒「受け入れ部」の展開のように、「被依頼側の {代案提示} による合意形成」の展開構造で合意形成に至る場合が多い。また、その {代案提示} の内容は、自分と親密な関係にある身内や友人など、第三の人物にも言及した (RQ1)。したがって、代案の使用は、再依頼から合意形成に至る断りの談話の展開構造に影響するということが示唆された (RQ2)。

再依頼は、「依頼」の言語行動の一部に位置づけられ、再依頼から合意形成に至る断りの談話の展開構造を見ることで、「依頼—断り」の談話の全体像およびメカニズムを明らかにすることの一助となると考える。また、本研究で明らかになった、再依頼から合意形成に至る断りの談話の展開構造および、再依頼から合意形成に至るプロセスにおける、被依頼側の日本語母語話者と中国人日本語学習者の言語行動の特徴を踏まえ、日中接触場面の問題点を考えてみたい。日本語母語話者の依頼側から、中国人日本語学習者の被依頼側の {代案提示} を見ると、ただの逃げ道あるいは無責任な印象を受け、相手に対する不信感を持ってしまう恐れが出てくると思われる。一方、日本語母語話者の被依頼側からの {代案提示} がないと、中国人日本語学習者の依頼側は、問題解決や人間関係の修復に積極的でない印象を受けてしまう恐れがある。本研究の結果から、異文化間コミュニケーションでは、言語そのものの誤りよりも、言語行動規範の違いの根源となる文化的背景の相違をよく理解し、それに注意を払いつつより良いコミュニケーションや人間関係の構築を図っていくことが期待される。

本研究は分析対象が 14 組のみであり、また分析場面や人間関係も限られているため、結果を一般化するにはさらにデータ、場面や人間関係のバリエーションを増やす必要がある。また、中国語母語場面のデータを含め、中国人日本語学習者の言語行動において母語干渉があるか否かを検証することを今後の課題としたい。

付記

本研究は、中国国家留学基金管理委员会の実施する「国家建設高水平大学公派研究生項目」の奨学金の助成を受けて行われたものである。

²³ ポジティブフェイス (positive face) とは、他者に受け入れられたい、好かれたい、他人に近づきたいというプラス方向への欲求として捉えられる (Brown & Levinson 1987)。

参考文献

- 井上優 (2013) 『相席で黙っていらられるか—日中言語行動比較論—』 岩波書店。
- 沖裕子・姜錫祐・趙華敏・西尾純二 (2018) 「依頼談話の発想と表現—異文化接触問題の解決をめざした日韓中対照談話論—」 『社会言語科学』 21(1), pp. 80-95. 社会言語科学会。
- 尾崎喜光 (2006) 「依頼・勧めに対する断りにおける配慮の表現」 『国立国語研究所報告 言語行動における「配慮」の諸相』 pp. 89-114. くろしお出版。
- 熊谷智子 (2018) 「会話分析と談話分析」 加藤重広・滝浦真人編 『語用論研究法ガイドブック』 pp. 239-260. ひつじ書房。
- 呉映璇 (2018) 「合意形成談話における同意表現—台日接触場面を中心に—」 『日本語/日本語教育研究』 9, pp. 221-236. ココ出版。
- 迫田久美子・小西円・佐々木藍子・須賀和香子・細井陽子 (2016a) 『海外連携による日本語学習者コーパスの構築—研究と構築の有機的な繋がりに基づいて—I-JAS 構築に関する最終報告書—』 国立国語研究所。
- 迫田久美子・小西円・佐々木藍子・須賀和香子・細井陽子 (2016b) 「多言語母語の日本語学習者横断コーパス International Corpus of Japanese as a Second Language」 『国語研プロジェクトレビュー』 6(3), pp. 93-110. 国立国語研究所。
- 迫田久美子・蘇鷹・張佩霞 (2017) 「中国語母語話者のロールプレイに見られる依頼表現—日本語学習者の「念押し」表現への言語転移の可能性—」 『日中言語研究と日本語教育』 10, pp. 50-63. 好文出版。
- 施信余 (2005) 「依頼に対する「断り」の言語行動について—日本人と台湾人の大学生の比較—」 『早稲田大学日本語教育研究』 6, pp. 45-61. 早稲田大学大学院日本語教育研究科。
- 施信余 (2007) 『「待遇コミュニケーション」における「依頼」に対する「断り」の研究—日台の言語行動の比較を中心に—』 早稲田大学大学院日本語教育研究科博士論文。
- 薛鳴・坂本恵 (2014) 「コミュニケーションを阻害する文化的な違いについて—日中の「親しくなること」「親しくなるためのストラテジー」の相違を中心に—」 『待遇コミュニケーション』 11, pp. 86-101. 待遇コミュニケーション学会。
- 滝浦真人 (2016) 「社会語用論」 加藤重広・滝浦真人編 『語用論研究法ガイドブック』 pp. 77-103. ひつじ書房。
- 辻周吾・景浦亮平・石井香織・安達万里江 (2016) 「留学生の日本語コミュニケーションに関わる諸問題」 『国際言語文化学会日本学研究』 1, pp. 1-12. 京都外国語大学国際言語文化学会事務局。
- 中井陽子 (2017) 「誘いの会話の構造展開における駆け引きの分析—日本語母語話者同士の断りのロールプレイとフォローアップ・インタビューをもとに—」 『東京外国語大学論集』 95, pp. 105-125. 東京外国語大学。
- 中井好男・船橋瑞樹・副田恵理子・向井裕樹 (2018) 「LINE での日本語母語話者からの誘いを非母語話者はどう断っているか—「再誘い」を誘発する要因とその背景にある意識—」 『国立国語研究所論集』 14, pp. 169-192. 国立国語研究所。
- 中垣友江 (2014) 「日本語とスワヒリ語における「勧誘」会話の対照研究—昼ごはんの「勧誘の断り」の会話から—」 『日本語・日本文化研究』 24, pp. 170-185. 大阪大学大学院言語文化研究科日本語・日本文化専攻。
- 橋内武 (1999) 『ディスコース 談話の織りなす世界』 くろしお出版。
- ハヤティ、ノフィア (2017) 「日本語とスダダ語における「断り」談話とそれに対する反応—予備調査結果の分析に基づいて—」 『論文集：金沢大学人間社会学域経済学類社会言語学演習』 12, pp. 55-68. 金沢大学人間社会学域経済学類社会言語学演習。
- 藤原智栄美 (2004) 『日本語話者とインドネシア話者の「断り」に関する研究』 大阪大学言語文化学専攻博士論文。
- 本名信行・羅華 (2018) 『Q&R でわかる 中国人とのつき合い方』 大修館書店。
- 村田和代 (2018) 『聞き手行動のコミュニケーション学』 ひつじ書房。
- 蒙韞 (2010) 「日中断りにおけるポライトネス・ストラテジーの一考察—日本人会社員と中国人会社員の比較を通して—」 『異文化コミュニケーション研究』 22, pp. 1-28. 神田外語大学。
- 吉田好美 (2015) 『勧誘に対する断りの研究—日本語母語話者とマナド語母語話者の比較—』 お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科博士論文。
- 吉田好美 (2016) 「再勧誘後における断り発話の出現について—日本人女子学生とインドネシア人女子学生の比較—」 『比較文化研究』 124, pp. 63-72. 日本比較文化学会。
- Austin, J. L. (1962). *How to Do Things with Words* (Eds. Urmson and Sbisá). Oxford: Oxford University Press.
- Brown, P., & Levinson, S. C. (1987 [1978]). *Politeness: Some Universals in Language Usage*. Cambridge, MA: Cambridge University Press.
- Beebe, Leslie M., T. Takahashi and R. Uliss-Weltz (1990). Pragmatic transfer in ESL Refusals. In R. Scarcella, E. Anderson and S. Krashen (Eds.) *Developing communicative competence in a second language*. pp. 55-73. New York: Newbury House.
- Chen, X., Ye, L., & Zhang (1995). Refusing in Chinese. In G. Kasper, *Pragmatics of Chinese as native and target language*. pp. 119-163. Honolulu, Hawaii: University of Hawaii, Second Language Teaching & Curriculum Center.
- Searle, J. R. (1969). *Speech acts : an essay in the philosophy of language*. Cambridge, MA: Cambridge University Press.

研究ノート

日本は「移民」のタブーを克服したか

—2018年の入管法改正をめぐる国会審議の定量分析—

Is 'Migrant' Still Taboo in Japan? :

A Quantitative Analysis of the National Diet Deliberations on the Amendment of the 2018 Immigration Act

大茂矢 由佳 (Yuka OMOYA)

筑波大学人文社会科学部研究科 博士前期課程

本稿は2018年冬の臨時国会における入管法改正の審議を素材に、「移民」をめぐる政治的議論を定量的に分析したものである。日本政府は長らく、いわゆる「高度人材」以外の外国人労働者の受け入れを公的には認めてこなかった。今般の入管法改正は、専門性が高いとは評価されない外国人に対し労働市場を開いたという点で、日本の入国管理政策における重要な転換である。しかし、国際基準では「移民」とみなして差し支えない人々の増加が現実視されている一方で、政府は「移民政策」への転換を明確に否定し続けている。

本稿では、こうした「移民」がいかなるコンテキストで語られているかを明らかにするために、統計ソフトRのテキストマイニングツールを用いて、国会審議における国会議員の発言を分析した。その結果、「移民」という言葉が用いられる際のコンテキストには、(1)法改正による変化、(2)在留資格、(3)海外の事例、の3つが存在することが明らかとなった。野党議員の発言は、審議入り前、衆議院、参議院それぞれで異なるコンテキストであったのに対し、与党議員の発言は、審議のすべての段階において(1)であった。また、審議の終盤である参議院においては、与野党の「移民」のコンテキストに高い類似性が確認された。

一方、「移民」という言葉の使用は、とくに与党において避けられていることも明らかとなった。また、審議の進行にともない、野党議員も「移民」を他の表現に置き換えるようになっていた。代替語として頻繁に用いられていたのは、与党は「外国人材」、野党は「外国人労働者」であった。これらの語の与野党双方の使用割合は、審議入り前の衆院本会議において著しく乖離していたが、参議院の審議では解消傾向がみられた。

本稿の示唆は、政治の場における「移民」のタブーは、いまだ克服されていないということである。しかし、「移民」に代わる言葉を用いることで、事実上の「移民」の受け入れを拡大する法案が審議されていた。

This study attempts to investigate the context in which 'migrants' are being discussed in the Japan National Diet through the quantitative analysis of the deliberation agenda during the winter of 2018. These deliberations mainly revolved around the amendment of the Immigration Control and Refugee Recognition Act. Historically, debates concerning 'migrants' have been avoided in Japan. The amendment of the Immigration Act, which was put into effect in April 2019, has been one of most substantial changes to the law since the act was first passed in 1951.

In order to complete this study, data was collected through the Diet Record Search System to create six datasets corresponding to the statements made by the three stages of the Diet and ruling-opposition party. Thereafter, text mining was conducted within each dataset utilizing R software.

Using the text mining analysis of the Diet deliberations, this study sheds light on three major topics in relation to migrants; (1) the potential effects of amending the Immigration Act, (2) the new working visa (specified skilled worker), and (3) the current issues within traditionally migrant-friendly countries. Moreover,

arguments made by the ruling party were centered around topic (1), whereas the opposition party discussed different topics within each stage of the deliberation. Another noteworthy finding of this study is that the term ‘migrant’ is still avoided during Diet discussions, especially by the ruling party. The amendment on raising the acceptance rate of ‘migrant’ workers was discussed using terms such as ‘foreign talent’ or ‘foreign worker’ in place of ‘migrant’.

キーワード：移民 外国人労働者 入管法改正 国会審議 テキストマイニング

Keywords: Migrants, Foreign Workers, Immigration Reform, Diet Deliberations, Text Mining

はじめに

2018 年冬の臨時国会で、出入国管理及び難民認定法（以下、「入管法」）の改正案が可決・成立した。11 月 21 日の衆議院審議入りからわずか 18 日後の、12 月 8 日未明のことである。新たな在留資格「特定技能」の創設を主軸とする改正入管法は、2019 年 4 月 1 日に施行され、同月 26 日にはカンボジア国籍の女性 2 名が新資格の第一号、二号取得者となっている。

法務省入国管理局¹によると、2018 年末現在、およそ 273 万人の外国人が日本に暮らしており²、そのうち 146 万人超が正規の在留資格にもとづき就労している（2018 年 10 月末時点）³。国際的には、外国に 1 年以上継続して居住する者が「移民」とされており⁴、この基準に照らせば、日本国内にも相当数の「移民」が存在していることになる。しかし、安倍首相は従来から「移民政策はとらない」との立場を明確に示しており、当該臨時国会においても同様の答弁を繰り返した⁵。移民政策への転換を否定しつつ、しかし一方では外国人労働者の受け入れを拡大するという矛盾の背景には、「移民」という言葉の使用が注意深く避けられてきた日本独特の事情がある。とくに、政権をにぎる自由民主党の支持基盤が保守層であることを考えれば、余計に「移民」という言葉の使用に敏感になる必要があったことが推察されよう⁶。

しかし近年、直接その言葉を用いずとも、「外国人材」や「外国人労働者」、「(技能) 実習生」など、「移民」に代わるさまざまな言葉（以下、「移民関連語」）を用いることで、政治の場における外国人の受け入れ拡大の議論が活発化している。このような趨勢において実現した今般の入管法改正は、すでに日本社会で働き手となっている外国人労働者の存在が公的に認められたことに加え、フロントドアからの受け入れの拡大に踏み切ったという点で、日本の入国管理の歴史上、大きな節目といえよう。そこで本稿では、当該臨時国会における国会議員の発言の中から「移民」と共起する語を抽出し、政治の場で長らくタブー視されてきた「移民」がいかなるコンテキストで語られているのかを分析する。また、「移民」や移民関連語の使用状況を与野党で比較分析する。

本稿は以下の構成をとる。第 1 章では今般の入管法改正の経緯とその背景、改正内容について概観する。その上で、第 2 章において本稿の目的を明確にし、リサーチクエスチョンを設定する。第 3 章では分析に使用したデータと分析方法について説明し、その結果を示す。第 4 章では分析結果の考察から、リサーチクエスチョンを検証する。最後に、終章として本稿の限界と展望に言及し、本稿のまとめとする。

1 「入国管理局」は、今般の入管法改正により「出入国在留管理庁」に格上げ・改称されている。

2 法務省ホームページ（2019 年 3 月 22 日）「平成 30 年末現在における在留外国人数について」
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00081.html（2019 年 6 月 26 日最終アクセス）

3 厚生労働省ホームページ（2019 年 1 月 25 日）『「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（平成 30 年 10 月末現在）』
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03337.html（2019 年 6 月 26 日最終アクセス）

4 「移民」の定義としてもっとも頻繁に引用されているのは、国連統計委員会への『国連事務総長報告書』（1997）である。本報告書で「移民」は「通常の居住地以外の国に移動し、少なくとも 12 ヶ月間当該国に居住する人」と定義されている。この定義にしたがえば、現在日本に居住する留学生や技能実習生の多くも「移民」に該当する。

5 とはいえ、臨時国会期間中のメディア論争は明らかに移民政策の是非をめぐる議論であったとの指摘もある（小井土 & 上林, 2018）。移民政策ではないことを強調する政府とは裏腹に、日本国民の多くは定住性をともなう外国人、すなわち「移民」の受け入れをめぐる審議であると認識していた可能性は高い。

6 政治的イデオロギーが、移民や外国人労働者の受け入れ意識を規定する要因の一つであることは、国内外の複数の実証研究で明らかにされている（Chandler & Tsai, 2001; Citrin, Green, & Christopher, 1997; 眞住, 2015）。

1. 入管法改正の経緯・背景、および改正内容の概要

従来、海外からの労働力の受け入れに対する政府の基本姿勢は、高度な専門性や技能を有する外国人（いわゆる「高度人材」）は積極的に受け入れ、そのように評価されない外国人の受け入れには慎重であるべきである、というものであった。しかしながら、外国人労働者の受け入れ拡大に対する経済界からの要請が強まっていることを背景に、2018年2月20日に「経済財政諮問会議」が開かれ、同月23日には「専門的・技術的分野における外国人材の受入れに関するタスクフォース」が設置された。また、同年6月15日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」⁷、通称「骨太の方針2018」では、「一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材」の幅広い受け入れが明確に記された。さらに、7月24日の「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」では、外国人材の受け入れと共生のための総合的な対応策を取りまとめることが確認された。その後、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案」（内閣提出第1号）⁸が国会に提出されたのは、11月2日のことである。このように、わずか18日間の国会審議で法案が可決・成立したために、「拙速」や「強行」との批判が集まったものの、実際には少なくとも2018年2月の時点で、外国人の受け入れ拡大をめぐる政治的動向はかなり高まっていた⁹。

その背景にあるのは、改めて述べるまでもなく、国内の生産年齢人口（15～64歳）の減少とそれともなう深刻な人手不足である。2001年に国連人口部が発表した『補充移民（replacement migration）』によれば、2050年の日本の生産年齢人口は推計5710万人、65歳以上の人口は推計3330万人である。1995年と比較すると、生産年齢人口は35%の減少である一方、65歳以上の人口はほぼ倍増である。とりわけ衝撃をもって日本国内に伝えられたのは、1995年の生産年齢人口の規模を維持するためには、1995年から2050年までの55年間で3350万人（年間平均60万人）の移民を受け入れる必要があるとの推計であった（United Nations Population Division, 2001）。

むろん、これほど大規模な外国人の受け入れは、これまでのところ実施されていない。しかし、「移民」と呼称するかは別にしても、正規の在留資格にもとづいて就労する外国人の数は、東日本大震災の翌年を除き、増加の一途をたどっている（図1）。また、今般の入管法改正にかかる法案提出理由書¹⁰には、「人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に属する技能を有する外国人の受入れを図るため」とあり、不足する労働力の補填が目的であることが明確に記されている¹¹。

では、2019年4月1日から施行されている新入管法は、具体的にどのような点が改正されたのであろうか。まず特筆すべきは、在留資格「特定技能」の新設であろう。上述のとおり、日本政府はこれまで、高度な専門性や技能を必ずしも有さない外国人労働者の受け入れを公的には認めてこなかった。新設の「特定技能1号」は、就労を目的とした在留を最長5年間認める在留資格であり、求められる技能や日本語能力はそれほど高くない。特定産業分野は建設や宿泊、農業をはじめとする、人手不足が著しい14分野に限定されている。一方、「特定技能2号」は、求められる技能や日本語能力が高い反面、雇用契約の更新が認められる限り、日本で働き続けることが可能である。家族の帯同も認められ、将来的な永住に結びつく在留資格であると言われている。

もう一つの重要な改正点は、法務省の「入国管理局」が「出入国在留管理庁」へと格上げされたこと

⁷ 内閣府（2018）『経済財政運営と改革の基本方針2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～』https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2018/2018_basicpolicies_ja.pdf（2019年6月26日最終アクセス）

⁸ 法務省ホームページ（日付不明）「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案」http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05_00017.html（2019年10月1日最終アクセス）

⁹ より遡れば、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定した2013年頃から、建設業を中心に海外からの労働力に対する需要は高まっていた。その後、「日本再興戦略改訂2015」（2015）や、『共生の時代』に向けた外国人労働者受入れの基本的考え方（2016）など、受け入れ拡大に向けた機運は着実に高まりつつあった。また、2017年に在留資格「介護」が新設されたこと、技能実習の職種に「介護」が追加されたことも、今般の入管法改正の追い風となったと考えられる。

¹⁰ 前掲注8。

¹¹ 労働力の補填とは別に、日本に定住する外国人が少子高齢化の抑制に寄与しているという事実がある。その根拠として鈴木（2018）は、2000年を100とした場合の2015年の日本人人口が99.1である一方、外国人人口は133.7であること、高齢化率は日本人が26.6%であるのに対して外国人は7.6%であること、2016年に日本で出生した子どもの3.6%が外国にルーツをもつ（両親、あるいはいずれかが外国籍住民である）こと、などを挙げている（鈴木、2018）。

である。名称から明らかなように、入国の管理だけでなく、入国とその後の在留、そして出国までの管理を一括で行なう体制となった。これにより、技能実習生の受け入れ機関の監視や悪質ブローカーへの対策なども法務省の管轄となった。つまり、これまでの「管理 (control)」に加え、「支援 (support)」が出入国在留管理庁の新たな業務となったのである。その姿勢の一端は、英語での名称「Immigration Services Agency of Japan」に「サービス」が含まれていることから読みとれよう。

「移民政策はとらない」という政府の宣言の一方で、新資格にもとづく受け入れの見込数は今後 5 年間で最大 34.5 万人とされ、日本の労働市場における外国人労働者への依存度が高まることはほぼ確実視されている¹²。明石が指摘するように、現行の制度は外国人の日本での就労や定着、永住を妨げておらず、むしろ海外からの労働力の受け入れを拡大するための法整備が進められている(明石, 2019b)。今般の入管法改正は、まさにこうした政府の姿勢を具現化したものであるといえよう。

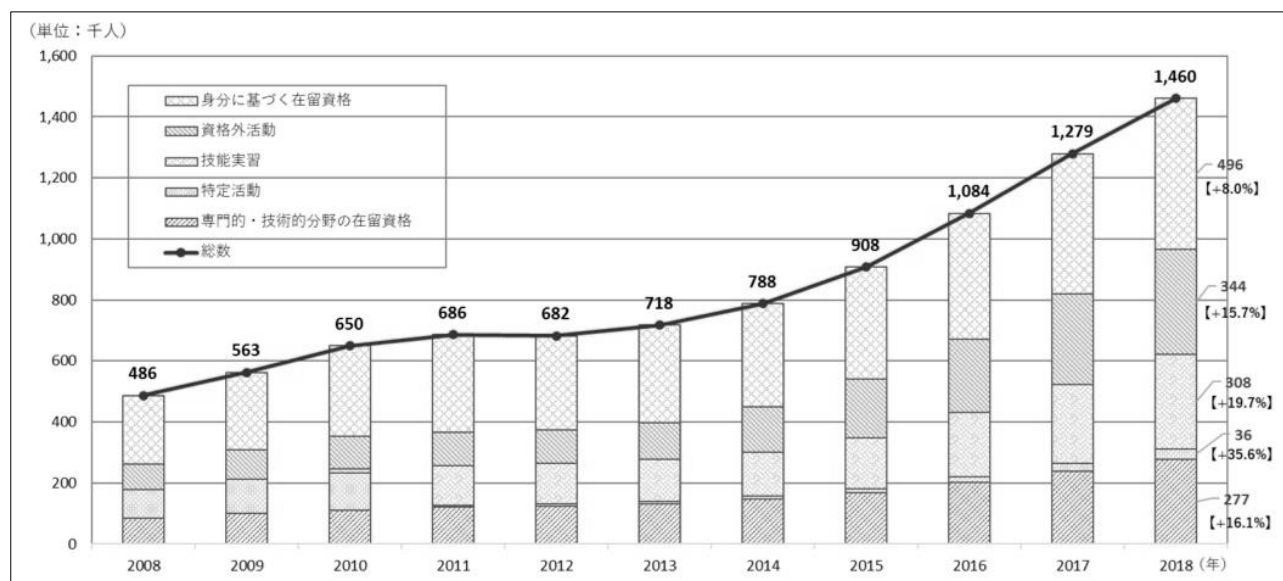


図 1 在留資格別外国人労働者数の推移

出典：厚生労働省 (2019) 『『外国人雇用状況』の届出状況まとめ【本文】(平成 30 年 10 月末現在)』、2 頁より抜粋。 <https://www.mhlw.go.jp/content/11655000/000472892.pdf> (2019 年 9 月 30 日最終アクセス)

2. 本稿の目的

本稿の目的は、入管法改正をめぐる国会審議の内容を定量的に分析し、「移民」という言葉が用いられるコンテキストと、「移民」や移民関連語の使用状況を与野党で比較することである。

今日、日本で正規の在留資格にもとづいて就労している外国人は 146 万人を超える¹³。海外からの労働力への依存が強まる日本社会において、彼/彼女らを「一時的な滞在者」と認識するのは、もはや無理があるといえよう。しかし、前述したように、日本では「移民」という言葉の使用やそれに関する議論は、とりわけ政治の場ではある種のタブーと見なされ、注意深く避けられてきた。このような状況のなかで、外国人の受け入れ拡大が集中的に審議された当該臨時国会は、極めて異例なものであった。その審議内容は、国際的には「移民」と見なされる人々がいかなるコンテキストで語られ、政治争点化しているかを分析するための絶好の素材といえよう。また、「移民」に代わる言葉の使用状況を明らかにすることの現代的意味も大きい。

こうしたことを背景に、本稿では以下のリサーチクエスチョンを設定した。

RQ1: 「移民」という言葉が用いられるコンテキストは、与野党でどのように異なるか。

RQ2: 「移民」やそれに代わる言葉の使用状況は、与野党でどのように異なるか。

¹² もっとも、5 年間で最大 34.5 万人という数字について、明石は「過大とは言えない」と述べている。その理由として、2017 年 10 月からの 1 年間で外国人労働者がおおよそ 18 万人増加していることを指摘している(明石, 2019a)。

¹³ 前掲注 3。

3. 分析

(3-1) データ

本稿では、国立国会図書館の日本法令索引「1. 出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案」¹⁴を参照し、データ収集の対象とする会議を決定した。会議の一覧、および審議状況等の詳細は、表1に示したとおりである。

データの収集には「国会会議録検索システム」¹⁵を用いた。分析対象の会議録から国会議員の発言をテキストデータとして書き出し、審議入り前、衆議院、参議院に分割した上で、与野党それぞれのデータセット（以下、「DS」）をテキストファイル（.txt）として保存した。分析の便宜上、それぞれのDSに対し、表2に示すとおりラベリングを行なった。なお、野党のDSには立憲民主党、国民民主党、日本維新の会、日本共産党、沖縄の風、無所属の会に所属する議員、および無所属議員の発言が含まれている。希望の党、社民党、民進党、自由党所属の議員は、本稿で分析対象とした会議の中で質疑を行っていないため、分析データに含まれていない。

開催日	審議した院	会議名	審議状況
2018年11月13日	衆議院	本会議	趣旨説明、質疑
2018年11月21日	衆議院	法務委員会	趣旨説明、質疑、議案
2018年11月22日	衆議院	法務委員会	質疑、参考人招致、参考人質疑
2018年11月26日	衆議院	法務委員会	質疑、修正案趣旨説明、修正案
2018年11月27日	衆議院	法務委員会	質疑、討論、採決（修正）、附帯決議
2018年11月27日	衆議院	本会議	委員長報告、討論、採決（修正）、投票者氏名、議案、報告書
2018年11月28日	参議院	本会議	趣旨説明、質疑
2018年11月29日	参議院	法務委員会	趣旨説明、衆議院修正部分趣旨説明、質疑、議案
2018年12月4日	参議院	法務委員会	質疑
2018年12月5日	参議院	法務委員会	参考人招致、参考人質疑
2018年12月6日	参議院	法務委員会	質疑
2018年12月8日	参議院	法務委員会	討論、採決、附帯決議
2018年12月8日	参議院	本会議	委員長報告、討論、採決、投票者氏名、審査報告書、議案

表1 データ収集対象の会議一覧

出典：日本法令索引「1. 出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案」にもとづき、筆者作成。<http://hourei.ndl.go.jp/SearchSys/viewShingi.do?i=119701001>（2019年6月12日最終アクセス）

	与党	野党
審議入り前（11月13日）	DS1（25,620）	DS2（15,342）
衆議院における審議	DS3（85,054）	DS4（154,839）
参議院における審議	DS5（128,059）	DS6（198,394）

表2 構築したデータセットのラベル

※（ ）内はデータセットに含まれるテキストの文字数。

(3-2) 分析方法

分析には、日本語の文章を形態素解析するためのRパッケージであるRMeCab¹⁶を用いた。形態素解

¹⁴ 日本法令索引「1. 出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案」
<http://hourei.ndl.go.jp/SearchSys/viewShingi.do?i=119701001>（2019年6月12日最終アクセス）

¹⁵ 「国会会議録検索システム」<http://kokkai.ndl.go.jp>（2019年6月9日最終アクセス）

¹⁶ RMeCabはもともと、京都大学情報学研究科と日本電信電話株式会社コミュニケーション科学基礎研究所の共同研究プロジェクトによって開発されたMeCabと呼ばれる形態素解析エンジンである。その後、

析とは、文章を意味のある最小の単位に分割する分析手法である。英語のような分かち書きされた文章とは異なり、日本語は語と語の間に区切りがない。このような癒着型の文章を定量的に分析するためには、まずは形態素解析を行なう必要がある(工藤, 山本, & 松本, 2004)。こうしたプロセスを経ることによって、テキスト情報を対象としたデータマイニング(テキストマイニング)が可能になり(Hearst, 1999)、各語の出現頻度や傾向、共起関係にある語などの情報を得ることができる(Munzert, Rubba, Meißner, & Nyhuis, 2015)。主に医療やマーケティングの分野で積極的に用いられてきた分析手法であるが、近年は議会会議録の分析にも活用されている(増田, 2010, 2012; 岩見, 大野, 木村, & 井手, 2012; 橋本, 2010)。

RQ1 の分析では、RMeCab パッケージの NgramDF()関数を用いて、「移民」と共起する名詞を抽出した。そのうち、DS1 から DS6 をとおして 1 回しか出現していない名詞や、代名詞、単独ではほとんど意味をなさない名詞(「もの」、「方々」、「的」、「上」等)、国会における審議で一般的に出現する名詞(「総理」、「大臣」、「質問」、「お尋ね」、「答弁」等)を除外し、最終的に 21 の名詞を抽出した¹⁷。そして、6 つの DS を列、21 の名詞を行とするクロス集計表を作成し、MASS パッケージの corresp()関数を用いたコレスポネンダンス分析を行なった。

RQ2 については、「移民」とそれに代わる意味で使用されていると考えられる「外国人材」、「外国人労働者」、「(技能) 実習生」、「単純労働者」の計 5 つの語について、DS1 から DS6 それぞれにおける出現回数をカウントした。

(3-3) 分析結果

(3-3-1) 「移民」のコンテキスト

以下の表 3 は、「移民」と共起関係にある名詞の出現回数を集計し、上位 22 語をまとめたものである。また、図 2 は 6 つの DS を列、21 の名詞を行とするクロス集計表のコレスポネンダンス分析(第 1 固有値×第 2 固有値)の結果である。各固有値の寄与率は、第 1 固有値が 47.30、第 2 固有値が 26.64、第 3 固有値が 13.57 であった。

まず、表 3 から、DS1 と DS5 における「移民」の共起名詞が少ないことが読み取れる。また、DS3 についても、表中に記されている 22 語が今回の分析で抽出された共起名詞のすべてであった。これは、与党議員による「移民」の使用回数そのものが少なかったためである(表 4)。そうした状況においても、DS1 から DS6 をとおして「政策」がもっとも多く共起していた点は注目に値する。これにより、一連の審議において、与野党双方が「移民政策」というコンテキストのなかで入管法改正案を議論していたことが客観的に確認された。

その他に注目すべき点として、「外国」や「ネオナチ」、具体的な国名などが DS4 に頻出していることが挙げられる。海外の事例のなかでも、とくに移民の増加が社会に及ぼす影響や変化について、「治安」や移民「排斥」世論などが具体的に提示されている。就労する外国人が増加すれば、同様の問題が日本でも発生することが予想され、こうした問題に対し、政府がいかに取り組んでいくのかを野党議員が追及していることが読み取れる。それに対して与党は、「トラブル」や「問題」という包括的な言葉を用いており、個々の問題への具体的な対応策に関する言及は避けていることが DS3 の結果から読み取れる。また、「スウェーデン」や「ドイツ」に言及していた野党に対し、与党は「欧米」と言及するに留めており、全体をとおして与党の答弁は具体性に欠けていたといえよう。

次に、図 2 をみると、与党議員の発言である DS1、DS3、DS5 はすべて第 4 象限に位置していることが読み取れる。したがって、与党議員が「移民」を使用する際のコンテキストは、審議入り前から参議院における審議まで、終始一貫していたといえる。野党議員の発言に注目すると、DS2 と DS4 が他の DS と大きく距離をとっている一方、DS6 は与党議員の発言との類似性が高くなっている。この結果が意味しているのは、第一に、審議入り前と衆議院での審議においては、「移民」が使用されるコンテキストに与野党で大きな乖離があったこと、第二に、この乖離は審議の最終段階である参議院において、野党側が譲歩するかたちで解消されていたということである。

MeCab を R で使うことを可能にする RMeCab パッケージが徳島大学の石田基広教授によって開発された。詳細は、石田基広 (2017) 『R によるテキストマイニング入門 (第 2 版)』森北出版を参照のこと。また、MeCab の詳細は公式ホームページを参照。<http://taku910.github.io/mecab/> (2019 年 6 月 26 日最終アクセス)

¹⁷ なお、「問題」と「トラブル」はほぼ同義であると考えられるため、本稿では「問題」に集約している。

表3 「移民」と共起する名詞とその出現回数（上位22語）

順位	DS1	DS2	DS3	DS4	DS5	DS6	
1	政策	5	政策	15	4	政策	27
2	定義	2	特定	2	2	移民	6
3	お尋ね	2	実質	2	2	こと	1
4	発生	1	単純	1	2	国民	1
5	受入れ	1	国家	1	2	お尋ね	1
6	問題	1	定義	1	2	これ	1
7	概念	1	社会	1	1	提示	1
8	言葉	1	お答え	1	1	等	1
9	もの	1	否定	1	1	維持	1
10	創設	1	拡大	1	1	言葉	1
11	国	1	発言	1	1		
12	報道	1	明示	1	1		
13	対応	1	みずから	1	1		
14	拡大	1	上	1	1		
15	答弁	1	こと	1	1		
16	こと	1	必要	1	1		
17			そこ	1	1		
18			の	1	1		
19			それ	1	1		
20			禍根	1	1		
21			総理	1	1		
22			質問	1	1		

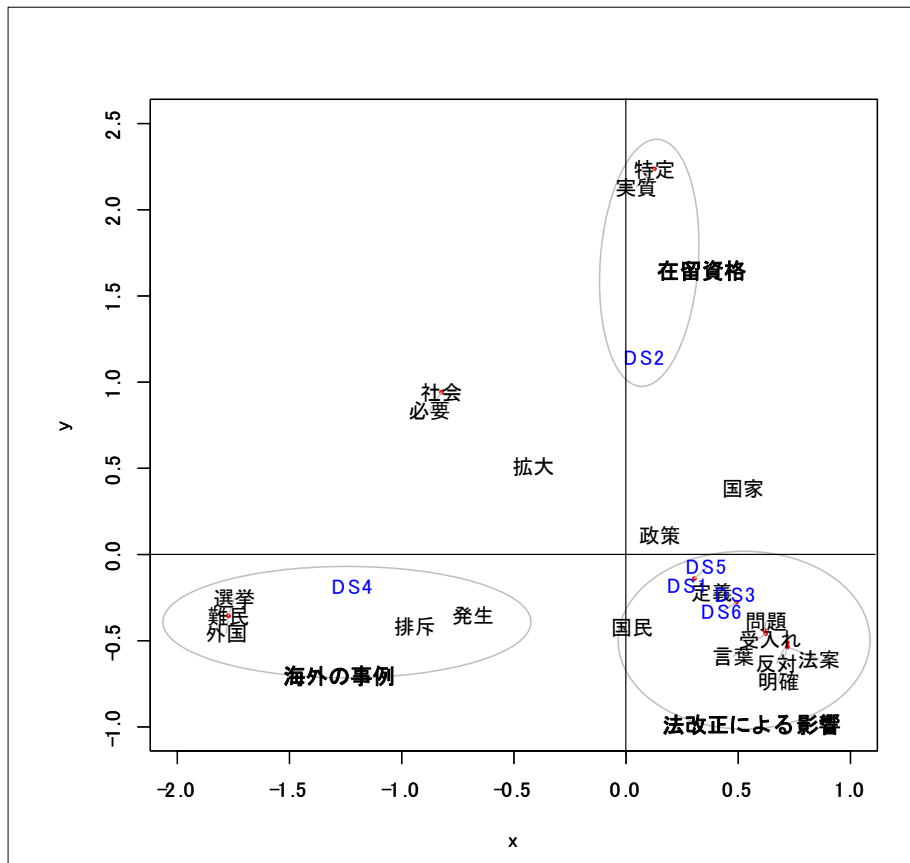


図2 「移民」と共起する名詞のコレスポネンダンス分析（第1固有値×第2固有値）

(3-3-2) 移民関連語の使用状況

以下の表 4 は、5 つの移民関連語の出現回数を DS ごとに集計した結果である。また、図 3 は与党議員による移民関連語の使用割合を、図 4 は野党議員による移民関連語の使用割合をグラフで示したものである。

まず、審議入り前の衆院本会議における移民関連語の使用割合を比較すると、与党議員は「外国人材」という言葉を好み、その使用割合は 63% に及んでいることが読み取れる (図 3-DS1)。一方、野党議員による「外国人材」の使用割合はわずか 4% であり、それに代わって「移民」と「外国人労働者」が全体の 60% を占めている (図 4-DS2)。また、「(技能) 実習生」の使用割合も与野党で 2 倍以上の開きがあり、審議入り前の段階では、与野党双方の移民関連語の使用状況は極めて類似性が低かったことが明らかとなった。

一方、技能実習制度に議論が集中した衆議院における審議では、与野党ともに「(技能) 実習生」の割合がおおよそ 60% を占める結果となった (図 3-DS3、図 4-DS4)。また、「移民」の使用割合についても、与党が 10%、野党が 13% と大きな差は見られなかった。しかし、依然として与党議員は「外国人材」を、野党議員は「外国人労働者」を用いる傾向があった。

同様の傾向は、参議院での審議においても確認された (図 3-DS5、図 4-DS6)。しかし、わずかながらではあるが、与党議員による「外国人労働者」の使用割合は 2% から 10% に増加し、野党議員による「外国人材」の使用割合は 5% から 7% に増加している。また、野党議員による「移民」の使用割合に注目すると、DS2 が 26%、DS4 が 13%、DS6 が 8% と、着実に減少している。以上の結果から、参議院の審議においては、与野党双方の移民関連語の使用に若干の譲歩がみられたことが明らかとなった。とくに、与党が避けたがる「移民」という言葉の使用割合が野党においても減少していたことから、野党側からの譲歩がより大きかったといえよう。

表 4 移民関連語の出現回数

	SD1	SD2	SD3	SD4	SD5	SD6
移民	11	19	15	42	8	52
外国人材	77	3	42	16	137	45
外国人労働者	10	25	3	65	30	287
(技能) 実習生	21	27	90	190	122	229
単純労働者	4	0	1	0	1	5

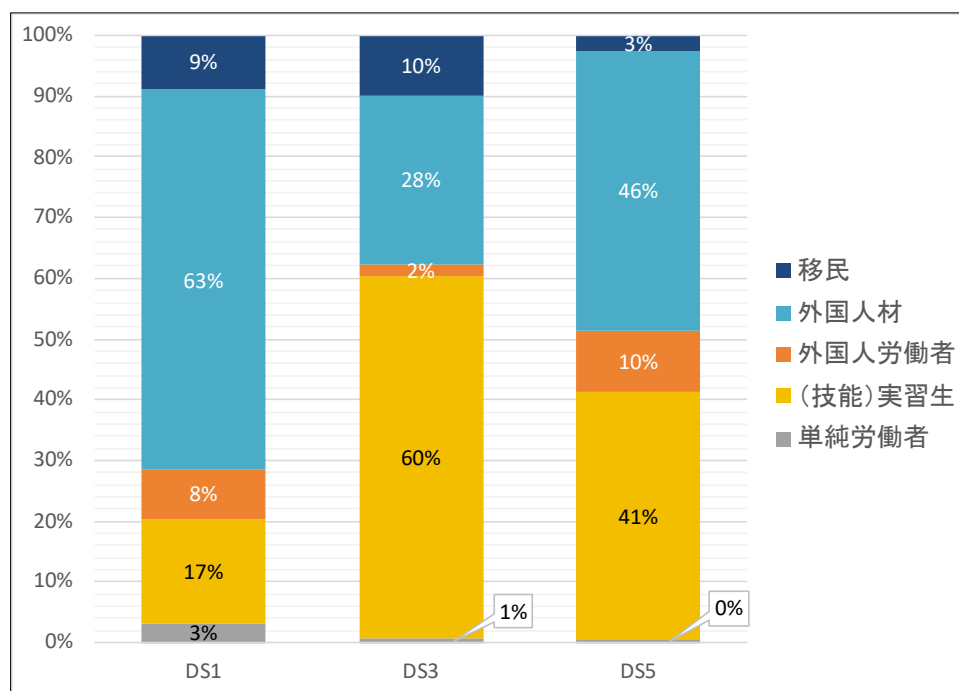


図 3 与党議員による移民関連語の使用割合

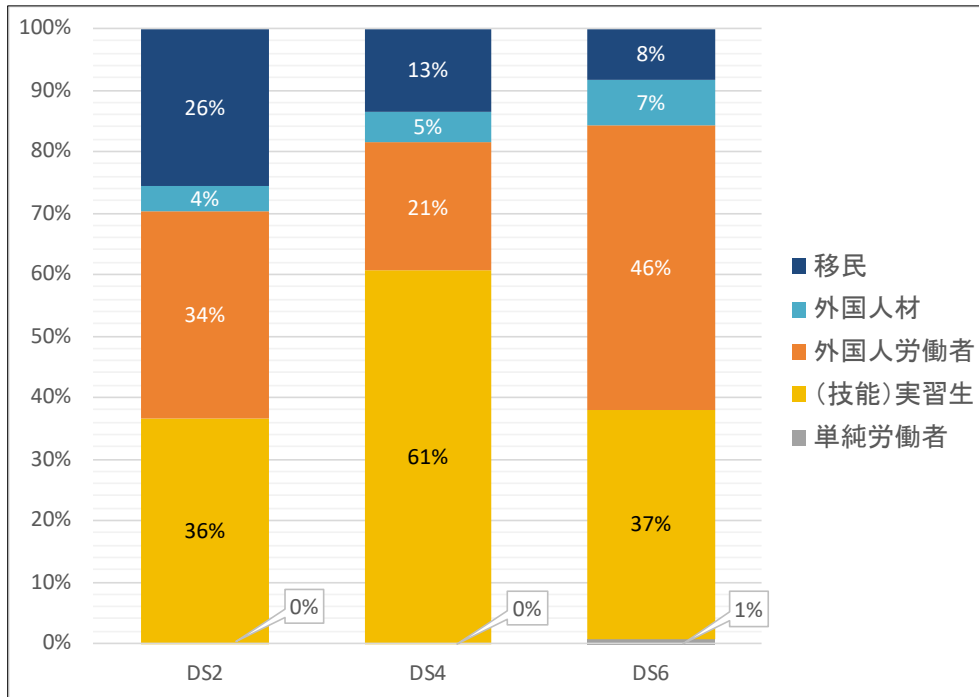


図4 野党議員による移民関連語の使用割合

4. 考察

以上の分析結果から、第2章で設定した2つのリサーチクエストが検証された。

RQ1: 「移民」という言葉が用いられるコンテキストは、与野党でどのように異なるか。

RQ2: 「移民」やそれに代わる言葉の使用状況は、与野党でどのように異なるか。

まず、RQ1については、図2にグレーの円で示したとおり、(1) 法改正による変化、(2) 在留資格、(3) 海外の事例、という3つのコンテキストでおおむね語られていた。どのグループにも属さず中間的な位置にある「拡大」や「政策」などは、特徴のない語、すなわち、すべてのDSにおいて平均的に出現していた語であることを意味している。野党議員が「移民」に言及する際のコンテキストに注目すると、審議入り前には(2)、衆議院では(3)、参議院では(1)と、審議が進展するたびに変化していた。一方、与党は審議のどの段階においても(1)のコンテキストでのみ、「移民」を使用していた。したがって、さまざまな角度から投げかけられる野党議員からの質問に対して、与党は従来通りの説明を繰り返すのみであったことが示唆される。

また、参議院における野党議員の発言(図2-DS6)が(1)に位置していることは、それまで乖離していた与野党の「移民」のコンテキストが、審議の最終段階では高い類似性を帯びるようになったことを意味している。しかも、一貫して与党が採用してきた(1)のコンテキストに野党が集約されていたことが分析の結果から明らかとなった。したがって、「移民」を避けようとする与党側に、野党側が譲歩したと解釈することができる。

次にRQ2については、与党が「外国人材」を好むのに対して、野党は「移民」や「外国人労働者」を頻繁に用いていることが明らかとなった(図3、図4)。これは、「移民政策ではない」ことを強調する安倍政権の政策方針を反映した結果といえる。また、外国人政策を成長戦略の一つとして位置付ける現政権にとって、「外国人材」に含まれる経済成長への貢献者という意味合いが好ましいことも、その理由として挙げられる(明石, 2017)。しかし、こうした与野党間の表現の乖離は、審議が進行するにしたがって徐々に解消していたことが確認された。微増ではあるが、与党議員による「外国人労働者」の使用が2%から10%に(図3-DS3、DS5)、野党議員による「外国人材」の使用が4%から7%に(図4-DS2、DS6)になっていた。

また、最後まで明確な定義付けがなされなかった「移民」は、審議の進行とともに使用割合が減少していた。とくに野党側の変化は著しく、審議入り前に26%であった使用割合は、参議院での審議では8%

にまで減少していた(図4)。RQ1において、審議の終盤に野党が与党と同じコンテキストで「移民」を用いるようになっていたことが判明したが、図4の結果から、野党議員による「移民」の使用割合そのものも減少していた(つまり、「移民」の使用を避けたがる与党側に譲歩していた)ことが明らかになった。

他方、メディア報道で目立っていた「単純労働者」は、実際の国会審議ではほとんど使用されていなかったことが、本稿の分析結果から明らかとなった。これは、「単純労働者」という語に付随するブルーカラーや非熟練といったイメージが、政治的に好まれないためであると推察される。また、衆参両院の審議における「(技能)実習生」の使用については、与野党で大きな差はみられなかった。

以上のRQ1、RQ2の検証から示唆されるのは、政治の場における「移民」のタブーは、いまだに克服されていないということである。与党議員による「移民」の使用は依然として避けられ、野党議員も審議が進行するにつれて他の表現に置き換えるようになっていた。また、言葉としての「移民」の定義も、最終的に与野党で共有されなかった。とはいえ、本改正によって新たに創設された「特定技能1号」は、最大で5年間の就労を認めるものであり、こうした人々は国際基準では「移民」と呼んで差し支えない。また、「特定技能2号」は、将来的な永住につながる制度設計となっている。こうした事実上の「移民」の受け入れを拡大するための改正法案が、「移民」に代わる言葉を用いることで審議されていた。

政治のセオリーに照らせば、保守政党である自由民主党が外国人の受け入れ拡大を推し進めることは矛盾している。自らの支持基盤を考えれば、高らかに移民政策を掲げることは得策ではないであろう。しかし、労働力不足の深刻化が現実視されるなか、その不足分を補填する現実的な解決策が外国からの労働力の受け入れ以外にないことは、いまや共通認識となっている。さらに、経済政策に力を入れてきた安倍政権にとって、経済界からの労働力確保の要請に対し、応対を拒むことは容易ではない。こうしたジレンマを打開するための苦肉の策が、「移民政策」への転換を否定し続け、「移民」に代わる表現を貫きつつ、改正法案を可決・成立させることであったと考えられる。また、審議の終盤で野党側に譲歩がみられたのも、本改正法案が通常はリベラル政党が推進する性質の政策であったためであると考えられる。実際、野党の批判は、十分な審議が尽くされていないという点に集中しており¹⁸、多くの野党政党は、外国からの労働者に門戸を開くこと自体には反対していなかった。

最後に、審議全体をとおして、「生活者としての外国人」という視点が不十分であったことを指摘しておきたい。11月13日の衆院本会議において、立憲民主党の山尾志桜里議員が「我々が欲しかったのは労働者だが、来たのは人間だった」というマックス・フリッシュの有名な言葉を引用し、来日する外国人を生活者としてとらえ、共生のための環境を整備していくことの重要性を述べている。しかし、当該臨時国会において、こうした施策に関する議論は結果的にほとんどなされなかった。法改正の目的が労働力の確保であったことを踏まえれば、「労働者としての外国人」をめぐる議論が中心であったことは、当然といえるかもしれない。しかし、生活習慣や言語の異なる外国人の増加が、地域社会に摩擦を生む要因となることは容易に想定され、実際、1980年代にいわゆる「デカセギ」の南米出身日系人が増加した地域では、ゴミの分別や騒音、運転マナーなどに関するトラブルが幾度となく報告されてきた(梶田・丹野・樋口, 2005; 山本, 2016; 大井, 2008)。こうした問題への対応は、もっぱら各自治体の裁量に任せられているのが現状であり、その理由が国レベルでの社会統合を含む包括的な政策の欠如にあると指摘する研究者は多い(山脇, 2016; 毛受, 2016; 渡戸, 2011)。

2006年に「多文化共生」がはじめて政策用語として登場して以来¹⁹、政府はこのモットーを強調し、「骨太の方針2018」においてもその実現に向けた施策の重要性を明確に示している。2018年12月には「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」²⁰を取りまとめ、211億円の予算を計上した。であるならば、国会議員の間でも、「生活者としての外国人」の視点に立った議論が積極的に交わされていくことが期待されよう。しかし、当該国会審議において、そうした議論はほとんど交わされず、外国人を生

¹⁸ 審議時間の短さは、メディアによってもさかんに批判された。とくに政権に批判的とされる新聞は、法案が衆議院を通過した翌朝の一面で「入管法案 衆院通過 委員会審議 17時間 与党、採択を強行」(2018年11月28日毎日新聞朝刊)、「入管法案 衆院通過 委員会採択強行 審議 17時間のみ」(2018年11月28日朝日新聞朝刊)と報じている。

¹⁹ 2006年に総務省が策定した「多文化共生推進プラン」が、政策用語としての初出である。

²⁰ 法務省(2018)「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gaikokujinzai/kaigi/pdf/taiousaku_honbun.pdf (2019年9月29日最終アクセス)

活者としてとらえる視点は明らかに不足していた。これもまた、日本の政治が「移民」の存在を直視していない、すなわち、「移民」のタブーを克服できていないことの表れといえよう。

5. おわりに

ここまで、2018年冬の臨時国会における入管法改正の審議内容について、「移民」に着目した分析・考察を行ってきた。日本の国会で外国人の受け入れに関する議論がこれほど活発化することは、極めて稀である。生産年齢人口の減少とそれにもなう深刻な人手不足という国内事情と、労働市場のボーダーレス化という世界的な潮流のなかで、日本の政治は「移民」をいかにとらえ、向き合っているのか。本稿では、与野党双方の議員の発言を定量的に分析することにより、その一端を明らかにすることができた。

他方、本稿では一回の臨時国会のみを分析対象としたため、外国人の受け入れをめぐる政治の反応を異時点間で比較することはできなかった。たとえば、本稿での分析結果を、「第三の開国」と呼ばれる1989年の入管法改正の審議内容と比較すれば、外国からの働き手の受け入れをめぐる議論がこの30年間でいかに変化したのかを明らかにすることができよう。また、移民関連語の使用状況についても、時代横断的に比較分析することで、政治の場における外国人の語られ方の変遷をたどることも可能である。これらの点については、今後の課題としたい。

また、本稿では国会審議における国会議員の発言のみを分析対象としたため、分析結果の考察で推測の域を越えない点がいくつかあった。稲増らが、国会審議のほかにメディア報道と有権者へのアンケート調査結果を分析データとして採用しているように(稲増, 池田, & 小林, 2008)、本研究テーマについても、複数の要素を総合的に分析し、考察を深めていくことが必要であろう。

今日、日本社会における外国人のプレゼンスは拡大を続けている。今般の入管法改正によって、外国からの労働力への依存度がますます高まることは確実であろう。「移民」の増加が日本社会にいかなる変化をもたらすのか、そして、政治の場でいかなる議論が展開されていくのかを注視していく必要があるといえよう。

参考文献

- Chandler, C. R., & Tsai, Y.-M. (2001). Social Factors Influencing Immigration Attitudes: An Analysis of Data from the General Social Survey. *The Social Science Journal*, 38, 177–188.
- Citrin, J., Green, D. P., & Christopher, M. (1997). Public Opinion toward Immigration Reform: The Role of Economic Motivations. *The Journal of Politics*, 59(3), 858–881.
- Hearst, M. A. (1999). Untangling Text Data Mining. *Proceedings of the 37th Annual Meeting of the Association for Computational Linguistics on Computational Linguistics*, 3–10.
<https://doi.org/10.3115/1034678.1034679>
- Munzert, S., Rubba, C., Meißner, P., & Nyhuis, D. (2015). *Automated Data Collection with R: A Practical Guide to Web Scraping and Text Mining*. West Sussex: John Wiley & Sons, Ltd.
- United Nations Population Division. (2001). *Replacement immigration - Japan*.
- 明石純一 (2017) 「安倍政権の外国人政策」『大原社会問題研究所雑誌』700, 12–19.
- (2019a) 「二〇一八年入管法改正：その政策的含意について」『三田評論』1235, 28–31.
- (2019b) 「日本における外国人人口の動態と外国人政策の新展開」『統計』70(1), 32–37.
- 稲増一憲・池田謙一・小林哲郎 (2008) 「テキストデータから捉える2007年参院選争点」『選挙研究』24(1), 40–47.
- 岩見麻子・大野智彦・木村道徳・井手慎司 (2012) 「公共事業計画策定過程の議事録に対するテキストマイニングによる議論内容の把握に関する基礎的研究」『土木学会論文集G (環境)』68(6), II_411-II_418.
- 大井智香子 (2008) 「外国籍住民集住地域における地域福祉活動の実態と課題—岐阜県可児市の住民組織の取り組みから—」『中部学院大学・中部学院短期大学部研究紀要』9, 11–22.
- 梶田孝通・丹野清人・樋口直人. (2005) 『顔の見えない定住化：日系ブラジル人と国家・市場・移民ネットワーク』名古屋大学出版会.
- 工藤拓・山本薫・松本裕治 (2004) 「Conditional Random Fieldsを用いた日本語形態素解析」『情報処理学会研究報告. NL,自然言語処理研究会報告』161, 89–96.

- 小井土彰宏・上林千恵子(2018)「特集『日本社会と国際移民—受入れ論争 30年後の現実』によせて」『社会学評論』68(4), 468-478.
- 鈴木江理子(2018)「人口政策と移民(2) 日本における人口政策と移民/外国人」移民政策学会設立10周年記念論集刊行委員会編『移民政策のフロンティア—日本の歩みと課題を問い直す』明石書店, 31-36.
- 橋本武(2010)「国土計画に関する国会発言の内容は収斂しているか」『計画行政』33(4), 43-49.
- 増田正(2010)「フランス地方議会の審議項目のテキストマイニング分析」『地域政策研究』13(2), 17-30.
- (2012)「地方議会の会議録に関するテキストマイニング分析: 高崎市議会を事例として」『地域政策研究』15(1), 17-31.
- 眞住優助(2015)「少子高齢化時代の日本における外国人労働者の受け入れ意識を規定する要因—JGSS-2008を用いた分析—」『日本版総合的社会調査共同研究拠点 研究論文集』15, 51-61.
- 毛受敏浩(2016)「自治体移民政策への道」毛受敏浩編『自治体がひらく日本の移民政策—人口減少時代の多文化共生への挑戦』明石書店, 182-224.
- 山本薫子(2016)「外国人住民の居住をめぐる問題の諸相—集住地域・分散居住それぞれの課題」『日本不動産学会誌』30(2), 61-65.
- 山脇啓造(2016)「多文化共生社会に向けて—国と地方自治体の取組を中心に」『法律のひろば』69(6), 4-11.
- 渡戸一郎(2011)「自治体・国の多文化共生政策の再構築に向けて」『都市住宅学』74, 4-9.

研究ノート

「わかりあえる日本語」の構築

—クルド人コミュニティにおける日本語意識調査から—

Establishing Mutually Understandable Japanese (Wakari aeru Nihongo):

An Awareness Survey Conducted Among the Kurdish Community Regarding Japanese Language Learning

片山 奈緒美 (Naomi KATAYAMA)

筑波大学大学院人文社会科学研究所 博士鋼後期課程

2006年の総務省「地域における多文化共生推進プラン」では、地域における多文化共生の意義として〈国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく〉地域づくりが挙げられた。こうした地域づくりを推進するには、東京都杉並区のネパール人、大阪市や神戸市のベトナム人など、多様な背景を持ち独自のコミュニティが形成される外国人住民集住地域それぞれの特徴を考慮することが重要だろう。

多文化共生を進めるためのコミュニケーション方策「わかりあえる日本語」(片山 2018)は、外国人住民と日本人住民の〈接触場面の産出・増加〉と〈コミュニケーション手段の確立〉、〈互いに相手の存在を認め、コミュニケーションをとろうとする動機付け〉の3点が影響しあうことで相互理解が進むという考え方である。本稿はこの考え方にに基づき、地域ごとに異なる特徴を持つ外国人集住地域における多文化共生に必要な要素を検討した。

まず、埼玉県の JR 蕨駅付近(通称:ワラビスタ)に集住するトルコ系クルド人コミュニティで、日本語習得状況や日本語学習方法、日本語が必要だと感じる場面などについてアンケート調査を行った。その結果を「日本語に対する在住外国人の意識に関する実態調査」(文化庁 2001)と比較し、ワラビスタにおけるトルコ系クルド人に必要な日本語支援(コミュニケーション手段の確立)や日本人コミュニティとの交流の意欲(動機付け)など、「わかりあえる日本語」構築のための要素を分析した。

In its 2006 multicultural co-existence promotion plan for communities, the Ministry of Internal Affairs and Communications emphasized the significance of regional multicultural co-existence to create communities in which people of different nationalities and races could acknowledge their cultural differences, build equal relationships, and live together as members of regional society. To promote the creation of such communities, it is important to understand the characteristics of each community in which foreign residents live. In these communities, people of various cultural backgrounds create unique communities (such as the Nepali community in Suginami, Tokyo, and Vietnamese communities in Osaka and Kobe). Based on the communication method for multicultural coexistence that employs mutually understandable Japanese (Wakari aeru Nihongo) (Katayama, 2018), the author considers that mutual understanding can be promoted by 1) creating and increasing opportunities for contact between foreign and Japanese residents; 2) establishing communication methods; and 3) motivating foreign and Japanese residents to make acquaintance with and communicate with each other. Based on this idea, in this paper, the author seeks to identify the necessary elements for cultural co-existence in communities for foreign residents with regional differences. First, the author conducted a questionnaire survey in a Turkish Kurd community near JR Warabi station in Saitama

Prefecture, an area that is known as Warabistan. The respondents were asked about their Japanese language acquisition levels, learning methods, and situations where they consider learning the Japanese language is necessary. By comparing the results of the questionnaire with those of the survey conducted by the Agency for Cultural Affairs in 2001 on the awareness of foreign residents in Japan regarding the Japanese language, the author analyzed the necessary elements for the establishment of mutually understandable Japanese (Wakari aeru Nihongo) such as Japanese language support for Turkish Kurds in Warabistan (establishment of communication methods) and willingness to communicate with the Japanese community (motivation).

キーワード: 「わかりあえる日本語」 多文化共生 相互理解 外国人集住地域 トルコ系クルド人
Keywords: Mutually Understandable Japanese (Wakari aeru Nihongo), Multicultural Co-Existence, Mutual Understanding, Foreign Resident Communities in Japan, Turkish Kurds

はじめに

埼玉県川口市と蕨市の市境にある JR 蕨駅の周辺(通称:ワラビスタン)には、約1,200~1,500人のトルコ系クルド人が集住する。トルコ国籍者は日本の観光ビザを取得しやすいことから1990年代から来日後定住する人々が出始め、黎明期の定住者が家族や友人をトルコから呼び寄せて独自のコミュニティを形成し、いまなお新しい定住者が増加中である。彼らはクルド民族であることを理由にトルコで迫害や差別を受けたとして日本で難民申請をしているが、2019年3月現在、日本におけるトルコ系クルド人の難民認定者はいない。その結果、在留資格を持たない不法滞在者となって入国管理局の施設に収容されるか、収容は免除されるが日本での就労と居住地外への移動を禁じられた「仮放免」者として長期間滞在を続けている(中川2001、中島2019、ロイター2016)。

ワラビスタンのトルコ系クルド人(以下、クルド人)はゴミ拾いやパトロールといったボランティア活動を通じて地域社会に貢献しようとしている(日経ビジネス2016、毎日新聞2017)が、藤林(2017)によると「治安悪化や生活習慣への違いへの懸念から地域住民との間でトラブルが生じる例も少なくない」。日々の生活におけるトラブルを回避するには地域社会のルールをクルド人住民側に伝えることが必要であるが、実際にトラブルが起きている現実から、両者のあいだに十分なコミュニケーションが形成されていないと考えられ、ワラビスタンにおける多文化共生のための課題は多いといえる。

一方、多文化共生社会を構築し、異なる言語や文化を持つ者が相互理解を進めるには、コミュニケーションの手段としての言語が欠かせない。日本人住民にとってトルコ語やクルド語はマイナー言語であり、ワラビスタンにおいて日本語をコミュニケーション言語とするのが現実的だろう。クルド人住民が日本語の話し言葉や書き言葉をそれぞれの程度習得しているのかを調査した研究は管見の限り見あたらず、ワラビスタンにおける多文化共生の実現には、まずクルド人の日本語習得状況や日本人住民とのコミュニケーションへの意識について調査する必要があると考えられる。

1. 「わかりあえる日本語」の概念と研究目的

(1-1) 先行研究

日本における接触場面の言語として、近年、災害時や観光分野などで「やさしい日本語」の使用が広がっており、外国人住民や観光客などとのコミュニケーションに一定の役割を果たしている。野田(2014)はこの「やさしい日本語」を「現実のコミュニケーション」という観点から捉え直し、語彙や文法が平易な「やさしい日本語」の使用は日本語話者に負担を求めることになると述べた。これは、コミュニケーションにおける「やさしい日本語」の限界の指摘とも言えるだろう。

さらに野田は、平易な日本語の使用だけではなく、情報伝達のための面を考慮して身振りや図表、イラスト、情報の取捨選択などに目を向けたよりユニバーサルな日本語コミュニケーションを考える必要性を論じた。しかし、これらの動きは外国人と日本人住民のあいだの日本語コミュニケーションの手段を論じるに留まり、両者の相互理解やコミュニケーションを取るための動機への言及が弱かった。

Gehrtz 三隅(2017)は、多文化共生の町づくりによる「徳島型の移民社会」の推進には徳島という一地域が抱える問題を検討しつつ、地域の日本人住民に対話を通して異文化を受け入れる心を根づかせることが重要だとした。さらに Gehrtz 三隅(2018)では、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の保障と同時に「やさしい日本語」の使用など受け入れる日本人側を対象とした「新たな日本語教育」の必要性について述べた。つまり、多文化共生社会の構築には外国人側と日本人側の双方へのはたらきかけが必要であり、外国人側に日本語習得や日本文化への理解を求めるだけではなく、日本人側にも外国人住民について理解を深め、受け入れる態勢づくりが欠かせないと考えられる。

また、文化審議会国語分科会で報告された「分かり合うための言語コミュニケーション」(文化庁 2017)でも、コミュニケーションの在り方として「互いの異なりを踏まえた上で、情報や考え、気持ちなどを伝え合って、共通理解を深めていく」ことを重視した。そして、国語としての日本語でも、互いに異なりを持つコミュニケーションの参加者が情報や気持ちを伝えあった後に達する共通理解に着目すべきだと述べた。これはコミュニケーションにおける相互理解の重要性に通じると考えられるが、やはりコミュニケーション参加者の動機については検討していない。

(1-2) 「わかりあえる日本語」の概念

先行研究の概観より、多文化共生社会を進めるには以下の2点が必要だと言える。

- ①異文化間のコミュニケーション手段の確立
- ②接触場面を確保し、相互理解を進める

本研究は以上の2点に加えて、多文化共生社会の実現にはコミュニケーション参加者の動機付けが欠かせない考える。動機付けがないと、異文化間のコミュニケーションは負担が大きく、継続したコミュニケーション形成が期待できないためである。そのため、本研究は日本において多文化共生社会を進めるためには、言語コミュニケーションの手段と接触場面の確保に加えてコミュニケーションの動機付けが必要だとした日本語コミュニケーションのありかた「わかりあえる日本語」(片山 2018, 2019)を構築することが重要と考える。

片山 (2019) によると「わかりあえる日本語」は図1のように図示される。

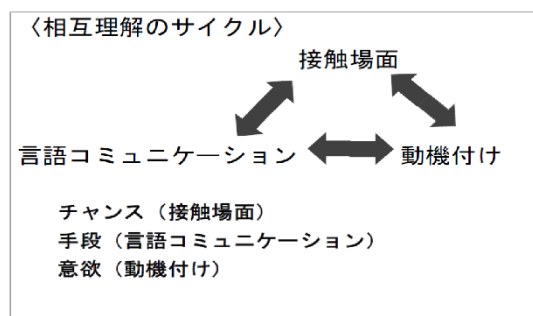


図1 「わかりあえる日本語」の相互理解のサイクル (片山 2019, p.19)

図1が示すように、言語コミュニケーション(手段)が存在し、接触場面(チャンス)が確保されて、異文化間で相手に何かを伝えたい、または相手から何か情報を得たいといった意欲(動機付け)があれば〈相互理解のサイクル〉が効果的に循環し、異文化間の相互理解が進むだろう。この場合のコミュニケーション手段としての言語は日本語環境では日本語や「やさしい日本語」が中心になるが、相互理解の過渡期においては外国人住民の母語や日本人住民と外国人住民の双方が理解できる言語(英語など)を使用する場合もあると思われる。

ワラビスタンに居住するクルド人はトルコ語話者かクルド語話者、またはその両方である。このようにある地域の外国人住民が日本人にとって馴染みの薄い言語の話者である場合、必然的に日本人住民とのコミュニケーション言語は日本語になるだろう。

本研究ではワラビスタンのクルド人コミュニティを調査対象とし、ワラビスタンで多文化共生社会を進めるための「わかりあえる日本語」構築に必要な要素を明らかにしたい。

(1-3) 日本在留外国人を巡る動き

ワラビスタンにおける多文化共生について検討するにあたり、日本における在留外国人を巡る動きについて触れておきたい。

2019年4月、在留資格〈特定技能〉を新設した「改正出入国管理法」が施行された。外務省ホームページ「特定技能の創設」、毎日新聞(2019)、みずほ総合研究所(2019)などによると、新設された在留資格〈特定技能〉は人材不足が深刻な14業種を対象に技能や日本語能力について一定の条件をつけ、

外国人に日本での単純労働を含む就労を認めるものである。施行から 5 年間で約 34~35 万人の外国人労働者の受け入れが見込まれている。

この外国人労働者の大量流入時代を迎えることで懸念されるのは、彼らの在留を本当に管理できるのかという点である。就労先が変わったり、在留が認められた期間を超過してオーバースティになった外国人労働者を所轄する行政官庁がどこまで把握できるのかについて現時点では不透明である。

2019 年 6 月には「日本語教育の推進に関する法律」が公布、施行され (文化庁 2019)、外国人や海外にルーツを持つ人が日本語教育を受けることについて国や行政が負う責任が明らかにされた。今後、労働力不足を背景に増加する外国人住民が日本語習得のための支援を受けやすくなると期待はできるが、現時点では日本語教育的視点の支援に関する基本理念が定められているにすぎない。また、すでに日本国内に長く在留している外国人およびその子どもたちや、特定の国籍や言語の外国人が集住する地域が抱える問題を解決するには、基本理念よりも個別の対応が必要なケースもあるだろう。

本研究で扱うワラビスタンのクルド人は、在留を認められた期間を超過したオーバースティの人々が狭いエリアに集住している。彼らの言語や生活、周辺の日本人コミュニティとのコミュニケーションについて調査することで、将来的に大量流入する外国人労働者がオーバースティになったり、同国人が集住してコミュニティを形成した場合に起こりうる問題を予測することができるだろう。

(1-4) 研究の目的

(1-2) で述べたように、ワラビスタンにおいて「わかりあえる日本語」を構築するには、言語コミュニケーション (手段) と、接触場面 (チャンス)、異文化間で相手に何かを伝えたい、または相手から何か情報を得たいといった意欲 (動機付け) が必要である。しかし、管見する限りワラビスタンのクルド人の日本語習得状況を調査した研究は見あたらない。

ワラビスタンは埼玉県川口市と蕨市の市境付近に位置するが、経済面や言語面の不安から親族や友人どうしがかたまって居住する傾向が強いクルド人は、多くが川口市側に居住しているとされる。川口市統計書に記録がある 2005 年から 2018 年のトルコ国籍者の住民数をグラフ化すると (図 2)、2013 年からトルコ国籍者の住民が増え続けていることがわかる。そのうちクルド人が占める割合は不明だが、相当数を占めるものと推測される。

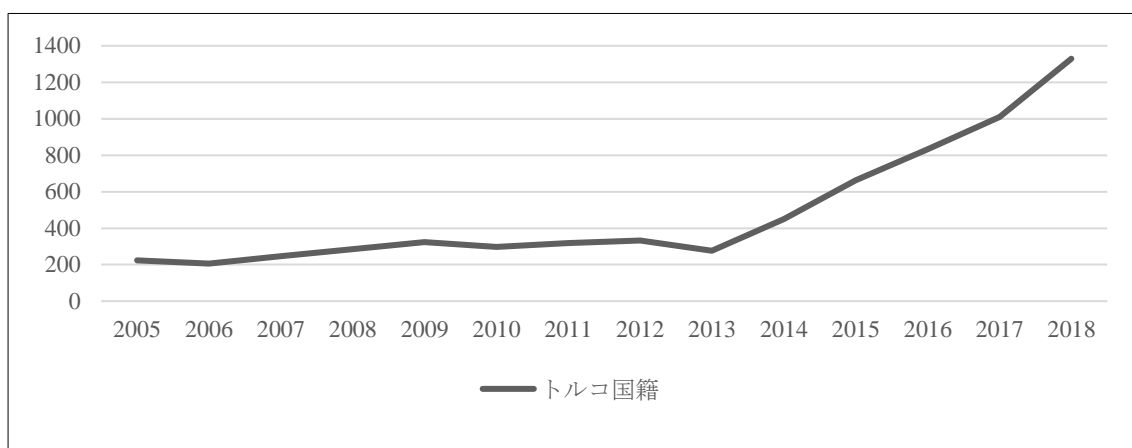


図 2 川口市トルコ国籍者住民数 (川口市統計書第 2 章 22 表から筆者作成)

川口市では市役所に週一日トルコ語の通訳を配置するなどして、増え続けるトルコ国籍者に対応しているが、通訳を介して行政サービスを受けられるトルコ国籍者は、あくまでも在留資格を持つ人々のみである。クルド人の場合、行政サービスを享受できるのは難民申請中で〈特定活動〉ビザを取得できた人など、全体のうちの一部にすぎない。また、川口市のホームページ内の「日本語教室」ページによると、市内には 19 カ所の市公認の日本語教室があるが、ワラビスタンにあるのは支援者による私設のクルド人向け日本語教室のみである。ワラビスタんに 1,200~1,500 人もものクルド人が長く居住していても、日本語教育面での公的支援から漏れていることがわかる。

本研究はこうしたワラビスタンのクルド人を対象にした日本語習得にかんするアンケート調査結果から以下の 2 点を明らかにすることを研究目的とする。

- ①日本語習得状況
- ②日本人住民との交流への意欲、動機付け

上記の①については他の外国人住民への意識調査と比較することでトルコ系クルド人の特徴を示したい。また、アンケート調査の選択式または記述式の回答から、②の交流の意欲や動機付けを探り、「わかりあえる日本語」の要素を示すこととする。

2. 調査

前章で示した研究目的を果たすため、ワラビスタンの16歳以上のクルド人を対象にアンケート調査を行った。調査期間は2018年8月1日から15日と、2019年3月16日から3月31日の合計1ヵ月間である。筆者が作成した日本語版アンケートをクルド人協力者にトルコ語に翻訳してもらったものをアンケート調査に使用した。調査はGoogle Formを用いて実施し、上記期間にワラビスタンのクルド人から回答を得た。アンケート調査の質問内容は本稿末尾の付録に記載したトルコ語に翻訳する前の日本語版アンケートを参照いただきたい。

合計15の質問の内、一部は「日本語に対する在住外国人の意識に関する実態調査」(文化庁2001)と同様の質問内容にした。

「日本語に対する在住外国人の意識に関する実態調査」は、地域の外国人住民の日本語に対する意識を調べるため、全国12地域の日本語教室に通っている16歳以上の在住外国人600人を対象に行われた。この調査結果とワラビスタンでの調査結果を比較することにより、ワラビスタンのクルド人と他の外国人住民との意識の差異が現れると考えられる。

(2-1)ワラビスタンのクルド人のアンケート回答者層[質問(1)~(4)]

アンケートの質問(1)から(4)への回答から、質問に回答したクルド人層は以下のように示される。表1の通り回答者は77人で、内訳は男性が37人、女性が40人である [質問(1)]。

表1 質問(1) 性別

男性	女性	合計
37人	40人	77人

年代は16~19歳1人、20~29歳47人、30~39歳22人、40~49歳7人だった [質問(2)]。

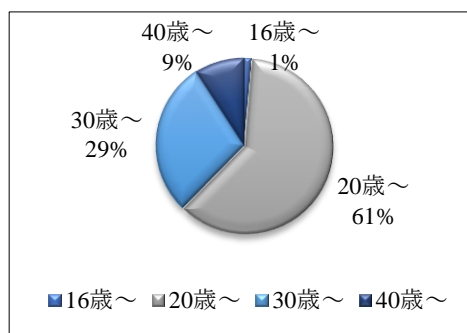


図3 質問(2) 年齢

50代以上の回答者が0人だったのは、Google Formに回答できるスマートフォン使用者が少ないことが一因だろう。また、トルコ語で書かれたアンケートに回答することが困難な層がいたことも考えられる。トルコの言語政策により、1924年に「法廷、学校言語を含む公の場でのクルド語使用が禁止され」(八田2010)た後、2009年にTRT(トルコ放送協会)がクルド語での放送を開始するなどの融和策がとられるまでのあいだ、トルコ国内の公の場でクルド語を使えない時期があった。この間に学齢期を迎

えた年齢層の中には母語であるクルド語を禁じられたことにより学習言語能力が成長せず、トルコ語の習得に苦勞し、トルコ語の書き言葉の習得が充分ではなかった層もいたのではないかと考えられる。その他の原因として、ワラビスタンのクルド人によると、トルコを出国する原因にもなった迫害や差別により、とくにトルコ山間部では子どもが初等教育を終えると通学をやめさせて家の手伝いをさせる家庭が多いため、読み書きが苦手な人々が相当数いると思われる。

アンケート回答者のうち、既婚・未婚の別、子供の有無は図 4 に示すとおりである [質問 (3)]。

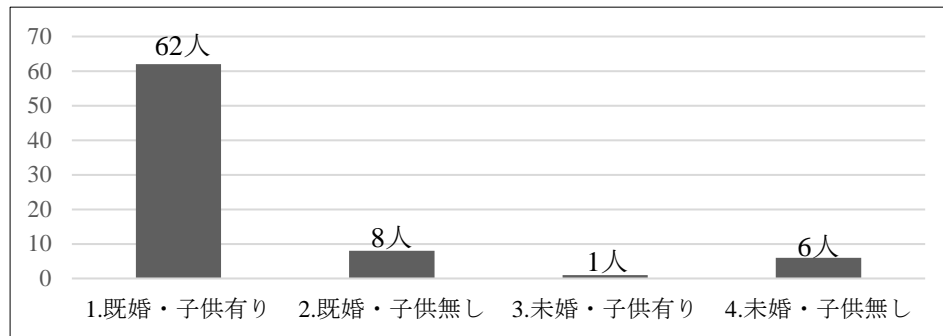


図 4 質問 (3) 結婚していますか・子供はいますか

質問(1)と(3)の結果から、回答者 77 人の内 20 代から 30 代の既婚者が 70 人を占めており、本調査で主にこの層の傾向を示すことができるだろう。

日本滞在歴をつかむために来日の時期を尋ねた質問 (4) では、最も長い人で 1984 年に来日していた。2001 年以降 2018 年までほぼ毎年来日しており、とくに 2010 年から 2016 年に来日が集中していることが観察された [表 2]。筆者がフィールドワーク中に出会うクルド人たちに来日の集中について尋ねると、その時期にトルコ当局の弾圧が厳しくなったからだという答えが返ってきたが、その確認はとれていない。ただし、2003 年のイラク戦争開始とサダム・フセイン失脚をきっかけに、イラク国内のクルド人自治区などクルド人の居住地でイラクやトルコなどからの独立の機運が高まったことが、当局との衝突に繋がり、クルド人社会に何らかの影響を与えている可能性はあるだろう。

ワラビスタンにクルド人が住み始めたのは 1990 年代からとされており、1984 年の来日者と 1996 年の来日者はワラビスタン形成の黎明期を知っている可能性がある。また、16 歳以上である 77 人の回答者の内 3 人が日本生まれと答えており、3 人の家族は少なくとも 16 年以上前から日本に住んでいるといえる。

表 2 質問 (4) いつ日本に来ましたか

1984	1	2000	2010	7	日本生まれ	3
		2001	2011	9		
1996	1	2002	2012	7		
		2003	2013	9		
		2004	2014	5		
		2005	2015	13		
		2006	2016	5		
		2007	2017	1		
		2008	2018	2		
		2009				
1980-1999	2 人	2000-2009	2010-2018	57 人	日本生まれ	3 人
合計						77 人

(セル内左側は来日年、右側は人数)

(2-2) 日本語に対する意識

質問の一部は文化庁の「日本語に対する在住外国人の意識に関する実態調査」と比較することを目的にほぼ同じ質問をした。ただし、文化庁調査は2001年に実施されたものであり、現在の日本語学習環境とは異なる点があるため、スマートフォンで字を書く、翻訳アプリを使用するなど2001年の調査にはなかった選択肢を適宜追加した。また、就職活動をする機会がほとんどないため、履歴書を書くなどの選択肢は除外した。

日本語の使用頻度を尋ねた質問(5)は図5のような回答が得られた。

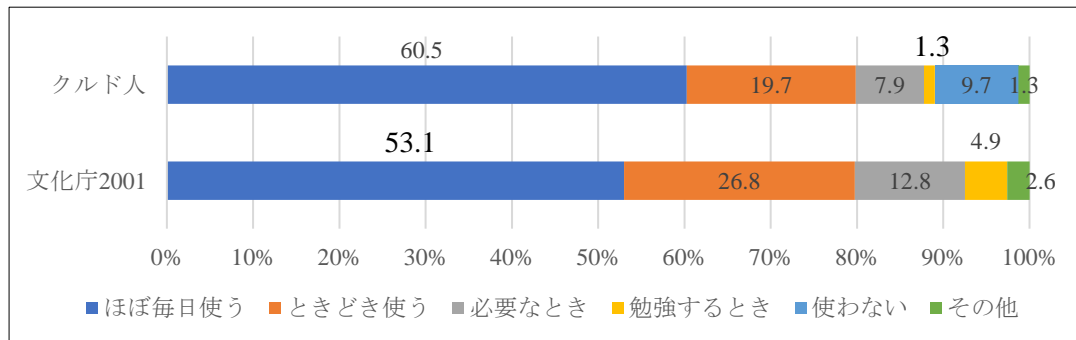


図5 質問(5)日本語の使用頻度 文化庁(2001)との比較

文化庁の調査結果を棒グラフにしてワラビスタンでのアンケート結果と比較した。日本語を「ほぼ毎日使っている」「ときどき使っている」を合わせるとクルド人は80.2%、文化庁は79.9%と、ふたつの調査結果に目立った違いは見られなかった。どちらの調査でも8割程度の人が高い頻度で日本語使用していることがわかった。

実際にどのような言葉を使っているのかクルド人に対して記述式で尋ねたところ、病院や学校、仕事に関係する語彙(病院、風邪、検査、救急車、学校、仕事、現場、商売など)、生活のなかで何かを尋ねたり、用事を足す場所の名前やそのときに使う表現(交番、市役所、郵便局、わかりました、だいじょうぶ(です)、おねがいします、いくら、など)、あいさつの言葉(おはよう、こんにちは、こんばんは、げんきですか、ありがとう、すみません、など)、その他暮らしのなかでよく使うと思われる言葉(だめ、お金、ごはん、パン、子供、水、何時、など)や、感情を表す言葉(かなしい、しあわせ、など)が挙げられた[質問(6)]。

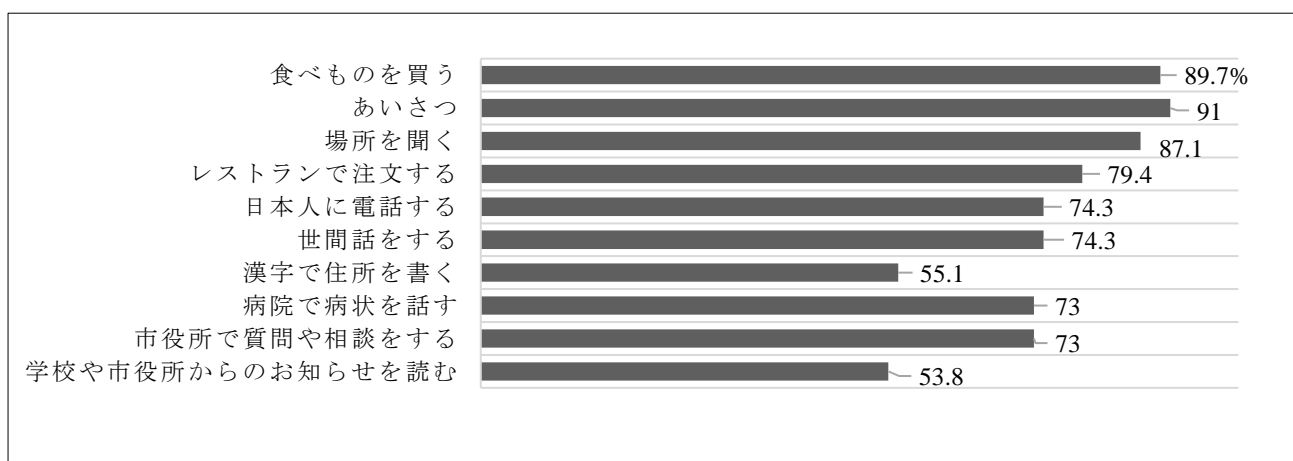


図6 質問(7)日本語でできますか

質問(7)では、ある場面において日本語がどの程度使えるかについて「簡単にできる」「難しいができる」「できない」「わからない」の4択で尋ね、「簡単にできる」「難しいができる」を足した割合を図6に示した。似た質問をしている文化庁の結果(図7)と比較すると、ほぼ同程度の数値が出たが、「漢字で住所を書く」は文化庁調査で65.4%のところ、クルド人は55.1%と10.3ポイントの差が見られた。

この結果からクルド人は平均的な外国人住民と比べて、漢字を書くことへの苦手意識が強いことが観察できた。反対にクルド人「病院で病状を話す」73%に対して文化庁「医者に病状を話す」63.7%、クルド人「市役所で質問や相談をする」73%に対して文化庁「役所などの窓口で質問交渉をする」50.6%と、病院や役所での日本語使用にはクルド人のほうが抵抗を感じていないようすが伺えた。

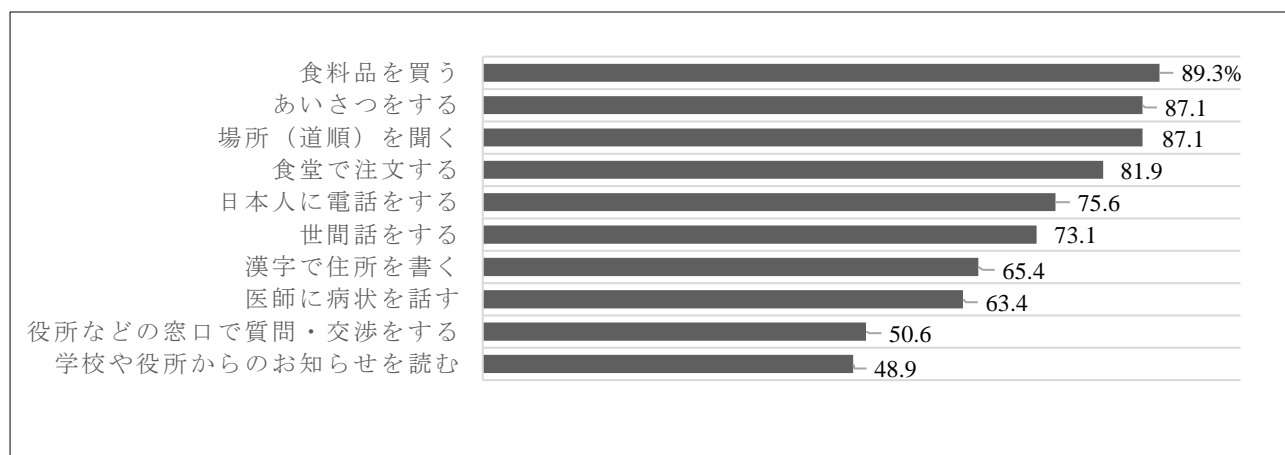


図 7 日常生活に必要な日本語の習得状況 (文化庁 2001)

質問(8)において日本語が分からなくて困ったり嫌な思いをした経験があるかを尋ねたところ、「来日当初は (不快な経験が) あった」「嫌な思いをすることが多い」など、77 人中 76 人が何らかの不快な思いをしたと記述した。

質問(9)では役所や病院などで日本語を使わなければならないときどうしているかについて 6 つの選択肢を設け、あてはまるものをすべて選んでもらったところ、次のような結果が出た。

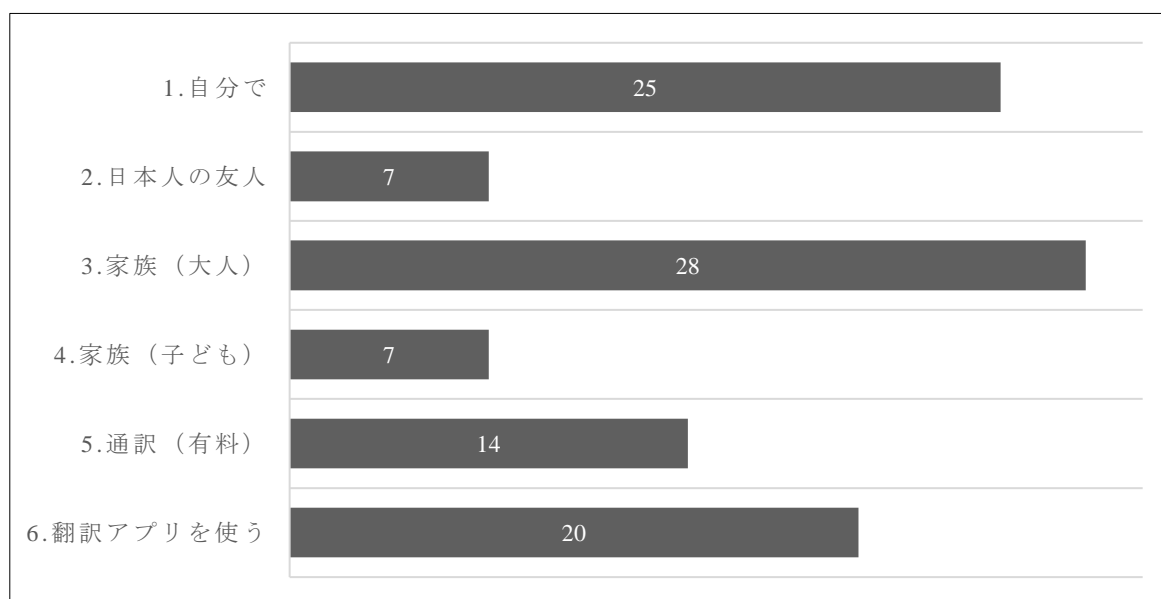


図 8 質問 (9) 日本語を使わなければならないとき、誰に助けてもらいますか

77 人の回答者のうち「1.自分で」対応する人が 25 人、自分より日本語ができる「3.家族 (大人)」に頼る人が 28 人と、全体の 30%以上を占めたほか、「4.家族 (子ども)」と回答した人が 7 人となった。これは日本の小中学校に通う子どもがいる家庭は、親よりも日本語を習得していることを示していると思われる。また、「6.翻訳アプリを使う」と答えた人が 20 人となっており、近年の機械翻訳の性能向上を表していると言えるだろう。

質問 (10) ~ (12) では、日本語を話す・聞く・読む・書く能力について尋ねた。

質問 (10) で日本語をどのくらい話したり聞いたりできるかを質問したところ、図 8 が示すように、〈話す〉〈聞く〉のどちらもほぼ同じ結果となった。全回答者の半数以上が話したり聞いたりする能力はある程度ついていると自覚していることが観察できた。

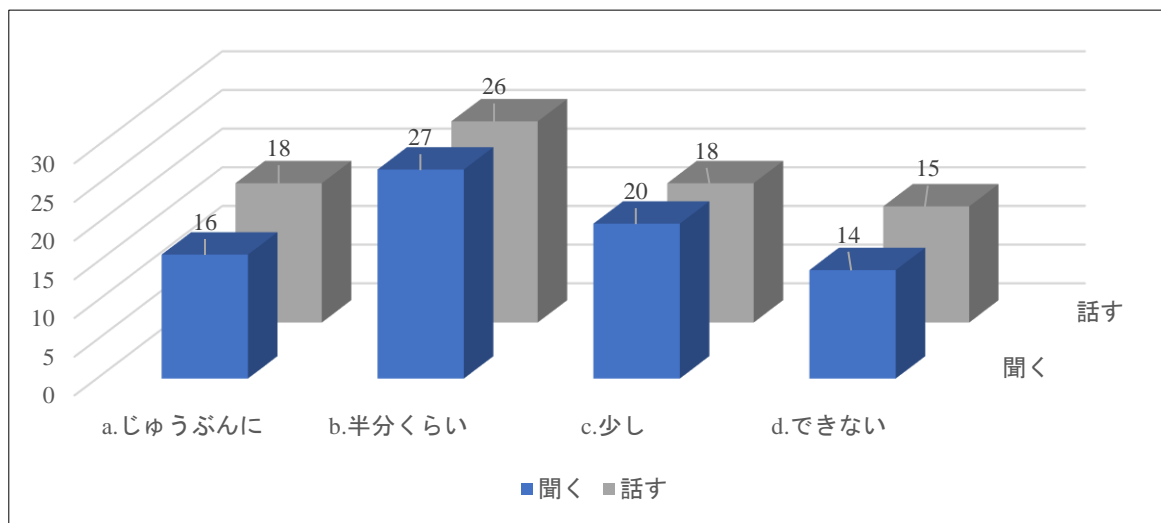


図 9 質問(10)どのくらい日本語を話したり聞いたりできますか

質問 (11) では日本語を読む能力について尋ねた。77 人中 41 人はひらがなが読めるが、漢字が読めて意味もわかるのは 3 人だけに限られた。また、51 人がローマ字を読めると回答しているため、クルド人に日本語の文書を見せるときは、ローマ字を併記すると内容が伝わる可能性があるのではないかと推察される。その一方で「7. (まったく) 読めない」の回答が 29 人だったことから、クルド人にとって日本語の書き言葉のハードルは高いと言えるだろう。

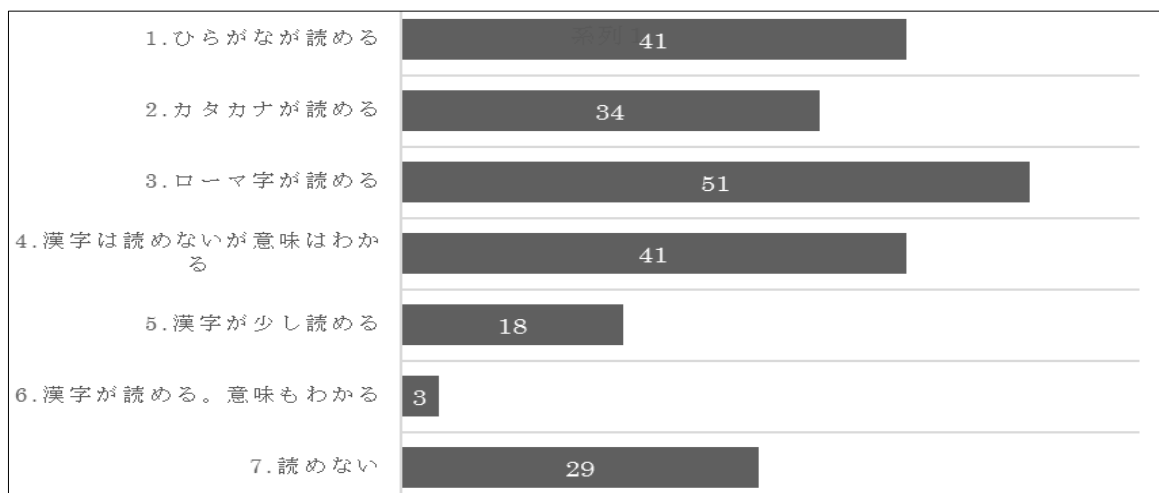


図 10 質問 (11) どのくらい日本語を読めますか

続いて質問 (12) でどのくらい日本語を書けるかについて尋ねた。

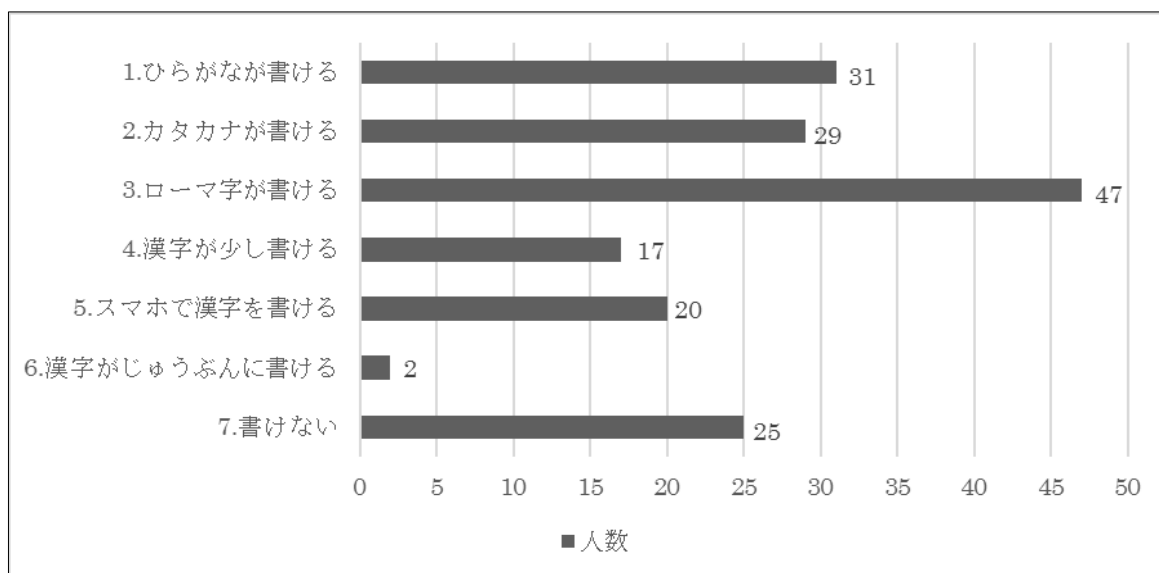


図 11 質問 (12) どのくらい日本語が書けますか

「1. ひらがなが書ける」31 人、「2. カタカナが書ける」29 人と比較すると、「4. 漢字が少し書ける」17 人、「6. 漢字がじゅうぶんに書ける」2 人、「7. 書けない」25 人という回答結果となり、やはり漢字を書くことに苦手意識があるようすが観察された。また、「3. ローマ字が書ける」47 人、「5. スマホで漢字を書ける」20 人という回答があったことから、漢字を手書きすることは困難でもオンラインでの書類記入なら可能な人が一定数いることが推察される。質問 (11) (12) の結果から、役所や学校等で記入する書類にオンラインのものが増えると日本語の読み書きの負担が減ると考えられる。

質問 (13) で日本語を勉強する場所と方法について尋ねたところ、「4. ひとりで (スマホのアプリや本で) 勉強する」がもっとも多く 31 人、次いで「5. 家族やクルド人の友人に教えてもらう」が 25 人、「3. 日本人の友人に教えてもらう」が 17 人となったほかは、「1. 日本語教室」が 8 人、「2. 日本語学校」は 0 人、「3. 日本の小中学校」が 3 人、「8. その他」9 人となった。収入の手段があまりなく日本語学習にお金をかけられないクルド人特有の経済的事情が垣間見える結果となり、「7. 日本語を勉強していない」も 14 人いた。

質問 (14) で 1 年後の日本語習得の目標について尋ねたところ、次のような回答となった。

表 3 質問 (14) 1 年後、日本語がどれくらい上手になっていきたいか

1. 日本人と同じくらい会話、読み書きできる	18 人
2. 生活に必要な会話ができる、基本的な漢字の読み書きができる	6 人
3. 日本人と同じように会話できる	8 人
4. 簡単な会話ができる、ひらがな・カタカナの読み書きできる	10 人
5. 生活に必要な会話ができる、少しだけ漢字の読み書きできる	22 人
6. 日本語がうまくならなくてもいい	13 人

簡単な会話とひらがな・カタカナの読み書き習得を目標とする人と生活に必要な会話と少し漢字の読み書きができることを目標とする人が全体の 4 割にあたる合計 33 人を占めたが、日本語の上達を希望しない人が 13 人いた。著者が日本語支援や調査で話をするクルド人たちに話を聞くと、ひらがな・カタカナは習得できそうだと思うが、実際に書類などで目にする文字は漢字が多く、漢字を習得できるとは思えないので日本語の読み書きを学ぶ意欲がわからないと述べる人たちもいた。

質問(15)では日本語の習得が進んだら何をしたいかを尋ねた。ここで記述された回答は以下のようなものである。

- ・日本で就職しようと思います。
- ・仕事を見つけたいです。
- ・クルド人の文化を日本人に伝えたい。
- ・自分の子どもたちの勉強の手伝いをしたい。
- ・大学に行きたいです。
- ・もっと社会活動に参加したいです。
- ・自分自身を表現したいです。
- ・もっと自信を持ちたいです。
- ・ひとりで病院に行きたいです。

これらの回答から、働いたり、大学進学したりといった他人に頼らずに病院に行くといった希望が観察できた。そのほか、「日本語がうまくなっても未来はない」とビザを持たない現状を悲観する記述も見られた。

3. 考察とまとめ

今回は日本語からクルド語に翻訳できる協力者が見つからず、トルコ語に訳したアンケート調査を行なったため、調査協力者はトルコ語を読める層のみとなり、調査の性質上、トルコ語を話せるが読めない層は除外することになった。しかし、本調査結果により、クルド人コミュニティの日本語能力や日本語に対する意識の一端を示せたと考える。これまでクルド人の日本語に関する調査がほとんど行われてこなかったため、意味のある調査結果だと言えるだろう。

調査からは在留資格を持たず収入の手段が極めて少ないクルド人コミュニティならではの特徴が垣間見えた。また、トルコでの迫害や差別により満足に教育を受けられなかった層がいることを感じさせる結果にもなった。

日本語習得状況については、生活言語として頻用する単語（市役所、病院、学校など）やフレーズ（わかりました、おねがいます、ありがとう）は習得できており、「食べものを買う」「あいさつ」などの日本語にはあまり不安はないが、「日本人に電話をする」「漢字で住所を書く」などは苦手とする人が多く、文化庁の調査と比較してもできない人の割合が高かった。高額な授業料が必要となる日本語学校で語彙や文法を学ぶ留学生とは異なり、生活の中で見たり聞いたりした日本語を覚えてきたようすが感じられた。

日本語の四技能を比較すると、クルド人は「話す」「聞く」にはさほど苦勞を感じていないようだ。しかし、「読む」「書く」能力は「話す」「聞く」能力よりも苦手意識があり、特に漢字の読み書きを習得するのは難しいと感じていることがわかった。

日本語習得の目標を尋ねた質問(14)は1年程度の間にはクルド人が習得したい日本語レベルを示しており、日本語教室等での支援の方向性や内容を組み立てるヒントになるだろう。

これらの調査結果を踏まえると、ワラビスタンにおける「わかりあえる日本語」の要素となる日本人住民との交流への意欲や動機付けは生活や子供の学校、病院などに関する情報のやり取りや、生活の中のちょっとした疑問等を聞ける関係の中に含まれていると言えそうだ。簡単な会話を習得している人も少なくないため、コミュニケーションの垣根を超えるのは日本人側であると言えるかもしれない。

著者が調査や日本語支援で出会うクルド人たちによると、クルド語のみを話す層の高齢化が進行しているという。今後、彼らが日本で年老いていった場合、ビザがないため何の支援も受けられない可能性がある。今後、外国人材が大量に日本国内に流入し、滞在する間にワラビスタンのクルド人のように独自のコミュニティが形成される可能性は否定できない。中にはビザが失効した後も滞在を続ける人々も出てくるだろう。ワラビスタンのクルド人の調査を今後も続け、ますますコミュニティが多様化することで起こりうる問題を予測し、解決の方策を探る端緒としたい。

参考文献

- 片山奈緒美 (2018) 『『やさしい日本語』から『わかりあえる日本語』へ：クルド人住民の接触場面形成の可能性と日本語教育が果たす役割』『多言語社会と言語問題シンポジウム 2018 予稿集』35-36、言語管理研究会 <https://lmtjapan.files.wordpress.com/2018/12/proceedings1.pdf> (2019年1月5日閲覧)
- 片山奈緒美 (2019) 「難民申請者の言語環境に関する研究—在日クルド人の言語バイオグラフィーから

- の記述の試み—』『日本言語政策学会第 21 回研究大会予稿集』19-21
 川口市 (2019) 「川口市統計書」第 2 章 22 表
https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01020/010/toukei/13/2778.html#h_idx_iw_flex_1_3 2019 年 6 月 5 日更新 (2019 年 9 月 26 日閲覧)
- Gehertz 三隅友子 (2017) 「留学生との交流による多文化共生の町づくり—とくしま異文化キャラバン隊 2016—」『国際センター紀要・年報』2016、5-14、徳島大学国際センター
- Gehertz 三隅友子 (2018) 「多文化共生のまちづくり：文化庁『生活者としての外国人』のための日本語教育事業」2017」『国際センター紀要・年報』2017、14-19、徳島大学国際センター
- 総務省 (2006) 「地域における多文化共生推進プランについて」
https://www.soumu.go.jp/main_content/000400764.pdf (2019 年 6 月 22 日閲覧)
- 中川喜与志 (2001) 『クルド人とクルディスタン—拒絶される民族—』南方新社
- 中島由佳利 (2019) 「49 在日クルド人コミュニティ—黎明期の「ワラビスタン」と、第 1 世代—」『クルド人を知るための 55 章』281-286、明石書店
- 日経ビジネス (2016) 「なぜ埼玉県南部にクルド人が集まるのか？」
<https://business.nikkei.com/atcl/opinion/15/221102/042000211/?P=1> (2019 年 6 月 22 日閲覧)
- 野田尚史 (2014) 「『やさしい日本語』から『ユニバーサルな日本語コミュニケーション』へ—母語話者が日本語を使うときの問題として—」『日本語教育』158、4-18、日本語教育学会
- 八田洋子 (2010) 「トルコにおける言語政策とその後の言語政策—ヨーロッパの中のイスラーム的民主主義国家を目指して—」『世界の言語政策 第 3 巻 多言語社会を生きる』95-118、くろしお出版
- 藤林大貴 (2017) 「拡大する在日クルド人コミュニティと地方行政の現実」『アジア研ワールド・トレンド』266、20-20、日本貿易振興機構アジア経済研究所
- 文化庁 (2001) 「日本語に対する在在外国人の意識に関する実態調査」
http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/nihongokoyoiku_jittai/zaiju_gaikokujin.html (2019 年 6 月 22 日閲覧)
- 文化庁 (2017) 「分かり合うための言語コミュニケーション」文化審議会国語分科会、
http://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/1401904.html (2019 年 6 月 22 日閲覧)
- 文化庁 (2019) 「日本語教育の推進に関する法律の施行について (通知)」
http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/other/suishin_houritsu/1418260.html (2019 年 11 月 1 日閲覧)
- 毎日新聞 (2017) 「異郷の隣人 在日クルド人編 1300 人が生活、埼玉「ワラビスタン」 学び伝えて地域になじむ」
<https://mainichi.jp/articles/20170124/ddn/013/040/057000c> (2019 年 6 月 22 日閲覧)
- 毎日新聞 (2019) 「外国人労働者は本当に人手不足解消の決め手なのか? 「特定技能」半年、見えぬ効果」
<https://mainichi.jp/articles/20191028/k00/00m/040/252000c> (2019 年 11 月 1 日閲覧)
- みずほ総合研究所 (2019) 「外国人材の受入拡大と今後の課題 技能実習からの移行が半数程度を占める見通し」
<https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/insight/pl190325.pdf> (2019 年 10 月 30 日閲覧)
- ロイター (2016) 「特別リポート：明日見えぬ難民申請者、広がる不法就労の闇市場」2016 年 8 月 9 日
<https://jp.reuters.com/article/special-report-jp-refugee-idJPKCN10J2JY> (2019 年 1 月 5 日閲覧)
- 外務省ホームページ「特定技能の創設」
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/ssw/jp/index.html> (2019 年 10 月 30 日閲覧)
- 川口市ホームページ「日本語教室」
<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01060/020/4/4970.html> (2019 年 10 月 30 日閲覧)

付録

「クルド人日本語意識調査」日本語版

わたしはクルド人のみなさんの日本語の勉強について調べています。このアンケートでわかったことを大学の研究に使います。みなさんの秘密は守ります。16 歳以上のクルド人のみなさん、質問に答えてください。

- (1) 性別 () 男 () 女 () 答えません
- (2) 年代 16歳～/20歳～/30歳～/40歳～/50歳～/60歳～/70歳～/80歳～/答えません
- (3) 結婚していますか。子供はいますか。
() 1. 結婚しています。子供がいます。
() 2. 結婚しています。子供はいません。
() 3. 結婚していません。子供がいます。
() 4. 結婚していません。子供はいません。
() 5. 答えません
- (4) あなたは、いつ日本に来ましたか(例:2016年)。日本で生まれた人は「1111」と書いてください。
- (5) ふだん日本語を使っていますか。どれかひとつ選んでください。
() 1. はい、ほとんど毎日使っています。
() 2. はい、ときどき使っています。
() 3. はい、買い物など日本語が必要なときだけ使っています。
() 4. はい、日本語を勉強するときだけ使っています。
() 5. いいえ、使っていません。
- (6) よく使う日本語はありますか。あったら、その日本語を教えてください。(例:がっこう/gakko、
びょういん/byoin、おかね/okane、こんにちは/konnichiwa.....など)
- (7) 次の1～10のことを日本語でできますか。どのくらいできるかa～dのなかから選んでください。
a. 簡単にできる/b. 難しいができる/c. できない/d. わからない
- () 1. 食べものを買う
() 2. あいさつをする
() 3. 場所を聞く
() 4. レストランで注文する
() 5. 日本人に電話をする
() 6. 世間話をする
() 7. 漢字で住所を書く
() 8. 病院で医者に病状を話す
() 9. 市役所などで質問や相談をする
() 10. 学校や市役所などからのお知らせを読む
- (8) 日本語がわからなくて困ったり、嫌な思いをしたことはありますか。あったら、書いてください。
- (9) 市役所や病院などで日本語を話したり、書いたりしなければならないとき、いつもどうしますか。
あてはまることをすべて選んでください。
() 1. 自分で日本語を話したり、書いたりする
() 2. 日本人の友人にいっしょに来てもらう
() 3. 自分より日本語ができる家族(大人)にいっしょに来てもらう
() 4. 自分より日本語ができる家族(子)にいっしょに来てもらう
() 5. 通訳(有料)にいっしょに来てもらう
() 6. 翻訳アプリを使う。

- (10) あなたはどのくらい日本語を話したり、聞いたりできますか。
a.じゅうぶんにできる／b.半分くらいできる／c.少しできる／d.できない／e.答えません
() 1. 日本語を聞く
() 2. 日本語を話す
- (11) あなたは日本語をどのくらい読めますか。
() 1. ひらがなが読める
() 2. カタカナが読める
() 3. ローマ字が読める (例 : gakko (がっこう)、eki (えき) など)
() 4. 漢字は読めないが、意味はわかる
() 5. 漢字が少し読める
() 6. 漢字が読める。漢字の意味もわかる
() 7. まったく読めない
- (12) あなたは日本語をどのくらい書けますか。
() 1. ひらがなが書ける
() 2. カタカナが書ける
() 3. ローマ字が書ける (例 : gakko (がっこう)、eki (えき) など)
() 4. 漢字が少し書ける
() 5. スマホやパソコンを使えば漢字が書ける
() 6. 漢字がじゅうぶんに書ける
() 7. まったく書けない
- (13) どうやって／どこで日本語を勉強していますか。
() 1. 日本語教室で (安い)
() 2. 日本語学校で (高い)
() 3. 日本人の友人に教えてもらう
() 4. ひとりで勉強する (スマホのアプリや本などを使って)
() 5. 家族やクルド人の友人に教えてもらう
() 6. 日本の小学校や中学校で勉強した
() 7. 日本語を勉強していない
- (14) 1年後、あなたは日本語をどれくらい上手になりたいですか。あなたの目標に一番近いものを選んでください。
() 1. 日本人と同じくらい会話したり、読んだり書いたりできる
() 2. 生活に必要な会話ができ、基本的な漢字を読んだり書いたりできる
() 3. 日本人と同じように会話できる。
() 4. 簡単な会話ができ、ひらがな・カタカナを読んだり書いたりできる
() 5. 生活に必要な会話ができ、少しだけ漢字を読んだり書いたりできる
() 6. 日本語がうまくならなくてもいいと思っている
- (15) 最後の質問です。もっと日本語を話したり、読んだり、書いたりできるようになったら、何をしたいですか。自由に書いてください。

研究ノート

「白・白い・白々・白々しい」の意味拡張

及び認知プロセスについて

Semantic Extension and Cognitive Process of “Shiro”, “Shiroi”, “Shirajira”, and “Shirajirashii”

陳 祥 (Hsiang CHEN)

筑波大学大学院人文社会科学研究所 博士後期課程

日本語には、同一の語形や語句・語基などを繰り返し用いる表現があり、これらは「反復表現」と呼ばれている。本稿では、「反復表現」は「食べれば食べるほど太る」のような「文法的反復表現」と「山々」、「苦々しい」のような「語彙的反復表現」に分けて論述する。「語彙的反復表現」は「文法的反復表現」に比べ、生産性が低く、パターン化された意味特徴を抽出することが困難である。一方、「文法的反復表現」は文法化されているがゆえに、他の語句に置き換えるだけで説明可能である。それゆえ、本稿では「文法的反復表現」に関しては取り扱わないこととする。

「疊語」あるいは「反復形容詞」は、本稿の分類では「語彙的反復表現」に分類される。そして、それらに関する先行研究では、語基との比較を通じ、意味が大きく関わっていることが指摘されている(禹 2015, 飯田 2005 など)。また、禹(2015)は、「若々しい」、「黒々」、「深々」などの意味は、話者の「事物の様子や在り方」に対する「様態の強調の現れ」であると述べている。しかし、実際には、「様態の強調の現れ」がなされない「夜が白々と明けてきた。」のような用例は存在する。

ゆえに、本稿では視覚から入った事物の外見を描写する典型的な表現として「色彩語」を対象として、疊語「白々」と反復形容詞「白々しい」と同じ語基を持つ「白」、「白い」を考察対象とする。研究方法として、『筑波ウェブコーパス』から用例を取り上げ、山梨(2000)が主張した理論を基盤として、視覚の客観的叙述から主観的な叙述への意味拡張がどのように行われているのかを明らかにし、語基との関連性の説明を試みる。最後には、「疊語」と「反復形容詞」の新たな視点から意味拡張の解釈を提案する。

In Japanese, we use the same word forms, phrases, word based on reduplication, and these are called "repeated performance". In this paper, "repeated performance" can be divided into "repeated performance of grammar" "Tabereba taberu ho do futoru" and "repeated performance of vocabulary" such as "Yamayama" and "Niganigashi". "repeated performance of vocabulary" is lower in productivity than "repeated performance of grammar" and it is more difficult to extract the meaning.

Previous research on "reduplication word" or "repetitive adjectives" has pointed out that meaning is largely related through comparison with the original word(Woo,2015; Iida2005;etc).In addition, Woo (2015) states that the meaning of "Wakawakashi", "Kurokuro", "Fukabuka" is "appearance of the way of exitance of the aspect" to the "emphasis on the appearance of the aspect" of the speaker. However, in practice, there is an example of "the night has come to light" that "emphasis on the appearance of the aspect" does not represent.

In this paper, we use "color words" as a typical expression to describe the appearance of things entered from the sight, and the original word "Shiro" has the same base as the reduplication word "Shirajira" and the repetitive adjective " Shirajira shi", "Shirajira" is considered. Taking an example from the "Tsukuba Web Corpus", it is clarified how the process of extending from the narrative of the five senses claimed by Yamanashi

(2000) to the function of declaring the world involved in the subjective recognition and judgment of the subject is performed. Then try to explain the relationship with the original word. Finally, we propose the interpretation of semantic extensions from the new viewpoints of "reduplication word" and "repetitive adjectives".

キーワード：反復表現 色彩語 共感覚表現 意味拡張 認知プロセス

Keywords: Repetition, Color Words, Synesthetic Expressions, Semantic Extension, Cognitive Process

はじめに

日本語には、同一の語形や語句・同格の類似語句などを繰り返し用いて、ある種の効果をねらう「反復表現」がある¹。これまで厳密な定義がなされてこなかったため、研究者によって「反復表現」についての認識の違いが見られる。本稿では、広い範囲では句・文などを繰り返すことを「文法的反復表現」と呼ぶことにする。一方、狭い範囲では語レベルにおいて、同じ語基²、語を繰り返すことを「語彙的反復表現」と呼ぶことにする。以下に具体的な例を挙げる。

- (1) 食べれば食べるほど太る
- (2) 山々、苦々しい

(1)の「食べれば食べるほど太る」は「...ば...ほど」という文構造を使い、「私は、食べるとそれに比例して、更に太ってしまう。」というように<比例変化>を表す。「...ば...ほど」という文型においては他の語・品詞に取り替えることができるため、「文法的反復表現」であると考えられる³。

一方、(2)の「山々」は「XX」の疊語構造、「苦々しい」は「XXしい」の反復形容詞という構造を持っている。(2)の疊語と反復形容詞の構造において、「山々」が使われているが、「海々」の使用は管見の限りでは使用例がない。また、「苦々しい」に関しても対義である「甘々しい」は使用されない。両者を比べると(2)は(1)に比べると生産性が低い。また、(2)の意味に関し、例えば、「遠くには山々が連なっている」における「山々」は「多くの山」という意味で使われている。語基である「山」は単数を表すが、秋元(2005)が述べている、【名詞+名詞】という構成パターンを持つことで、<多数性>を表すこととなる。そしてこれは、単純な数の増加を表すのではなく、【名詞】の程度が著しく増加することを示すのである。さらに、語基「山」から拡張した【名詞+名詞】という構成パターンを持つ疊語の意味<多数性>から「豊かな自然に恵まれた伊豆の山々の景色である。」のような文が見られる。

これまで形態または意味の視点から(1)と(2)の違いを見てきた。本稿では、反復による意味がどのように拡張するかを考察するため、(2)のように意味が語基と関わる表現を中心に考察を行う。

禹(2015)の研究は「語彙的反復表現」を対象とする。禹(2015)は、「若々しい」、「黒々」、「深々」などの意味は、話者の「事物の様子や在り方」に対する「様態の強調の現れ」である⁴と述べている。しかし、コーパスの用例を見ると、「事物の様子や在り方」を描写する表現で使われている「疊語」と「反復形容詞」は元の語とは使用方法が異なる。

- (3)a. 舟の下にある仄暗い水のゆらめきや萍の根の白々としたかそけき揺れが見えるようだ。 (NLT)
- b. 舟の下にある仄暗い水のゆらめきや萍の根の非常に白いかそけき揺れが見えるようだ。 (作例)
- (4)a. やがて鶏が鳴き始め、夜が白々と明けてきました。 (NLT)
- b. *やがて鶏が鳴き始め、夜が非常に白く明けてきました。 (作例)
- (5)a. 血色も良く見えて、若々しい印象になります。 (NLT)
- b. 血色も良く見えて、非常に若い印象になります。 (作例)

¹ 『日本語表現・文型事典』(2002:319)からの引用である。

² 本稿では、田村(2006)の定義に従い、論を進めていく。田村(2006:19)によれば、語基とは共時的観点から見て語の意味的語幹になるもので、例えば「汗ばむ」、「か弱い」、「お酒」の下線部が語基である。「疊語形容詞」とは、同じ語基を重ねたものに接辞「しい」が付加されたものである。例えば、形容詞の語幹を重ねたもの(荒々しい、痛々しい)、名詞を重ねたもの(刺々しい、華々しい)などである(田村 2006:18)。

³ 例えば、「考えれば考えるほど」、「大きければ大きいほど」、「簡単であれば、簡単であるほど」などのように、入れ替えて使われている。

⁴ 例えば、「髪は薄くなりかけているが、顔立ちは若々しい。」である(禹 2015:35)。

- (6)a. 素晴らしい俳優さん達の若々しい演技も印象深いです。 (NLT)
b. *素晴らしい俳優さん達の非常に若い演技も印象深いです。 (作例)

(3)~(6)は視覚を通じ、ある物の様子、状態がどのように見えるかを描写する表現である。(3)「白々」は「非常に白い」に、(5)「若々しい」は「若い」に置き換え可能であり、「様態」の強調の現れの意味として使える。一方、(4)「白々」と(6)「若々しい」は強調する元の語「非常に白い」、「非常に若い」に置き換えられない。「事物の様子や在り方」を描写する表現で使われている(3)~(6)の中で、「白々」と「若々しい」は語基との使い分けがある。「視覚を通ず様態描写の強調」を表す「疊語」と「反復形容詞」は、視覚による意味の拡張が行われ、語基との相違が生じると考える。本稿では、視覚から入った事物の外見を描写する典型的な表現である「色彩語」を対象として、疊語「白々」と反復形容詞「白々しい」と同じ語基を持つ語「白」、「白い」を考察対象とする。

上で述べた先行研究では、語基との使用方法が異なるような視覚による意味拡張に関する言及が十分ではない。そのため、本稿では「語彙的反復表現」に対し、新たなアプローチを提案する。

山梨(2000)では、以下のように外界認知に関わる身体感覚や五感は、日常言語の意味として重要な役割を有していることを説明している。

外界認知を通して得られる情報のかなりの部分は、味覚、触覚、視覚をはじめとする五感に依存している。日常言語のなかには、この種の五感のモードが、人間の内面描写の叙述に比喩的に使われている例がひろくみられる。

(山梨 2000 : 126)

本稿では、視覚から入った事物の外見を描写する典型的な表現である「色彩語」を対象として、その中で疊語「白々」と反復形容詞「白々しい」と同じ語基を持つ「白」、「白い」を考察対象とする。『筑波ウェブコーパス』(Tsukuba Web Corpus: TWC)から用例を取り上げ、山梨(2000)が主張した五感の叙述から主体の主観的な認識や判断にかかわる世界を叙述する機能にまで拡張されているプロセスはどのように行われているのかを明らかにし、語基との使い分けの説明を試みる。最後には、「疊語」と「反復形容詞」の新たな視点から意味拡張の解釈を提案する。

1. 先行研究

従来の研究において、反復による「疊語」と「反復形容詞」が形態的、意味的にどのように記述されてきたかを概観する。まずは「疊語」に関する先行研究(秋元 2005、石井 2007、禹 2015、石川 2017)を取り上げ、次に、「反復形容詞」に関する先行研究(飯田 2005、荒川 2006、田村 2006)を取り上げて論じる。

(1-1) 疊語

疊語の研究は、主に品詞の違いによって疊語の意味が決まるとする立場と、特定の品詞に限定せず疊語の意味を文脈で捉える立場に分けられる。前者は、秋元(2005)や石井(2007)が論じ、後者は禹(2015)と石川(2017)の研究が挙げられる。

本稿の研究対象である「白々」の意味は、名詞「白」または形容詞「白い」から拡張したため、後者の立場で捉える。以下では、禹(2015)と石川(2017)の分析を見たい。

禹(2015)は、空間的存在として特徴づけられる<モノ>と時間的存在として特徴づけられる<コト>という2つの概念として捉え、疊語の機能を<複数>、<反復>、<強調>という3つに絞り、分析を行った。

その3つの疊語機能以外に、石川(2017)は個々の用例に即して文脈的判断を行い、疊語を<(事物の)複

数性⁵>、<(複数事象の)反復・継続・頻発性⁶>、<(複数事物中の)個別性⁷>、<状況の強調・程度が増加⁸>、<語調調整⁹>の5つに絞り、分析を行った。

上記の先行研究から、石川(2017)が指摘しているように、品詞成分に限定しない方が、疊語の意味をより詳細に説明することが可能となる。しかし、(7)のように「白々」の意味が説明しにくいものがあった。

(7)見終わってしらじらとした気分になった。

(NLT)

(7)では、視覚に関する意味ではなく、人間の内面描写の叙述に比喩的に使われている。また、『デジタル大辞泉』から「白々」は人間の感情、感覚を表す意味があると考えられる。『デジタル大辞泉』では、「白々」の意味は「平気でしらばくれたり、見え透いたことを言ったりするさま。」と「興ざめなさま。」などが挙げられている。具体的な例は「白々と言いつくす。」「慇懃無礼な扱いに白々とした気持ちになる。」である。

この場合は「白々」は思考・感覚動詞「感じる」と共起し、より抽象的な意味に拡張されている。よって、山梨(2000)が主張した直接的な視覚から主体の主観的な認識や判断に関わる世界を記述する機能にまで、拡張されていることがわかる。このような意味拡張のプロセスを見ることで、視覚に基づく「白々」の意味変化を考察することが可能である。

(1-2) 反復形容詞

反復形容詞に関する先行研究は田村(2006)、荒川(2006)、飯田(2005)が挙げられる。

田村(2006)は、1つの語基に1つ以上の語彙あるいは接辞が結合してできた複合形容詞、派生形容詞、反復形容詞¹⁰を対象とし、その語構成と意味について考察を行った。語構成には、反復形容詞は複合形容詞や、派生形容詞とは異なる特徴を持ち、同一語基を重ねたものに接辞「しい」が付加されたものであると述べている。反復形容詞は形容詞の語幹を重ねたもの(荒々しい、痛々しい)、名詞を重ねたもの(刺々しい、華々しい)などがあり、いずれも話者の感覚を表しており、反復する前と比べると意味的分化が見られると述べている。

田村(2006)の研究を踏まえ、荒川(2006)もすべての反復形容詞¹¹には語基¹²の語が存在すると主張して

⁵ 「…自分も殺されるかもしれないと言っている人たちの痛みを、我々がどれだけ共有したのか。」文中における「我々」は地上の人間の(ほぼ)全部を指し示し、<(事物の)複数性>に分類されている(石川 2017:66)。

⁶ 「多くの人々と出会い、新しい知識を獲得し、さまざまな経験をして、日々、おとなへと近づいている。」文中における「日々」は「近づく」といった連続的変化を含意する動詞と共起し、全体として反復ないし連続の意味を示している。この場合は<(複数事象の)反復・継続・頻発性>に属する(石川 2017:67)。

⁷ 「…使用、廃棄・排出に関して必要な規制を行ってきました。#個々の化学物質について適正な規制的措施を講じていくことの重要性は…」文中における「個々」は明示されたいくつかの化学物質を個別的に指し示し、<(複数事物中の)個別性>の意味を表す(石川 2017:68)。

⁸ 「『東西南北』刊行で勢いを得た鉄幹は、その翌年一月には、早々と次の詩歌集『天地玄黄』を刊行。」文中における「早い」は状態の段階がさらに強められたもので、2冊目の詩歌集を刊行するのに通例想定される時期よりもなおさら早く刊行がなされたことを示す。この場合は<状況の強調・程度が増加>に分類されている(石川 2017:69)。

⁹ 「…柚子煉り1本 砂糖大さじ6～7卵黄(照り用) 少々。」文中における「少々」は一見、これらは「少し」という程度が増加した例と見えるが、「少々」とは「数量・程度がわずかなこと。少し(ばかり)。ちよっと」という意味とされている(『明鏡国語辞典』第2版からの引用)。この場合は<語調調整>という意味を表す(石川 2017:70)。

¹⁰ 田村(2006)では「疊語形容詞」という用語を用いている。

¹¹ 荒川(2006)では「重複形容詞」という用語を用いている。

¹² 荒川(2006)では「派生元」という用語を用いている。本稿では、特別な区別がない限り、同義の場合は「語基」という用語で統一して述べることにする。派生元の決定に当たっては、国語辞典に加えて吉田(2002)及び飛田・浅田(1999)を引用し、派生元の語は語根とはせず、単語として取り扱う(荒川 2006:72)。例えば、「白々しい」の派生元は「白」であり、「痛々しい」の派生元は「痛い」である(荒川 2006:72-73)。

いる。そして、反復形容詞の意味を<派生語基の中心義のみが感情形容詞の意味になっているもの¹³>、<派生語基の中心義・転義の双方が感情形容詞の意味になっているもの¹⁴>、<派生語基の転義のみが感情形容詞の意味になっているもの¹⁵>という3つのカテゴリーに分けている。

飯田(2005)によれば、反復形容詞¹⁶の意味は語基と関わっているが、構成要素からなる単純語形容詞の意味の強調表現というよりも、話し手による判断が優先される場合が多い。以下では、「若い」と「若々しい」を挙げ、意味の違いを説明する。

(8a)100歳であるケンは、{私にとっては/?100歳の老人としては}若い。

b.100歳であるケンは、{私にとっては/100歳の老人としては}若々しい。

(飯田 2005 : 89)

(8a)は生物学的に人間の100歳が「若い」とは一般的に考えにくいいため、形容詞「若い」を使うと不自然な文になる。しかし、(8b)は私自身のなかで思い浮かべる、一般的なその類の(100歳前後の)人と比較した意味も含まれているため、「若々しい」は使える。よって、「若々しい」は「特定の相対基準(話し手の判断)」とともに、「一般的基準(比較の相手)」も内在している可能性が高いといえる。

しかし、日本語の形容詞はすべて測定可能な一般的な基準を持っているとはいえない、例えば「憎い」、「弱い」などのように、測定可能な一般的な基準を持たないと考えられるものもある。そうすると、「憎々しい」、「弱々しい」のような反復形容詞は飯田(2005)が主張している、話し手の判断の度合いによる説明では困難である。本稿の研究対象である「白々しい」も同様である。

(9)教員時代の変に充ち足りた一年間というものは、私の歴史の中で、私自身でないような、思いだすたびに嘘のような変に白々しい気持ちがするのである。(NLT)

日本語においては、話し手の内部の感覚・感情による表現では一人称が使えるが、その場合一人称主体文が一般的である。(9)では個人的な感覚・思いが含まれているが、「一般的基準(比較の相手)」という自分以外の他者の感覚・思いが含まれていることを保証できない。そのため、一般的な基準を持っていない「白々しい」のような反復形容詞は飯田(2005)の説明を用いても、説明しにくいことが分かった。

山梨(2000)は、このような意味拡張を通じて、日常言語の意味の世界を特徴づける(具象レベルから抽象レベルにいたる)様々な概念体系が作り上げられているとしている。本稿では、(9)のような抽象的でその意味が直接的に把握できない場合には、「白々しい」と共起する名詞に関して何らかの具体的なイメージを仮定し、このイメージを介して「白々しい」の理解を試みる。

2. 研究方法

1節で踏まえた先行研究から分かるように、「疊語」や「反復形容詞」には、五感をはじめ人間の感覚・判断などが含まれ、新たに主観的に意味づけられる。これには、「疊語」や「反復形容詞」の用法と強く関連していることがわかった。Hubel & Wiesel(1962)を援用すると、人間は感覚(五感)によって外界の事物や事象を知覚する。基本的に色や形は視覚で、音や声は聴覚で、食べ物の味は味覚で、匂いは嗅覚で、温度や圧力は触覚によって知覚する。例えば、「甘い食べ物」は人間が味覚(口)を通じ、食べ物の味が甘いと感じる表現である。形容詞「甘い」は味覚に限定せず、嗅覚を通す「甘い香り」、聴覚を通す「甘い声」などのような拡張用法がある。

これらの感覚に関わる表現の中に、五感のうち特に視覚に関わる叙述から主体の主観的な認識や判断に関わる世界を叙述する機能にまで拡張されている例が多く見られると山梨(2000:129)は述べている。

¹³ 例えば、「凛々しい」は「凛とした様子が感じられる、きりりとひきしまっていて勇ましい感じである」という意味を表す(荒川 2006:74)。

¹⁴ 例えば、「重々しい」は「何かが物理的に重い様子を感じさせる」意と共に「落ち着いた態度を感じさせる」「重苦しい様子」の意も併せ持つ(荒川 2006:75)。

¹⁵ 例えば、「軽々しい」は「何かが物理的に軽い様子を感じさせる」意はなく、「考えが浅い様子を感じさせる」「軽はずみな様子だ」の意しか持たない(荒川 2006:75)。

¹⁶ 飯田(2005)では「重複形容詞」という用語を用いている。また、飯田(2005)では、形容詞性構成要素からなる反復形容詞のみを対象とする。

- (10)富士山がみえる。 (山梨 2000 : 129)
 (11)彼は真面目そうにみえる。 (山梨 2000:129)

山梨(2000)によれば、感覚動詞の「みえる」は、(10)のように、外部世界の対象の文字通りの視覚表現として使われる。一方、(11)のように、主体の判断に関わる意味としても用いられる。

ただし、(11)が表せるのは外部世界の創造的な理解を可能とする人間の認知能力の五感に関わっているといえる。(山梨 1995:4)は、人間の創造的な理解には、次のような認知プロセスが関わっているとしている。(12a)の【A】は作り上げられた最初のイメージで、(12b)では、新たに【B】に拡張され、【A】は喪失し、【B】のみ残ることが(12c)に示されている。また、【A】や【B】といった記述は筆者によるものである。

- (12)a.ある対象に関し具体的なイメージを作り上げていくプロセス。【A】
 b.ある対象のイメージを他の対象に拡張していくプロセス。【A】 + 【B】
 c.ある対象のイメージを多角的な視点から取り組みかえていくプロセス。~~【A】~~+【B】
 (山梨 2000 : 140)

(12)の認知プロセスを用いると、初めに(12a)のプロセスとして視覚を通して「白」という語で言語化され、対象のイメージが作り上げられる。また次に、(12b)のプロセスとして、(12a)で作られたイメージは他の語と共起することによって、新たな意味に拡張していく。または、多角的な視点によって、(12c)で新たな意味に拡張していく。こうして主体が外界を知覚し、外界を理解していく認知のプロセスを介すことで、「白」、「白い」→「白々」→「白々しい」と拡張していく。これらの語は、それぞれの意味が結びついていくと同時に、意味用法が拡張していくと考えられる。

3. 考察

以下では、「白」と「白い」、そして「白々」と「白々しい」の順に考察を試みる。まず、「白」と「白い」、の意味を分析する。『日本国語大辞典 第二版』では、視覚による「白」と「白い」の意味記述は以下のように記述されている。

白：色の名。雪、塩などの色。あらゆる波長にわたる可視光線を一様に反射する物体を見て感じられる色。明るくて特別の色がないと感じられる状態。
 (『日本国語大辞典 第二版』 2000 : 488)

白い：白色である。雪の色である。
 (『日本国語大辞典 第二版』 2000 : 490)

『日本国語大辞典 第二版』では、「白」と「白い」は視覚を通じ、具体物の「雪」や「塩」などの色と描写されている。また、「白」は「明るくて特別の色がないと感じられる状態」を描写することができる。具体的に、視覚を通じて「白」の表現が文中においてどのような意味で表せるのか、また、どのようなイメージが作り上げられていくのか、単なる辞書の意味からでは分からない。

以下では、「白」と「白い」の意味用法を考察するため、コーパスの用例から得た「白」と「白い」を抽出し、分析を行う。視覚を通じて得られる「白」と「白い」に関する表現は基本的に外界の対象の外見からの色彩の情報が主である。そのため、本稿では、「白」と「白い」を描写する名詞の特徴ごとにグループに分け、取り上げる。

表1が示すように、描写する名詞は様々であり、白は「白ワイン、白猫、白背景…」などが挙げられる。一方、「白い」では「白い歯、白い雪、白い湯気…」などが挙げられる。それらの名詞は、「a.食品、b.動植物、c.道具、d.自然環境、e.気体、f.模様」のような具体物である。これらは視覚を通じ、物理的な対象の特徴としては、直接に把握される表現であると考えられる。以上の考察から、「白」と「白い」の「視覚」を通じた意味用法を表1のようにまとめる。

表1 「白」と「白い」の意味用法

視覚
a. 食品 (ex: 白ワイン、白砂糖、白い飯、白い歯…)
b. 動植物 (ex: 白猫、白薔薇、白い鳥、白い花…)
c. 道具 (ex: 白足袋、白封筒、白い杖、白い糸…)
d. 自然環境 (ex: 白い雪、白い山…)
e. 気体 (ex: 白い息、白い湯気…)
f. 模様 (ex: 白無地、白背景、白い斑点、白い矢印…)

次に、「夜が白々と明けてきた。」における「白々」の意味が「白」、「白い」の視覚からどのように拡張してきたかを分析する。まず、コーパスにおいて、「白々」の用例を抽出したところ、動詞と共起する表現が多く見られた。「白々+と+動詞」は最も多い71.7%であり、「白々+(と)+動詞」は3.8%、「白々+に+動詞」は1.3%であった。

(13)a. やがてその夜も白々と明け始め、隣の家から彼の助けをした隣の男の声が聞こえてくる。

(NLT)

b. やがて鶏が鳴き始め、夜が白々と明けてきました。 (NLT)

c. 夜の名残の星がまるで見守るように白々と輝いている。 (NLT)

(13)のように動詞と共起する場合、補助動詞である「-てはじめ」、「-てきた」、「-ている」を使う表現が多く見られる。(13a)は視覚を通じ、「少しずつ明るくなっていくさま」のように時間の開始を表す。(13b)は視覚を通じ、「朝日が昇る時にだんだん明るくなってきたさま」のように時間的に変化して行く意味を表す。(13c)は視覚を通じ、「星が空にきらきら光っている」のように時間的に持続する意味を持つようになった。よって、「白々」は視覚を通して時間軸を獲得し、目の前の状況・場面がどの段階にあるかという時間的アスペクト(開始、完了、継続)を表すことが可能である。

また、「白々」は名詞と共起する意味拡張も見られる。例えば、(14)と(15)の例を挙げ、説明してみる。

(14)a. カーテン越しに射し込む白々とした朝の光…。 (NLT)

b. コメだけでなく棚のすべての食料がからっぽになる白々とした光景を、ある種の緊張感とともに幻視することがある。 (NLT)

(15)a. 君はそのとき、白々とした無表情の顔をするのだよ。 (NLT)

b. しらじらとした沈黙が訪れた。 (NLT)

(14)と(15)はすべて視覚を通し、それぞれ異なる場面(具体的な状況から抽象的な状況へ)を描写し、「白々」の意味拡張が見られる。まず、(14)は視覚を通し、「朝の光」、「光景」を描写するが、「朝の光」、「光景」の色は<白>を表しつつ、<何もない>という意味も表せる。例えば、(14')のように入れ替えることが可能である。

(14')a. カーテン越しに射し込むもう夜ではない、いかにも白く見える朝の光…。 (作例)

b. コメだけでなく棚のすべての食料がからっぽになる何もない光景を、ある種の緊張感とともに幻視することがある。 (作例)

また、(15)は(14)に比べ、単なる目の前の状況を描写するのではなく、特定の状態にある人間の感覚対象のイメージをより強くする。つまり、(15)は<何もない>という具体的な描写場面を背景として、緊張などの感情のイメージを視覚可能な(人間の様子・行為)である「無表情の顔、気分」と共起させる。そして、「視覚から人間の外見描写へ」、「視覚から人間の内面描写へ」という意味拡張とみなすことが可能である。

以上の考察から、「白々」は主に「視覚」と「視覚から人間の外見描写・内面描写」を通じた意味拡張

が見られる。また、意味拡張の方向性について、「視覚」をはじめ、「視覚を背景化してから時間感覚へ」という認知プロセスが明らかになった。そして、「視覚と時間的変化を背景化してから人間の外見描写・内面描写へ」という認知プロセスが明らかになった(表2を参照)。

表2 「白々」の意味拡張及び認知プロセス

視覚 (目の前の場面/状況)	時間的な変化	人間の外見描写・内面描写
I 目の前の状況 (何もない) ex. 白々とした朝の光、白々とした光景、白々とした秋風の道。	II 視覚を背景化してから時間感覚へ ex. やがて鶏が鳴き始め、夜が白々と明けてきました。	III 特定の状態にある人間の感覚対象のイメージ (緊張、不安、失望、無関心など) ex. 白々とした顔、白々とした空虚感、白々とした気分。

上記の分析結果に基づき、はじめにのところで挙げた例文(4)に前後文脈を付け加えてみると、「白々」は視覚を通し間軸を獲得し、目の前の状況・場面がどの段階にあるかという時間的アスペクトを表すことが可能であるが、「白い」が使えない理由にもなり得る。

(16)いままスーパーマーケットの中を歩き回りながら、コメだけでなく棚のすべての食料がからっぽになる(白々とした/*非常に白い)光景を、ある種の緊張感とともに幻視することがある。

(NLT)

(16)は目の前の不明瞭な状況に基づき、話者が精神的・感情的な緊張、または不安の心理状態を表すと考えられる意味拡張の一例である。つまり、「白々」の意味は一般的に外界の物理的な対象の特徴から捉えられるのではなく、話者がその場の状況から自分の感覚・イメージを通して作り上げ、それを具体的な環境に反映させていると考えられる。

最後に、コーパスの用例から「白々しい」はどのように意味拡張が行われているかを見てみる。まず、「白々」と同様に、「白々しい」も視覚を通じ、「笑顔、無表情、顔、男…」などのような人間の外見・様子を描写することが可能である。または、人間の感覚・心理状態を表す「気持ち、虚無感、感じ」などの名詞にも共起することが可能である。その他に、「白々しい」は「白々」と異なり、(17)と(18)のように人間の言動・行為を表す「言葉、嘘、言い訳、内容」などの名詞と共起することが可能である。

(17)切実な問題につきあたるたびにのまされる苦汁は、いつも白々しい嘘やずるい黙殺や問題のすりかえであることは、だれでも経験しているところである。

(NLT)

(18)政策失敗や不祥事でも責任を取らず、誰の目にも明らかなほど白々しい内容で言い訳する官僚。

(NLT)

(17)の「白々しい嘘」と(18)の「白々しい内容」は現実に存在しない出来事の状況に対し、誰にでもマイナスイメージを伝えることができる表現である。山梨(2000)では、外部世界の理解には、具体的な解釈レベルからより抽象的な解釈のレベル(あるいは、特定の解釈のレベルからより一般的な解釈のレベル)にいたるまで様々な認知プロセスがかかわっている。つまり、「白々しい」には視覚に基づく<何もない>という状況から、<その時に感じる緊張、無関心などのような気持ち>という話者の感情にかかわっているに限られない。社会的・文化的観点からの動機付け<マイナスイメージ・好ましくない認識>が埋め込まれた背景として存在することが捉えられる。

以上の考察から、「白々しい」の意味を表す認知プロセスは、視覚を通じて得られる「白」と「白い」に関し、話者が何もないといった目の前の状況を、視覚を通じてある感覚・イメージを作り上げる。その後、視覚を背景化し、外部世界の主体的な解釈と意味づけ、環境・社会で一般化される共通認識が生み出される(表3を参照)。

表3 「白々しい」の意味拡張及び認知プロセス

視覚（目の前の状況）から人間の感覚・イメージを作り上げ、さらに社会による共通認識		
I（何も無い）目の前の状況	II その時に話者の感情・言動 ex. 白々しい気持ち、白々しい答弁...	III マイナスイメージ・社会一般化される好ましくない認識 ex. 白々しい嘘、白々しい内容、白々しい言い訳...

4. まとめ

本稿では、視覚で認知された事物の外見を描写する典型的な表現として「色彩語」を対象に、疊語「白々」と反復形容詞「白々しい」と同じ語基を持つ「白」、「白い」との意味拡張を分析した。具体的に、「白々」と「白々しい」は視覚による「白」、「白い」を持つ意味を拡張したプロセスが行われ、視覚によって認識できる色彩というより抽象的な感覚領域によって表されている可能性が明らかになった。

また、山梨(2000)が主張した認知プロセスを用い、視覚を通して「白」の表現が文中においてどのような意味変化を遂げ、どのようなイメージを作り上げていくのかを明らかにした。作られたイメージは他の語と共起することによって、新たな意味に拡張していく。こうして主体が外界を知覚・理解していく認知のプロセスを介し、「白」、「白い」から「白々」へ、さらに「白々」から「白々しい」と、それぞれ意味が結びつくとともに、意味用法が拡張していくと考えられる。

考察及び分析の結果は以下の3点にまとめられる。

- ① 「白」と「白い」は主に「視覚」と「一般認識」を通じて、2つの意味を表す語である。
- ② 「白々」の意味は一般的に外界の物理的な対象の特徴から捉えずに、その場の状況(視覚)から人間の感覚・イメージを作り上げ、他の対象に拡張していると考えられる。
- ③ 「白々しい」の意味は話者が(何も無い)目の前の状況を視覚を通じ、その時に話者がある感覚・イメージを作り上げ、社会で一般化される共通認識に拡張していく認知プロセスを通して生み出される。

表4 意味拡張及び認知プロセス

表現語	視覚		時間	視覚からある状況による		社会による共通認識
	具体物	抽象物		外見描写	内面描写	
白・白い	○	○	×	×	×	×
白々	○	×	○	○	○	×
白々しい	×	×	×	○	○	○

本稿では、日本語の色彩語である「白・白い・白々・白々しい」を対象とし、「語彙的反復表現」の意味拡張及び認知プロセスを明らかにするための、1つの研究方法を提案した。今回の考察・分析方法が他の色彩語にも同様の解釈ができるかは、今後の研究課題としたい。

参考文献

秋元美晴(2005)「複合語」日本語教育学会(編)『新版日本語教育事典』大修館書店,pp.241-243.
 荒川洋平(2006)「認知意味論に基づく重複形容詞の分析」『高見澤孟先生古希記念論文集』凡人社,pp.71-91.
 飯田寿子(2005)「形容詞性構成要素からなる重複形容詞について—構成要素の特質をめぐって—」『国語学研究』(44)「国語学研究」刊行会,pp.80-92.
 池上嘉彦(2003)「言語における<主観性>と<主観性>の指標(1)」『認知言語学論考』(3)ひつじ書房.
 池上嘉彦(2004)「言語における<主観性>と<主観性>の指標(2)」『認知言語学論考』(4)ひつじ書房.

- 石井正彦(2007)「畳語」飛田良文・遠藤好英・加藤正信・佐藤武義・蜂谷清人・前田富祺(編)『日本語学
研究事典』明治書院,p.171.
- 石川慎一郎(2017)「X々型畳語の構造・使用・意味特性：『現代日本語書き言葉均衡コーパス』を用いた
計量的調査」『統計数理研究所共同研究レポート』(373/374),pp.55-74.
- 禹吳穎(2015)「畳語の諸機能」『学習院大学人文科学論集』(24),pp.25-57.
- 小野尚之(2015)「構文的重複語形成—「女の子の子した」をめぐる—」『語彙意味論の新たな可能性
を探る』開拓社,pp.463-489.
- 坂本真樹・内海彰(2007)「色彩形容詞と名詞の相互作用による色彩形容詞メタファーの認知効果」『認知
科学』14(3)日本認知科学会,pp.380-397.
- 沢田奈保子(1992)「名詞の指定性と形容詞限定性,描写性について—色彩名詞と色彩形容詞の使い分け要
因の分析から—」『言語研究』(102)日本言語学会,pp.1-16.
- 田村泰男(2006)「現代日本語の複合形容詞・派生形容詞・畳語形容詞について」『広島大学留学生センタ
ー紀要』(16)広島大学留学生センター,pp.13-20.
- 藤村逸子(2003)「色彩名詞と色彩形容詞の対立：新聞と文学のコーパスからわかること」『日本語学習辞
書編纂に向けた電子化コーパス利用におけるコロケーション研究 中間報告論文集』,pp.25-48.
- 山梨正明(1995)『認知文法論』ひつじ書房.
- 山梨正明(1998)「五感と空間認知の言語学—感性から見た言葉と意味」『Computer Today』(83),pp.18-27.
- 山梨正明(2000)『認知言語学原理』くろしお出版.

外国語文献

- Langacker, Ronald W. (1987) *Foundations of cognitive grammar*, Vol.1.1. Stanford: Stanford University Press.
- Hubel, David H. and Torsten N. Wiesel (1962) “Receptive Fields, Binocular Interaction and Functional Architecture
in the Cat’s Visual Cortex.” *Journal of Physiology* (160) pp.106-154.

参考辞書・辞典・使用コーパス

- 『筑波ウェブコーパス』(Tsukuba Web Corpus: TWC)
- 『日本語表現・文型事典』(2002)朝倉書店.
- 『日本国語大辞典 第二版』(2000-2002)小学館国語辞典編集部編,小学館.